

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画については、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 市及び防災関係機関は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携などを強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 市及び防災関係機関は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 市及び防災関係機関は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 市及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 市の活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策に係る所掌事務等を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「盛岡市災害警戒本部設置要領」に基づいて設置し、主に災害情報の収集を行う。

【資料編3-1-1 盛岡市災害警戒本部設置要領】

(1) 設置基準

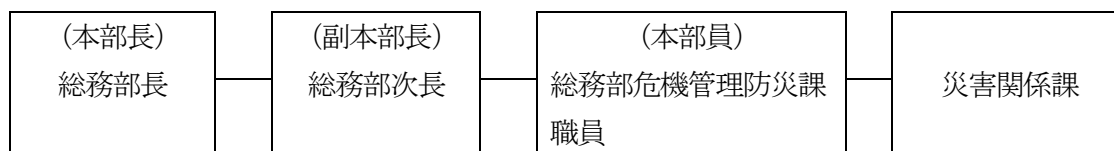
総務部長は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、災害警戒本部の設置を決定する。

ア 気象業務法第13条第1項及び第2項の規定による気象、地象又は水象についての警報（火山現象に係るものを除く。）が発表された場合

- イ 岩手山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合
- ウ 市内で震度4又は震度5弱を観測した場合
- エ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合
- オ 上記アからエに掲げる場合のほか、大雨、長雨、融雪等により、地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合
- カ 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。



(3) 所掌業務

災害警戒本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 気象予報・警報等の受領及び関係各課等への伝達
- イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係各課等への伝達
- ウ 被害の発生状況の把握
- エ 応急措置の実施
- オ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行し、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課	担当業務
市長公室部	広聴広報課	ア 報道機関への情報提供 イ インターネットによる情報提供
総務部	管財課	庁舎等の被害情報の収集
	危機管理防災課	ア 災害情報及び地震情報の収集 イ 気象警報の伝達 ウ 人的被害及び住家等の被害情報の収集 エ 消防防災施設等の被害情報の収集
市民部	市民協働推進課	コミュニティ施設等の被害情報の収集
	市民登録課	火葬場等の被害情報の収集
交流推進部	文化国際課	文化施設の被害情報の収集
	スポーツ推進課	スポーツ施設等の被害情報の収集
	観光課	観光施設等の被害情報の収集
環境部	環境企画課	飲料水供給施設の被害情報の収集
	廃棄物対策課	一般廃棄物処理施設等の被害情報の収集
	資源循環推進課	
	クリーンセンター課	
保健福祉部	地域福祉課	社会福祉施設等の被害情報の収集

部	課	担当業務
	障がい福祉課	
	長寿社会課	
	介護保険課	
	生活福祉第一課	
	生活福祉第二課	
	指導予防課	医療施設等の被害情報の収集
子ども未来部	子ども青少年課	要保護児童等の被害情報の収集
	子育てあんしん課	社会福祉施設等の被害情報の収集
商工労働部	経済企画課	商業関係・勤労者福祉施設等の被害情報の収集
	ものづくり推進課	工業関係施設等の被害情報の収集
農林部	農政課	ア 農林業施設等の被害情報の収集
	林政課	イ 農作物等の被害情報の収集
	農業委員課	ウ 家畜等被害情報の収集 エ 森林等被害情報の収集
建設部	道路管理課	ア 道路、橋りょう施設等の被害情報の収集 イ 交通規制情報の収集
	河川課	ア 管理河川等の被害情報の収集 イ 河川の水位情報の収集
	建築住宅課	市営住宅等の被害情報の収集
都市整備部	都市計画課	都市計画施設等の被害情報の収集
	景観政策課	保存建造物等の被害情報の収集
	公園みどり課	公園施設等の被害情報の収集
	建築指導課	建築物等の被害情報の収集
	盛岡南整備課	開発区域内の都市施設等の被害情報の収集
	市街地整備課	
玉山総合事務 所部	総務課	ア 災害情報及び地震情報の収集 イ 気象警報の伝達 ウ 人的被害及び住家等の被害情報の収集 エ 消防防災施設等の被害情報の収集
	住民福祉課	ア 飲料水供給施設等の被害情報の収集 イ 被災者の被害情報の収集
	産業振興課	ア 農林業施設等の被害情報の収集 イ 農作物・家畜等被害情報の収集
	建設課	ア 道路・河川・公園等施設の被害情報の収集 イ 交通規制情報の収集
医療部	総務課	医療施設等の被害情報の収集
上下水道部	総務課	上下水道施設等の被害情報の収集
	水道建設課	水道施設等の監視及び警戒

部	課	担当業務
	水道維持課	下水道施設等の監視及び警戒
	浄水課	
	下水道整備課	
	下水道施設管理課	
	玉山事務所課	
教育部	総務課	学校施設等の被害情報の収集
	学務教職員課	児童、生徒、教員等の被害情報の収集
	生涯学習課	社会教育施設の被害情報の収集
	歴史文化課	文化財等の被害情報の収集
応援部	議事総務課	応援部隊の集結場所の被害情報の収集
	選挙管理委員課	
	監査課	

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

(5) 廃止基準

本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害警戒本部を廃止する。

- ア 気象警報が解除された場合などにおいて、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づいて設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。特に台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

また、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

【資料編3-1-2 盛岡市災害対策本部条例】

【資料編3-1-3 盛岡市災害対策本部規程】

【資料編3-1-4 盛岡市災害対策本部活動要領】

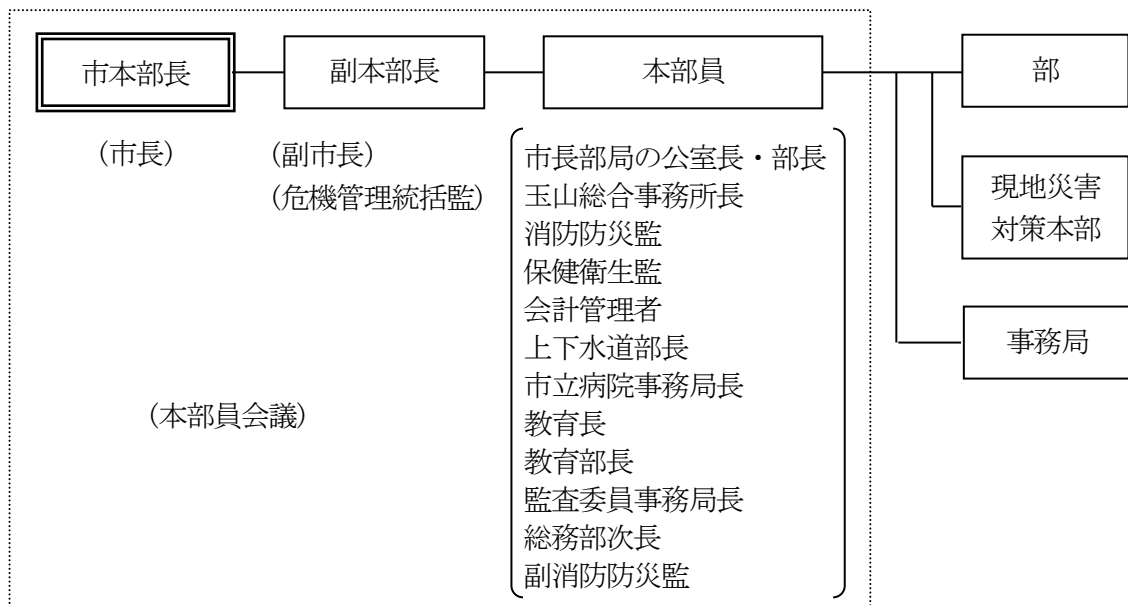
(1) 設置基準

区分	設置基準
初動配備	ア 次の警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が初動配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項及び第2項の規定による気象、地象又は水象についての警報（以下「気象警報」という。）（火山現象に係るものを除く。） (イ) 顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯発生情報） (ウ) 「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」があり、かつ、

区分	設置基準
	土砂災害警戒情報が発表された場合 (エ) 水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項の規定による北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報又は雫石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報（以下「氾濫警戒情報」という。） (オ) 水防法第16条第1項及び第2項の規定による北上川水防警報（出動）、雫石川水防警報（出動）、中津川水防警報（出動）、築川水防警報（出動）、松川水防警報（出動）、諸葛川水防警報（出動）又は米内川水防警報（出動）（以下「水防警報（出動）」という。） イ その他本部長が特に必要と認めたとき。
警戒配備	ア 次の警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア) 気象警報（火山現象に係るものを除く。） (イ) 氾濫警戒情報 (ウ) 水防警報（出動） イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 ウ 市内で震度5強を観測したとき。 エ 岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表されたとき。 オ その他本部長が特に必要と認めたとき。
非常配備	ア 次の警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア) 気象警報（火山現象に係るものを除く。） (イ) 気象業務法第13条の2第1項の規定による気象又は地象についての警報（火山現象に係るものを除く。） (ウ) 氾濫警戒情報 (エ) 水防警報（出動） イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 ウ 市内で震度6弱以上を観測したとき。 エ 岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表されたとき。 オ その他本部長が特に必要と認めたとき。

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



ア 本部員会議

- (ア) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。
- (イ) 本部員会議は、災害応急対策の総合的な方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行う。
- (ウ) 本部員会議は原則として非公開とするが、応急対策業務を実施する機関については同席することができる。

イ 部

- (ア) 部は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- (イ) 市本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部に各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 現地災害対策本部

- (ア) 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、市本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、現地活動の指揮監督及び災害対策本部等との連絡調整を行う。

【資料編3-1-5 火山災害時の現地災害対策本部設置予定場所】

- (イ) 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他災害対策本部の職員のうちから市本部長が指名する者をもって充てる。

エ 事務局

- (ア) 事務局は、本部員会議の運営、本部の事務の総合調整、防災関係機関との連絡調整、災害情報等の整理及び分析、災害応急対策の立案及び現地活動の進捗管理及び災害広報並びに報道機関との連絡調整に関する事務を処理する。

(イ) 事務局は、事務局長（総務部長）、副事務局長（総務部次長）及び事務局員（総務部危機管理防災課職員及び事務局長が指定する職員）をもって組織する。

(3) 設置場所

災害対策本部は、盛岡市役所本庁舎別館4階に設置する。ただし、盛岡市役所本庁舎が重大な被害を受けた場合は、都南分庁舎又は玉山分庁舎に設置する。

(4) 分掌事務

ア 災害対策本部の分掌事務は、盛岡市災害対策本部規程のとおりとする。

イ 各部は、所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

区分		活動事項
災害発生前	ア 事前の情報収集及び連絡調整	(ア) 気象状況の把握及び分析 (イ) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (ウ) 盛岡地方気象台、県盛岡地方支部その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ並びに警戒体制の強化
	イ 災害対策用資機材の点検整備	(ア) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (イ) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (ウ) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	ウ 避難対策	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難誘導の準備
	エ 活動体制の整備	(ア) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (イ) 医療救護班の活動開始準備
	オ 活動体制の徹底	(ア) 災害対策本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (イ) 報道機関に対する災害対策本部設置の発表 (ウ) 防災関係機関及び県盛岡地方支部に対する災害対策本部設置の通知 (エ) 災害応急対策用車両等の確保 (オ) 各部及び防災関係機関の配備状況の把握
災害発生後	カ 情報連絡活動	(ア) 被害状況の迅速かつ的確な把握 (イ) 被害速報の集計及び報告 (ウ) 災害情報の整理 (エ) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (オ) 気象情報の把握及び伝達 (カ) 警察署等との災害情報の照合

区分		活動事項
災害発生後	キ 本部員会議の開催	(ア) 災害の規模及び動向の把握 (イ) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (ウ) 自衛隊災害派遣要請 (エ) 災害救助法の適用 (オ) 災害応急対策の調整 (カ) 配備体制の変更 (キ) 現地災害対策本部の設置 (ク) 市本部長指令の通知
	ク 災害広報	(ア) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (イ) 災害写真及び災害ビデオの撮影並びに災害情報等の広報資料の収集
	ケ 避難及び救出対策	(ア) 避難指示、緊急安全確保及び避難誘導 (イ) 被災者の救出救護 (ウ) 避難状況の把握 (エ) 避難場所の開設及び運営
	コ 自衛隊災害派遣要請	(ア) 孤立地帯の偵察及び救援要請 (イ) 被災者の捜索及び救助要請 (ウ) 給食給水活動要請
	サ 県等に対する応援要請	(ア) 被災者の捜索及び救助要請 (イ) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (ウ) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	シ ボランティア活動対策	(ア) ボランティア活動に対する支援 (イ) ボランティア活動に係る関係機関との連絡調整
	ス 災害救助法適用対策	(ア) 被害状況の把握 (イ) 災害救助法に基づく救助の実施
	セ 現地災害対策本部の設置	(ア) 編成指示 (イ) 編成 (ウ) 派遣
	ソ 機動力及び輸送力の確保対策	(ア) 災害応急対策用車両等の確保 (イ) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (ウ) 道路上の障害物の除去 (エ) 道路交通の確保
	タ 医療及び保健対策	(ア) 応急医療及び保健活動の実施 (イ) 医薬品及び医療用資機材の調達
	チ 給水対策	(ア) 水道水の確保及び給水の実施 (イ) 応急復旧・応急給水用資機材の確保

区分		活動事項
災害発生後	ツ 食料等の応急対策	(ア) 災害用応急米穀の調達 (イ) 副食品等の調達
	テ 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達
	ト 防疫対策	(ア) 防疫活動の実施 (イ) 食品衛生活動の実施 (ウ) 防疫用資機材の調達
	ナ 文教対策	(ア) 応急教育の実施 (イ) 市立学校等の応急対策の実施
	ニ 農林水産応急対策	(ア) 農林水産被害の把握 (イ) 病虫害防除の実施 (ウ) 家畜防疫の実施
	ヌ 土木応急対策	(ア) 土木関係被害の把握 (イ) 道路交通応急対策の実施 (ウ) 下水道応急対策の実施 (エ) 直営工事応急対策の実施 (オ) 浸水対策の実施 (カ) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
	ネ 被災者見舞対策	(ア) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (イ) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
	ノ 被災者に対する生活確保対策	(ア) 被災者の住宅対策 (イ) 農林水産復旧対策 (ウ) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (エ) 商工業復旧対策 (オ) 公共土木施設関係復旧対策 (カ) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付

(5) 市は、後発災害の発生が懸念される場合において、当該後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

(6) 市本部長は、必要に応じ関係指定地方行政機関又は関係指定地方公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

【資料編3-1-6 災害時の情報交換に関する協定（リエゾン協定）】

(7) 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(8) 廃止基準

市本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を廃止する。

ア 市本部長が、予想された災害の危険が解消したと認めるとき。

イ 市本部長が、災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認めるとき。

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

災害対策本部等の配備体制は、次のとおりとする。

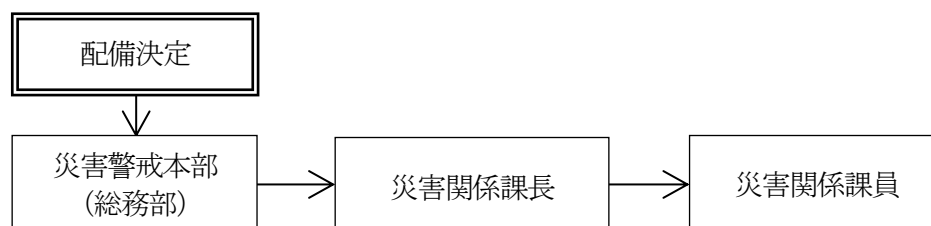
配備体制		配備職員
災害警戒本部		総務部危機管理防災課及び関係課の職員
災害対策本部	初動配備	担当部（※）の部長があらかじめ指名する職員
	警戒配備	主査以上の職員及び部長があらかじめ指名する職員
	非常配備	全職員

※初動配備における担当部は、総務部（管財課）、農林部（農政課、林政課）、建設部（道路管理課、道路建設課、河川課）、都市整備部（公園みどり課）、玉山総合事務所部（総務課、建設課、産業振興課）、上下水道部（下水道施設管理課）とする。

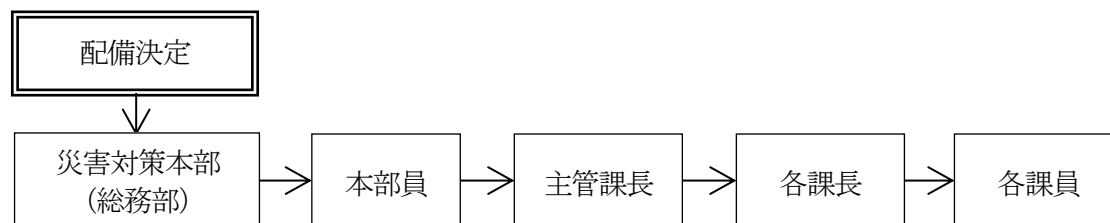
2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	電子メール、庁内放送、電話等
勤務時間外	電子メール、電話、携帯電話等

(2) 各課等の長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順位

イ 職員ごとの参集場所、参集方法及び所要時間

ウ 勤務所に参集できない場合の参集先

エ その他必要な事項

【資料編3-1-7 通報順位表】

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに直ちに勤務所に参集する。

5 勤務所に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により勤務所に参集できない場合は、最寄りの市庁舎その他の出先機関に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに市本部長に報告する。
- (4) 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を勤務所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

6 初動班の参集

震度5強以上の地震が発生した場合は、勤務所からおおむね2キロメートル以内に居住する職員は、初動体制を確立するため、直ちに勤務所に参集し、次の事項を処理する。ただし、所期の目的を達したと認めるときは、担当業務に移行する。

- (1) 被害状況等の情報収集
- (2) 市本部長の指令等の伝達
- (3) 防災関係機関等との連絡調整

7 応援職員の動員

- (1) 各部長は、部内各課の対策要員に不足が生じた場合は、部内の他課の職員を応援させる。
- (2) 各部長は、部内の職員を総動員してもなお不足する場合は、総務部長に対策要員の増員の要請を行う。
- (3) 総務部長は、各部長から増員の要請を受けた場合は、速やかに不足する人員を応援部及び他部から増員するよう職員課長に指示する。
- (4) 職員課長は、他部へ応援可能な人員を常時把握するとともに、総務部長から指示を受けた場合は、速やかに不足する部ごとの人員を増員し、総務部長に報告する。
- (5) 市本部長は、全職員をもってしてもなおかつ対策要員が不足する場合は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、対策要員の応援要請を行う。
- (6) 市本部長は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (7) 市本部長は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第4 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 3 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、市及び他の防災関係機関との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第1節の2 広域防災拠点活動計画

第1 基本方針

- 1 県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

第2 広域防災拠点の開設基準

県本部長、市本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

広域防災拠点の開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内で震度6弱以上を観測し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
その他	県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき

第3 広域防災拠点

岩手県広域防災拠点配置計画に定める広域防災拠点のタイプと配置場所は、次のとおりである。

タイプ	内容	配置場所
広域支援拠点 （タイプA）	効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点	盛岡・花巻エリア
後方支援拠点 （タイプB）	被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として「人」「物」「情報」に関する機能を有する公園や道の駅などの防災拠点	二戸エリア、葛巻エリア、遠野エリア、北上エリア、一関エリア、久慈エリア、宮古エリア、釜石エリア、陸前高田エリア

1 広域支援拠点

広域支援拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての役割を担い、想定する災害ごとに、直接あるいは後方支援拠点と連携を行う。

2 後方支援拠点

後方支援拠点は、支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ、公共土木施設等の復旧活動部隊）が集結するなど、被災地支援の「前進基地」としての役割を担い、想定する災害ごとに、広域支援拠点や港湾施設等と連携した被災地支援を行う。

第4 広域防災拠点としての盛岡市総合アリーナ（盛岡市タカヤアリーナ）等駐車場の役割及び担当業務

市の施設の中では、盛岡市総合アリーナ（盛岡タカヤアリーナ）等駐車場が広域支援拠点として位置付けられており、現場活動の支援部隊の要員交替・宿泊場所及び現場活動の支援部隊への燃料、物資、資機材等の補給場所として開設する。

1 役割

ア 施設所有者及び管理責任者は、保有する非常用発電設備等の点検や試運転を行い、発災時に使用可能な状態を保つよう努める。

イ 施設所有者及び管理責任者は、大規模災害が発生した場合には、当該施設の一般利用を中止し、県が開設する広域防災拠点施設の全部又は一部として活用することがある旨を、あらかじめ一般利用者に周知しておくものとする。

2 担当業務

ア 施設利用に係る便宜供与

イ 本部派遣連絡職員との連絡調整

ウ 県本部支援室対策班との連絡調整（県の連絡職員が派遣されない場合に限る。）

エ 施設内で活動する支援部隊との連絡調整（県の連絡職員が派遣されない場合に限る。）

オ 施設の一般利用者等の安全確保及び必要な調整等

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本計画

- 1 気象等の予報、警報等（以下「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって防災関係機関及び市民に迅速に伝達する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を防災関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	情報伝達の内容
市本部長	気象予報・警報等の周知
盛岡地区広域消防組合	火災警報の発表
岩手県	1 気象予報・警報等の伝達 2 北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報、雫石川洪水予報等の伝達 3 北上川・雫石川・中津川水防警報の伝達 4 土砂災害警戒情報の発表
盛岡広域振興局土木部	1 県管理河川水防警報等の伝達 2 県管理河川避難判断水位情報等の伝達
岩手河川国道事務所	1 北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報、雫石川洪水予報等の発表 2 北上川・雫石川・中津川水防警報の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
NTT東日本（株） 又はNTT西日本（株）	気象警報等の伝達
盛岡地方気象台	1 気象予報・警報等の発表 2 北上川上流（雫石川及び中津川を含む。）洪水予報、雫石川洪水予報等の発表 3 土砂災害警戒情報の発表 4 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局	気象予報・警報等の放送
（株）IBC岩手放送	
（株）テレビ岩手	
（株）岩手めんこいテレビ	
（株）岩手朝日テレビ	
（株）エフエム岩手	

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 気象予報・警報等の伝達 2 水防に関する情報伝達

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

ア 気象業務法に基づくもの

(ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「市民等がとるべき行動」を5段階に分け、「市民等がとるべき行動」と「当該行動を市民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「市民等がとるべき行動」、「当該行動を市民等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、市民等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(イ) 情報の種類

種類		概要
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想された場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるな

種類		概要
		ど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水及び中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒情報※1	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※1 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(ウ) 注意報の種類と概要

種類		概要
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類	概要
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(エ) 警報の種類と概要

種類	概要
警報	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル3である。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3である。

【警報・注意報発表基準一覧表】

警報・注意報発表基準一覧表		令和7年5月29日現在 発表官署 盛岡地方気象台	
盛岡市	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域	
	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	98
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=37.6, 大沢川流域=6.6, 南川流域=10.8, 築川流域=17.4, 濁川流域=9.9, 大橋川流域=5.4, 松川流域=22.8, 西都川流域=5.4, 金洗川流域=6.2, 砂子川流域=5.6, 諸葛川流域=18.1, 米内川流域=15.5, 湯沢川流域=5.7, 生出川流域=9.4, 飛田川流域=5.7
		複合基準*1	北上川流域=(6, 33.8), 雫石川流域=(12, 35.5), 大橋川流域=(8, 4.8), 松川流域=(6, 20.5)
		指定河川洪水予報 による基準	北上川上流[館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川[太田橋]
	暴風	平均風速	16m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う
注意報	大雪	降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ40cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	66
	洪水	流域雨量指数基準	北上川流域=30, 大沢川流域=5.2, 南川流域=6.8, 築川流域=13.9, 濁川流域=7.9, 大橋川流域=4.3, 松川流域=18.2, 西都川流域=4.3, 金洗川流域=4.9, 砂子川流域=4.4, 諸葛川流域=14.4, 米内川流域=12.4, 湯沢川流域=4.6, 生出川流域=7.5, 飛田川流域=4.6
		複合基準*1	北上川流域=(5, 26), 大沢川流域=(5, 5.2), 南川流域=(5, 6.8), 雫石川流域=(6, 23.3), 濁川流域=(5, 7.9), 大橋川流域=(5, 4.3), 松川流域=(6, 14.6), 西都川流域=(6, 3.4), 金洗川流域=(5, 4.9), 砂子川流域=(5, 4.4), 湯沢川流域=(5, 4.5), 飛田川流域=(6, 3.6)
		指定河川洪水予報 による基準	北上川上流[館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川[太田橋]
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雪	降雪等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
	着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

【大雨及び洪水注意報・警報基準表について】

- (1) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (2) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。
- (3) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、表中では市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (5) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定している

が、表中では主要な河川における代表地点の基準値を示している。

- (6) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。
- (7) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (8) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【参考】

(1) 土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

(2) 流域雨量指数

流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

(3) 表面雨量指数

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

(オ) 特別警報の種類と概要

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重

種類	概要
	大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

【特別警報の発表基準】

現象	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合※
高潮		高潮になると予想される場合※
波浪		高波になると予想される場合※
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※	

※ 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等に関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表が判断される。

(カ) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布等)

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路

種類	概要
警報の危険度分布)	を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を常時10分ごとに更新している。

(キ) 地震動の警報（緊急地震速報（警報））

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想される地域に対し、気象庁から緊急地震速報（警報）が発表される。

緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想された場合のものを特別警報に位置付けている。

(ク) 地震情報の種類と内容

市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震	・震度1以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マ

源・震度情報	・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	グニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合以上	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(ケ) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等提供している資料。

種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全

概況	国の震度などをとりまとめた資料
----	-----------------

(コ) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

第2章第16節「火山災害予防計画」に示すとおり

イ 消防法に基づくもの

種類	通報基準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。） (ア) 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 (イ) 最小湿度35%以下、実効湿度60%以下と予想される場合 (ウ) 平均風速が11m/s以上と予想される場合
火災警報	火災気象通報が通知され、気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

ウ 水防法に基づくもの

北上川・雫石川・中津川・築川・松川・北上川（県）・諸葛川・米内川水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの。ただし、河川の状況により必要がないと認められる場合は、「待機」は行わないことができる。		
	種類	内容	発表基準
	待機	水防団員の足留を行うもの	雨量・水位・流量その他の河川状況等により必要と認められるとき。
	準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの	水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
	出動	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を越え又は越えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められたとき。
	解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき。
	情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法壊・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする	適宜

	る事項を通知するもの	
県管理河川氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの	
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し、避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの	

エ 水防法及び気象業務法に基づくもの

(ア) 一般河川等の水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

(イ) 指定河川洪水予報

種類	概要
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性が無くなった場合を除く）に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危

種類	概要
	険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報	気象庁 盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図（別図1－1）のとおり
火災気象通報・火災警報	盛岡地方気象台	火災気象通報・火災警報伝達系統図（別図1－2）のとおり
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図（別図1－3）のとおり
地震に関する情報	気象庁 仙台管区気象台 盛岡地方気象台	津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図（別図1－4）のとおり
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・雫石川洪水予報	盛岡地方気象台及び岩手河川国道事務所	北上川上流洪水（雫石川・中津川を含む。）・雫石川予報伝達系統図（別図2）のとおり
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）・築川・松川・北上川（県）・諸葛川・米内川水防警報（情報、警報）	岩手河川国道事務所 岩手県河川課 広域振興局土木部	北上川・雫石川・中津川・築川・松川・北上川（県）・諸葛川・米内川水防警報及び氾濫危険水位情報等伝達系統図（別図3）のとおり
県管理河川避難判断水位・氾濫危険水位情報	盛岡広域振興局土木部	北上川・雫石川・中津川・築川・松川・北上川（県）・諸葛川・米内川水防警報及び氾濫危険水位情報等伝達系統図（別図3）のとおり
ダム放流情報	四十四田、御所、綱取ダム管理事務所等	ダム放流連絡系統図（別図4～6）のとおり
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	噴火警報、噴火予報、噴火速報、火山情報伝達系統図（別図7）のとおり
火災警報	盛岡地区広域消防組合	火災警報伝達系統図（別図8）のとおり

(3) 伝達機関等の責務

ア 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。

イ 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

ウ 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 市の措置

ア 気象予報・警報等の通知を受けた又は自ら知った場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内容	担当部	通知先
気象予報・警報等、火災気象通報、土砂災害警戒情報及び地震に関する情報	総務部	(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住民
北上川上流（雫石川・中津川を含む。）洪水予報、北上川・雫石川・中津川・築川・松川・諸葛川・米内川水防警報及びダム放流情報、県管理河川氾濫危険水位情報	総務部 保健福祉部	(ア) 関係課 (イ) 消防団(水防団) (ウ) 盛岡地区広域消防組合 (エ) 市内各学校 (オ) 市出先機関 (カ) 指定緊急避難場所 (キ) 住民 (ク) 浸水区域内の地下街等及び災害時要配慮者施設
火災警報	総務部	(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住民
火山に関する予報・警報・情報	総務部	(ア) 関係課 (イ) 消防団 (ウ) 住民

イ 市は、盛岡地区広域消防組合から、当該消防組合が入手した気象予報・警報等の通報を受ける。

ウ 勤務時間外、休日等において気象予報・警報等を受理したときは、直ちに総務部に伝達する。

エ 市の伝達経路は、別図1から8及び別表のとおりとする。

オ 市は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。

カ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね次の方法による。

(ア) テレビ・ラジオ放送

(イ) インターネット（ホームページ及び携帯端末に配信できるサービス）

(ウ) 電話

(エ) 広報車

- (オ) サイレン
- (カ) CATV
- (キ) 自主防災組織等の広報活動
- (ク) 同報系防災行政無線
- (ケ) ダム放流警報設備

【資料編3-2-1 四十四田ダム及び御所ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書】

【資料編3-2-2 綱取ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書】

キ 水防法第15条の規定による、浸水想定区域内の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等及び主として要配慮者が利用する施設への洪水予報等の伝達は、別図2及び電話等により行うものとする。

ク 市は、気象特別警報を受領又は自ら知ったときは、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、関係機関に通知する。

ケ 気象特別警報等については、「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。

※ Jアラート 弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房、気象庁及び消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

コ 防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

(5) 防災関係機関の措置

ア NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社

警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市に伝達する。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕等により放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象及び災害の発生により被害のある現象を発見した者は、速やかに最寄りの防災関係機関等に通報する。

イ 防災関係機関等は、異常現象の通報を受けたときは、市に通報する。

ウ 市は、異常現象の通報を受けたときは、その内容に応じて予防等の措置を講ずるべき所管の関係課に通知するとともに、次の区分に従い、担当機関に通報する。

種別	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 盛岡広域振興局土木部 岩手県復興防災部防災課	国又は県の管理に関する河川に係るもの

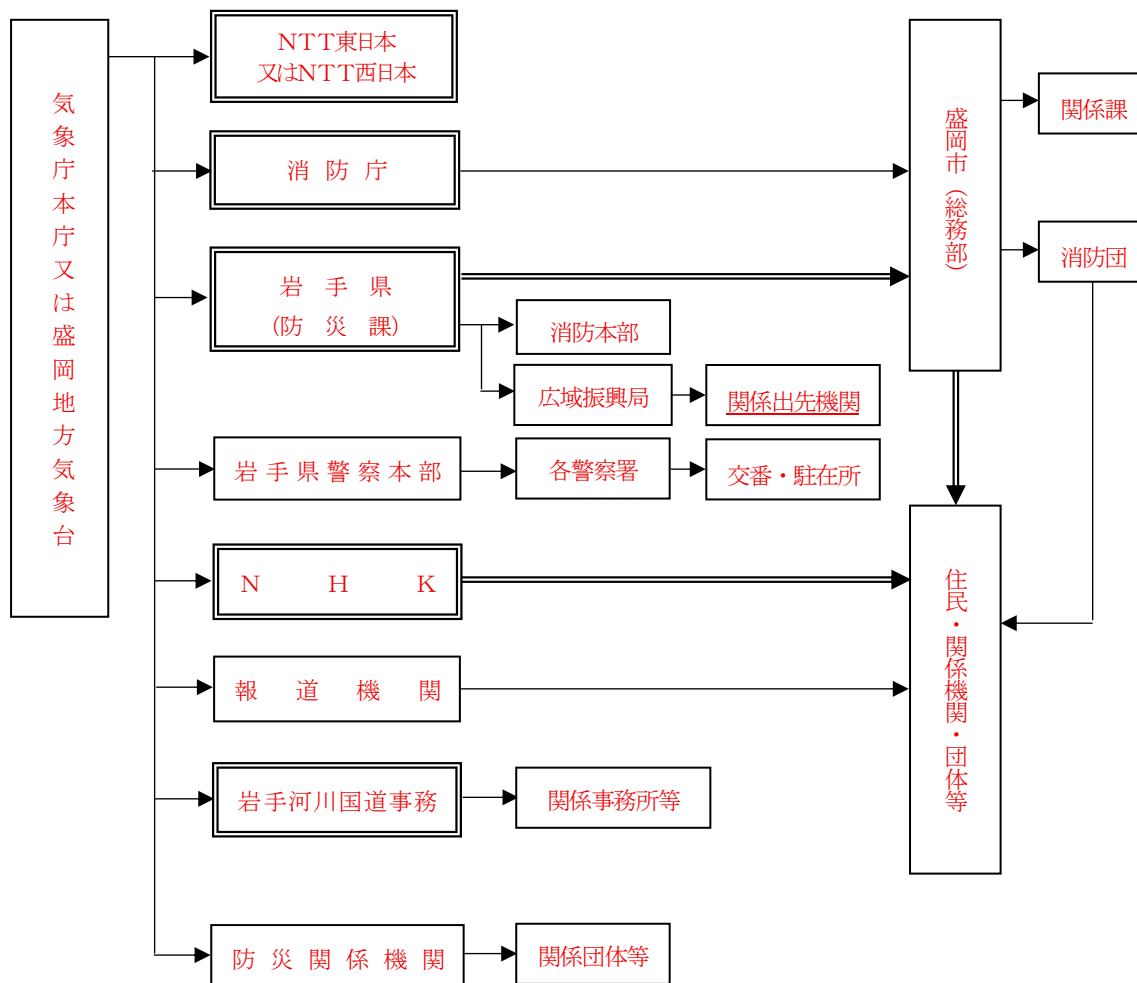
種別	担当機関	通報を要する異常現象の内容
気象、地象及び水象に関するもの	盛岡地方気象台 岩手県復興防災部防災課	気象、地象、及び水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	岩手県復興防災部防災課	国又は県が予防等の措置を必要と認められるその他の現象

(2) 異常現象の種類

通報を要する気象及び地象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区分	異常現象の内容
水防に関する事項	堤防の異常
気象に関する事項	竜巻、強い降 ^{ひょう} 雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係 ア 噴火現象 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰砂等 イ 噴火以外の火山性異常現象 （ア）火山地域での地震の群発 （イ）火山地域での鳴動の発生 （ウ）火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） （エ）噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔、火孔の新生拡大、移動噴気・噴煙の量、色、臭い、温度、昇華物の異常変化） （オ）火山流域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭い、色、濁度、温度の異常変化等） （カ）火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 （キ）火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等） 地震関係 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震 土砂災害関係 ア 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り イ がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみ出し、地鳴り
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

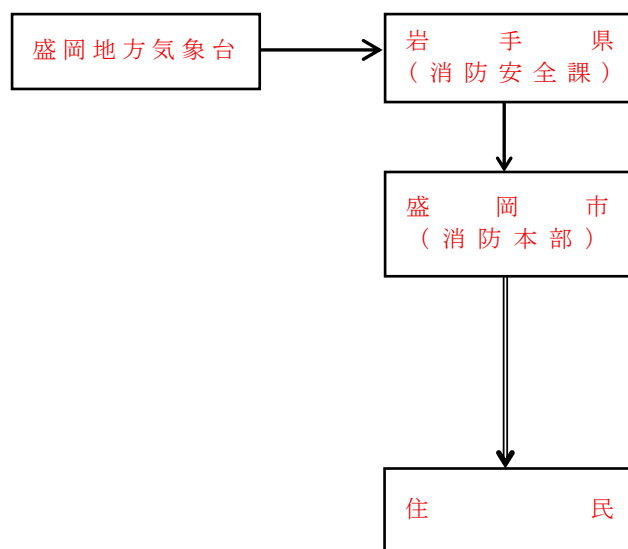
別図1-1 気象警報等伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

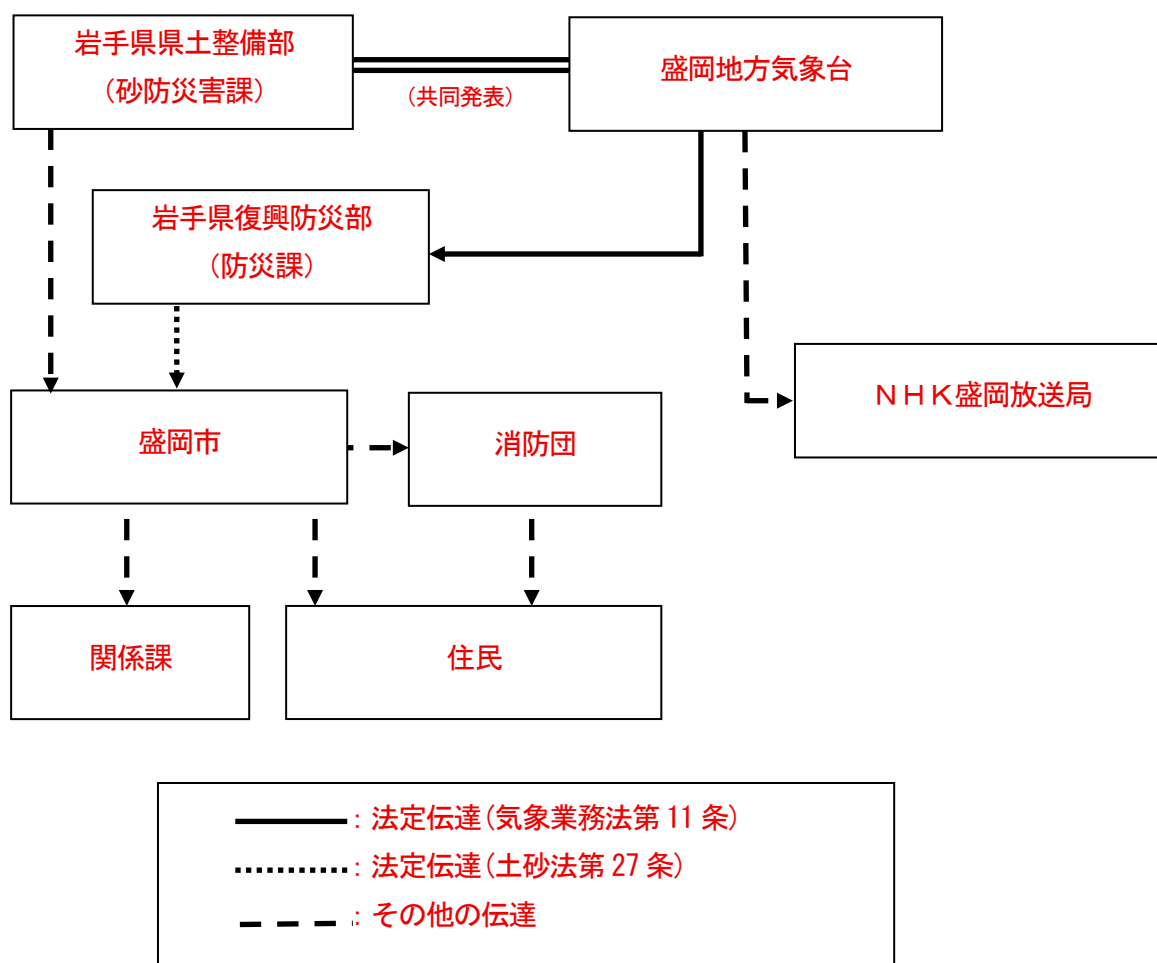
別図1－2 火災気象通報・火災警報伝達系統図



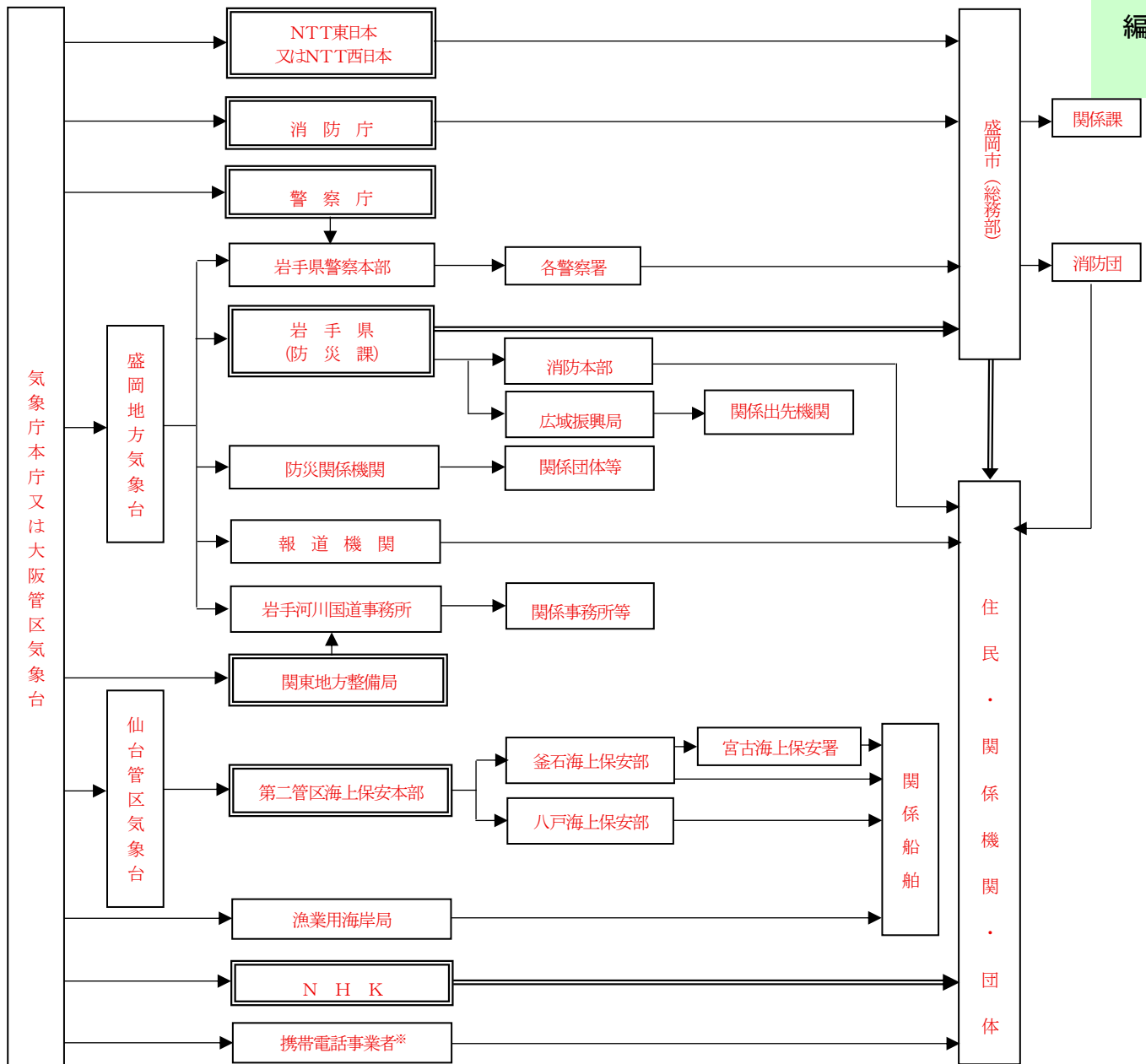
(注)

- 1 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- 2 一本線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 二本線は、火災警報の伝達系統

別図1－3 土砂災害警戒情報伝達系統図



別図1-4 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図



※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

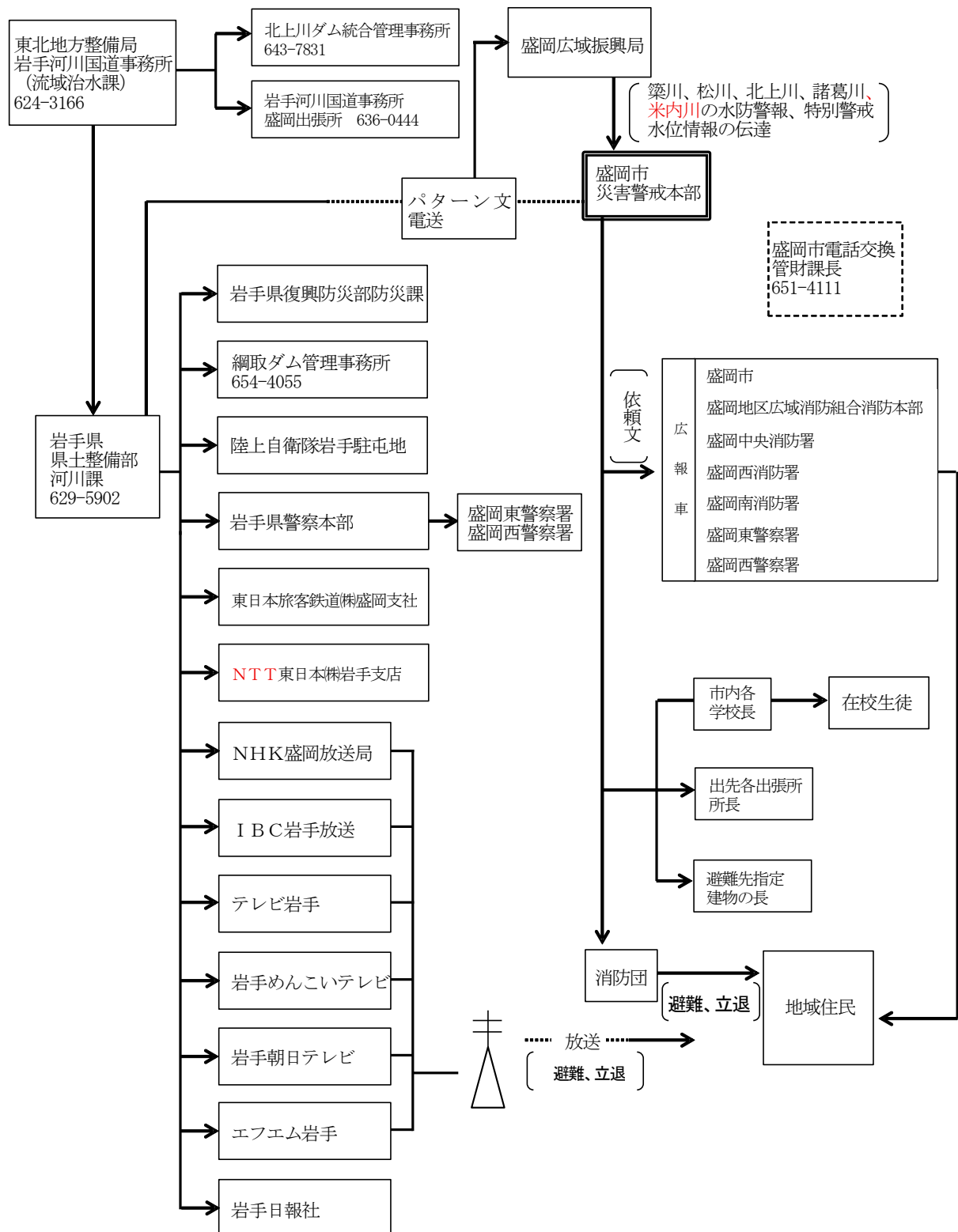
(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

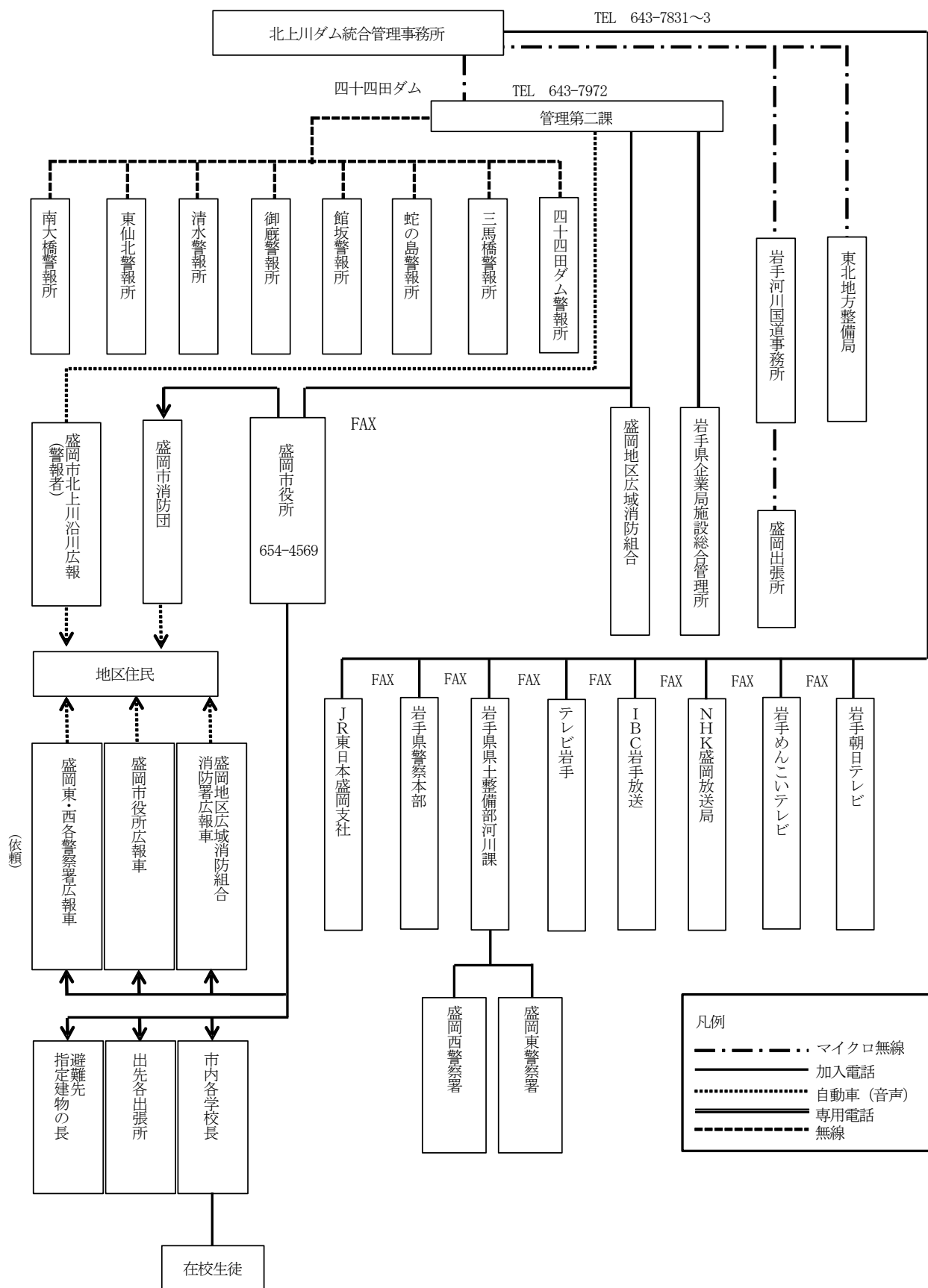
[illegible]

150

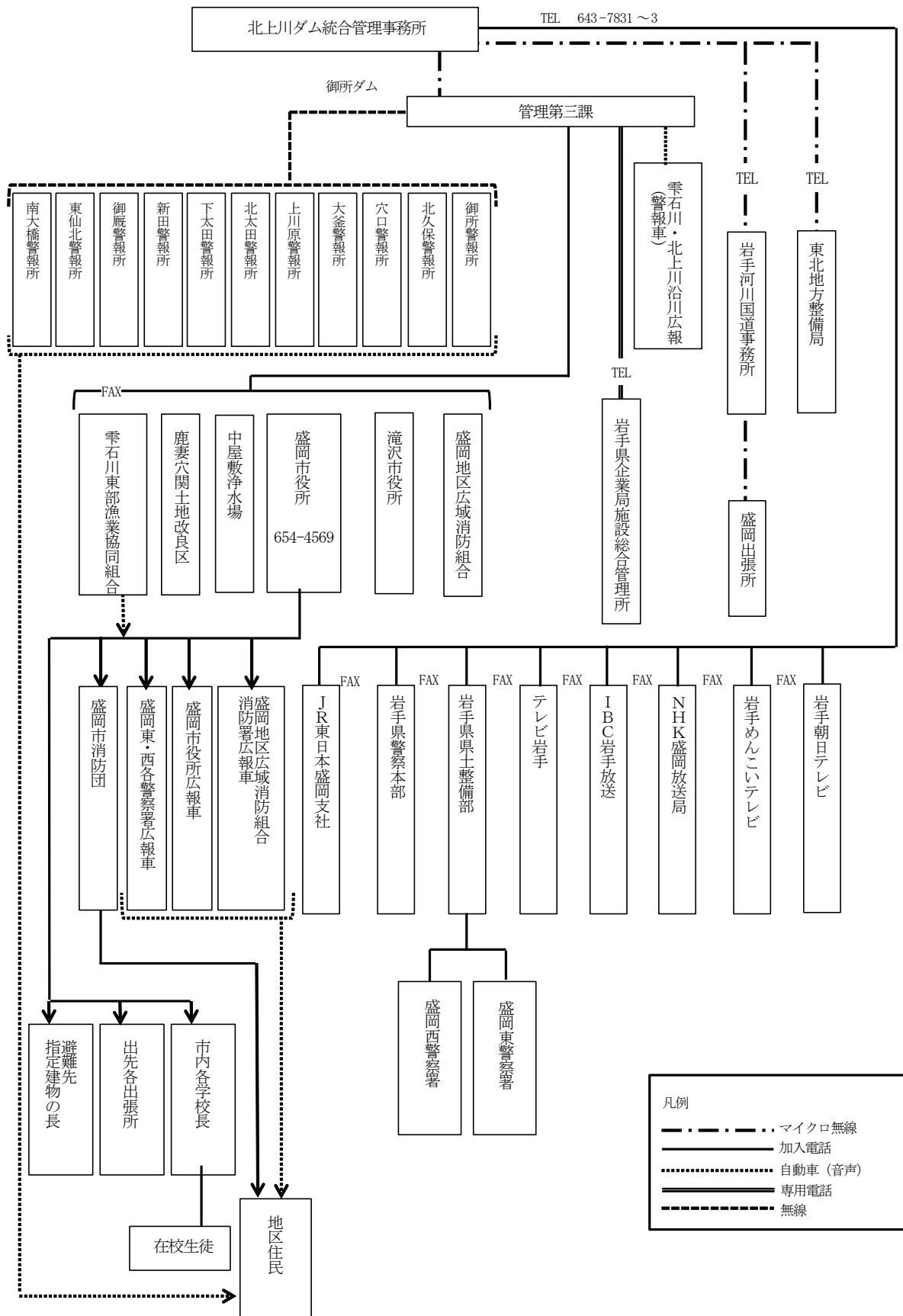
別図3 北上川・雫石川・中津川・築川・松川・北上川（県）・諸葛川・米内川水防警報及び氾濫危険水位情報等伝達系統図



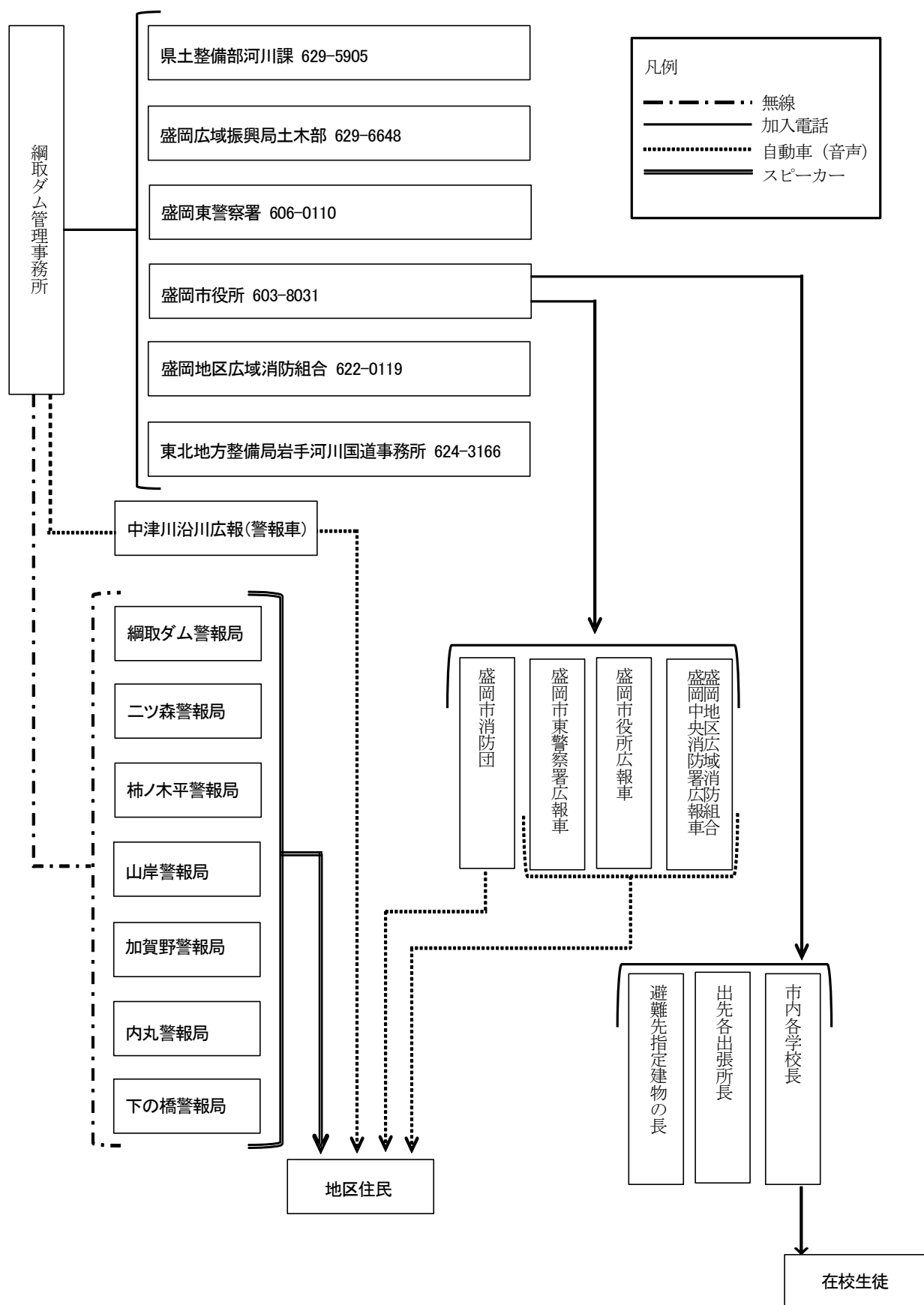
別図4 四十四田ダム放流連絡系統図



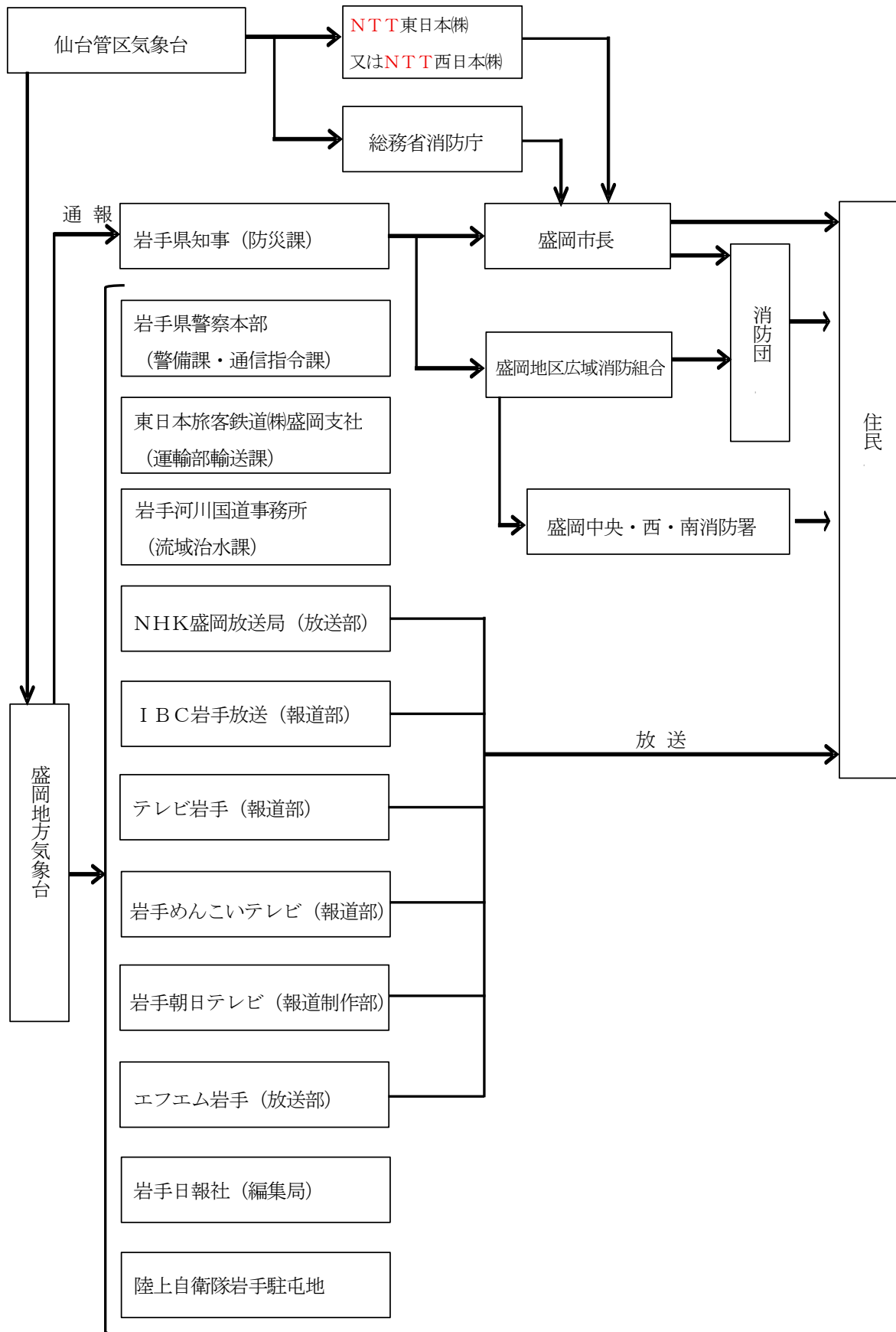
別図5 御所ダム放流連絡系統図



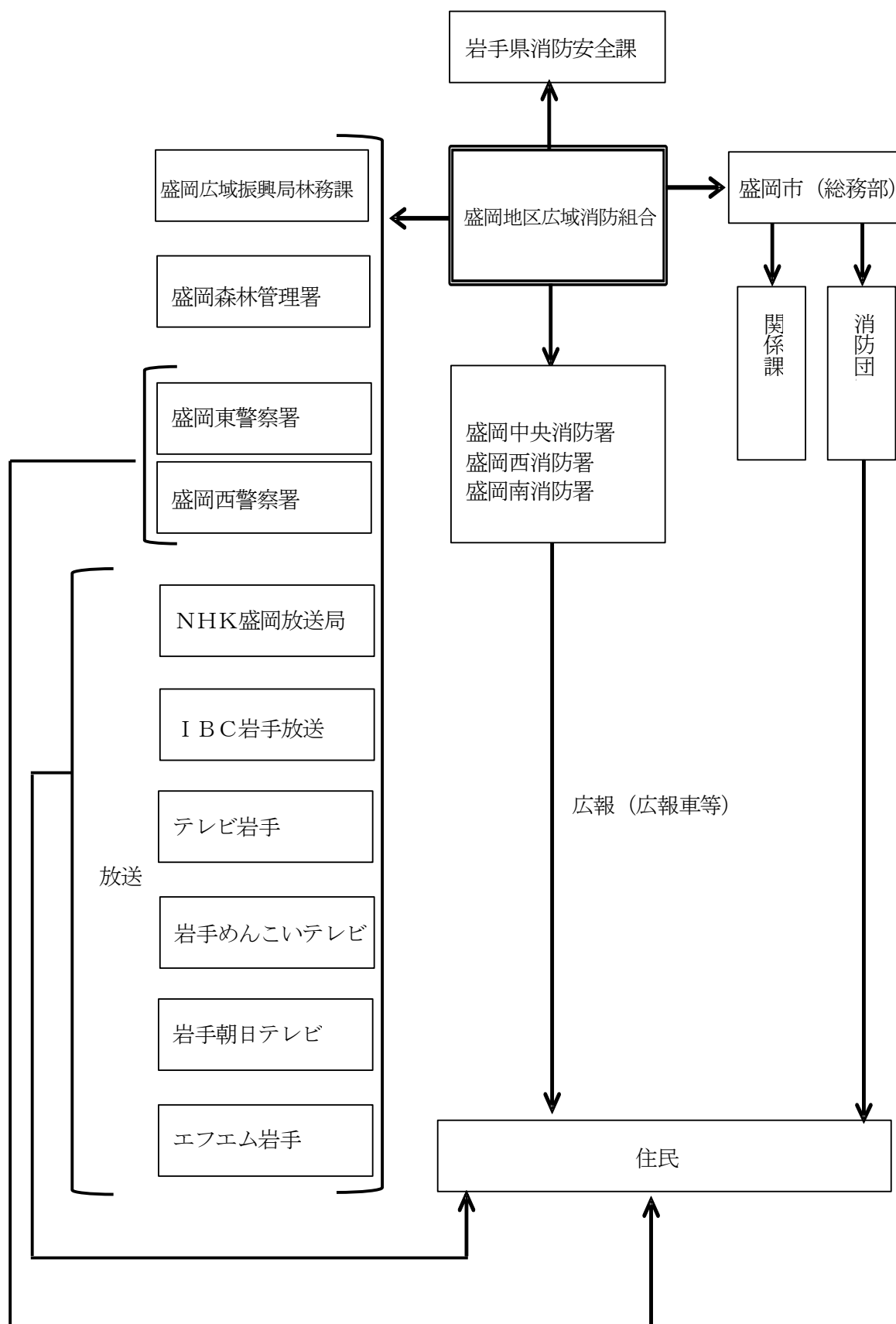
別図6 綱取ダム放流連絡系統図



別図7 噴火警報、噴火予報、噴火速報、火山情報伝達系統図



別図8 火災警報伝達系統図



別表 気象予報・警報等通知計画

区 分		気象予報・警報等の種類別伝達要否																	火山に関する予報・警報等	
		気象情報	気象注意報										気象警報							特別警報
			風雪注意報	強風注意報	大雨注意報	大雪注意報	雷注意報	乾燥注意報	霜注意報	低温注意報	なだれ注意報	洪水注意報	暴風警報	暴風雪警報	大雨警報	大雪警報	洪水警報	火災警報		
通知受領者																				
市長公室部	広報広聴課長	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務部	総務課長	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
	危機管理防災課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財政部	財政課長				○								○	○	○	○	○	○	○	○
市民部	市民協働推進課長				○							○	○	○	○	○	○	○	○	○
交流推進部	文化国際課長				○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境部	環境企画課長												○	○	○	○	○	○	○	○
保健福祉部	地域福祉課長												○	○	○	○	○	○	○	○
子ども未来部	子ども青少年課												○	○	○	○	○	○	○	○
商工労働部	経済企画課長				○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
農林部	農政課長				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設部	道路管理課長	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市整備部	都市計画課長				○								○	○	○	○	○	○	○	○
玉山総合事務所	総務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
出納部	会計課長												○	○	○	○	○	○	○	○
医療部	総務課長												○	○	○	○	○	○	○	○
上下水道部	総務課長				○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育部	総務課長			○	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
応援部	監査課長												○	○	○	○	○	○	○	○

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、専用通信施設の整備に努めるとともに、有線及び無線を通じた通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時において通信を確保できるよう、通信施設・設備の耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう資機材及び要員の確保に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用して通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

災害時において電気通信設備がふくそうした場合は、災害時優先電話又は非常・緊急電報を利用し、通信を確保する。

(1) 災害時優先電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時優先電話を利用するため、あらかじめ通信事業者に非常・緊急通話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

【資料編3-3-1 災害時優先電話一覧表】

(2) 災害時優先電話の利用

市及び防災関係機関は、電気通信設備による通話が困難である場合は、災害時優先電話用の電話機において通信を行う。

(3) 非常・緊急電報の利用

電話により非常・緊急電報を依頼する場合は、115番をダイヤルし、自己の電話番号及び発信責任者名を電報サービス取扱所に伝えて申し込む。

2 専用通信施設の利用

(1) 災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に移動系無線局については、防災拠点や被災地に重点配備する。

(2) 災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のシステム化に努めるとともに、応急復旧に必要な要員及び資機材を確保する。

【資料編3-3-2 専用通信施設の設置機関一覧表】

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

ア 市本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

- (ア) 消防通信設備
- (イ) 水防通信設備
- (ウ) 警察通信設備
- (エ) 気象通信設備
- (オ) 自衛隊通信設備
- (カ) 電力通信設備
- (キ) 鉄道通信設備

イ これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

- (ア) 利用又は使用しようとする通信施設
- (イ) 利用又は使用しようとする理由
- (ウ) 通信の内容
- (エ) 発信者及び受信者
- (オ) 利用又は使用を希望する機関
- (カ) その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

ア 市本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないとき、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のために必要があると認めるときは、非常通信を利用して通信の確保を図る。

イ 非常通信は、地震、台風、洪水、火災その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のために行われる場合に限られる。

ウ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

エ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。

【資料編3-3-3 非常通信運用細則】

オ 市本部長は、災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。

カ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- (イ) 字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- (ウ) 本文中の濁点及び半濁点は字数に数えない。
- (エ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

キ 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線団体に
対して協力を求める。

【資料編3-3-4 アマチュア無線団体一覧表】

(3) 自衛隊の要請

市本部長は、通信支援の必要がある場合は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定め
るところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 放送の利用

ア 市本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができ
ないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請手続きに関する協
定書」に定める手続きに基づき、災害に関する放送を日本放送協会盛岡放送局、株式会
社IBC岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社エフエム岩手、株式会社岩手めんこい
テレビ、株式会社岩手朝日テレビ、株式会社ラジオもりおか及び岩手ケーブルテレビ
ジョン株式会社に対して要請する。

【資料編3-3-5 災害に関する放送要請協定一覧表】

【資料編3-3-6～13 災害時における放送要請手続きに関する協定】

イ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知して行う。ただし、緊急を要
する場合は、担当部局に電話又は口頭により要請する。

- (ア) 放送を求める理由
- (イ) 放送内容
- (ウ) 放送範囲
- (エ) 放送希望時間
- (オ) その他必要な事項

4 防災相互通信用無線の整備

市及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防
災関係機関と協力して災害現場で防災活動を円滑に行うことができるよう、これら
の機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

5 通信運用マニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信並びに通
信施設の損壊に際しても通信を確保できるよう、あらかじめ災害応急対策に必要な
通信機器の需要の動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的
な運用に努めるとともに、通信施設の応急復旧に必要な資機材及び要員を確保す
る。

6 通信施設の応急復旧

災害により市の通信施設が使用不能となった場合は、業者に依頼し、速やかに
応急復旧を図る。

【資料編3-3-14 盛岡市通信施設応急復旧業者一覧表】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集及び伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により通信施設が被災した場合においても災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策を効果的に実施するため、重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集及び伝達する。
- 5 Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 6 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
市本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難指示の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家等の被害状況	2 2-1 2-2	2 2-1 2-2
	4 庁舎等の被害状況	3	3
	5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 医療施設、上下水道施設及び保健衛生施設の被害状況	B C 5 5-1	5 5-1
	7 消防防災施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設及び観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス及び火薬類施設の被害状況	9	9

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
	11 水産関係の被害状況	F	10
	12 農業施設の被害状況	F	12
	13 農作物等の被害状況	F	13
	14 家畜等の被害状況	F	14
	15 農地農業用施設の被害状況	F	15
	16 林業施設、林産物、市有林及び私有 林の被害状況	F	16
	17 河川、道路、橋りょう及び都市施設 等の被害状況	G-1	17
	18 市営住宅の被害状況	G-1	18
	19 学校に係る児童、生徒及び教職員の 被害状況	H	19
	20 学校の被害状況	H	20
	21 指定文化財の被害状況	H	21
盛岡広域振興局土木部	所管する河川、ダム、道路、橋りょう、 砂防、地すべり防止施設等の被害状況	17	17
岩手河川国道事務所	所管する河川、ダム、道路、橋りょう、 砂防、地すべり防止施設等の被害状況	17	17
北上川ダム統合管理事務所			
盛岡森林管理署	所管する森林、施設等の被害状況	16	16
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	施設等の被害状況	-	-
N T T 東日本（株）岩手支 店	所管する電気通信関係施設の被害状況	-	-
N T T ドコモビジネス（株）			
（株）N T T ドコモ			
K D D I （株）			
ソフトバンク（株）			
楽天モバイル（株）			
東日本旅客鉄道（株）盛岡支 社	所管する鉄道関係施設の被害状況	-	25
I G R いわて銀河鉄道（株）			
東北電力ネットワーク（株） 盛岡電力センター	所管する電力関係施設の被害状況	23	23
（一社）岩手県高圧ガス保安 協会	所管するガス関係施設の被害状況	9	9
盛岡ガス（株）			

【資料編3-4-2 災害情報事務処理要領実施細目】

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	管財課	庁舎等の被害報告
	危機管理防災課	1 人的被害及び住家等の被害報告 2 消防防災施設等の被害報告
市民部	市民協働推進課	コミュニティ施設等の被害報告
	市民登録課	火葬場等の被害報告
交流推進部	文化国際課	文化施設の被害報告
	スポーツ推進課	スポーツ施設の被害報告
	観光課	観光施設等の被害報告
環境部	環境企画課	飲料水供給施設の被害報告
	廃棄物対策課	一般廃棄物処理施設等の被害情報の報告
	クリーンセンター課	
	資源循環推進課	
保健福祉部	地域福祉課	社会福祉施設等の被害報告
	障がい福祉課	
	長寿社会課	
	介護保険課	
	生活福祉第一課	
	生活福祉第二課	
	指導予防課	医療施設等の被害報告
子ども未来部	子ども青少年課	要保護児童等の被害報告
		社会福祉施設等の被害報告
商工労働部	経済企画課	商業関係施設・勤労者福祉施設等の被害報告
	ものづくり推進課	工業関係施設等の被害報告
農林部	農政課	1 農林業施設等の被害報告
	林政課	2 農作物等の被害報告
	農業委員課	3 家畜等の被害報告 4 森林等の被害報告
建設部	道路管理課	道路、橋りょう施設等の被害報告
	河川課	河川管理施設等の被害報告
	建築住宅課	市営住宅等の被害報告
都市整備部	都市計画課	都市施設等の被害報告
	景観政策推進課	保存建造物等の被害報告
	公園みどり課	公園施設等の被害報告
	建築指導課	建築物等の被害報告
	盛岡南整備課	開発区域内の都市施設等の被害報告
	市街地整備課	
玉山総合事務 所部	総務課	消防防災施設等の被害報告
	住民福祉課	1 飲料水供給施設等の被害報告 2 被災者の被害報告
	産業振興課	1 農林業施設等の被害報告 2 農作物・家畜等被害報告

部	課	担当業務
	建設課	道路・河川・公園等施設の被害報告
医療部	総務課	医療施設等の被害報告
	医事課	
上下水道部	総務課	上下水道施設等の被害報告
教育部	総務課	学校施設等の被害報告
	学務教職員課	児童、生徒、教員等の被害報告
	生涯学習課	社会教育施設等の被害報告
	歴史文化課	文化財等の被害報告
応援部	議事総務課	応援部隊の集結場所の被害報告
	選挙管理委員課	
	監査課	

※ 玉山総合事務所の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 災害情報の収集及び報告

- (1) 市本部長は、災害情報ごとに、その収集及び報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- (2) 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、集計及び報告に当たらせる。
- (3) 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密な連絡を行う。
- (4) 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、県盛岡地方支部長又は防災関係機関の長に対して応援要請を行う。

ア 職種及び人数

イ 活動地域

ウ 応援期間

エ 応援業務の内容

オ 携行すべき資機材等

カ その他参考事項

- (5) 市本部長は、被害状況を県盛岡地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- (6) 市本部長は、直接即報基準（「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防災第 267号）に基づき市町村が即報すべき火災、災害等の基準）に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第1報については、県本部長のほかに、直接消防庁にも、原則として30分以内に報告する。
- (7) 市本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接国に対して被害状況を報告する。
- (8) 市本部長は、火災等の災害が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。
- (9) 孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者

の有無等を早期に把握し、県に報告する。

【資料編2-6-1 災害時孤立化想定地域一覧表】

(10) 市本部長は、災害情報の収集及び報告に当たっては、次の事項に留意する。

ア 災害の初期の段階で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概要を報告する。

イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認、未確認別等に整理の上、管理する。

ウ 市本部長が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。

【資料編3-4-3 災害時におけるタクシー無線による情報収集に関する協定書（岩手県タクシー協会盛岡支部）】

【資料編3-4-4 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書（国土地理院）】

【資料編3-4-5 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）】

(11) 応援要請

ア 市本部長は、災害状況を迅速かつ的確に把握するため、特に必要があるときは、次のヘリコプターの派遣を要請して情報収集を行う。

(ア) 県防災ヘリコプター

(イ) 警察ヘリコプター

(ウ) 消防ヘリコプター

(エ) 自衛隊ヘリコプター

イ 市本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、県本部長又は県盛岡地方支部警察署長に要請する。

ウ 市本部長が、自衛隊の航空機による情報収集のため、自衛隊の災害派遣要請をする場合の手続きは、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ 市本部長は、ドローンによる情報収集の必要がある場合は、関係機関や協定先に要請し、上空からの被災状況の把握に努める。

(12) 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集及び報告に係る責任者を定め、災害が発生した場合には、関係機関に対して迅速かつ正確に報告又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

(1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

(2) 災害発生の初期においては、住民の生命、身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

(3) 災害の規模や状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査して収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。

ア 人的又は物的被害が生じたとき。

イ 災害救助法の適用基準に合致したとき。

ウ 災害対策本部を設置したとき。

エ 災害が初期の段階で軽微であっても、今後拡大するおそれのあるとき、又は市における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき。

オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するとき。

カ 災害の状況及び社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。

(2) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定は、被害状況判定の基準の定めるところによる。

【資料編3-4-1 災害の被害認定基準・災害報告取扱要領】

(3) 災害情報の種類

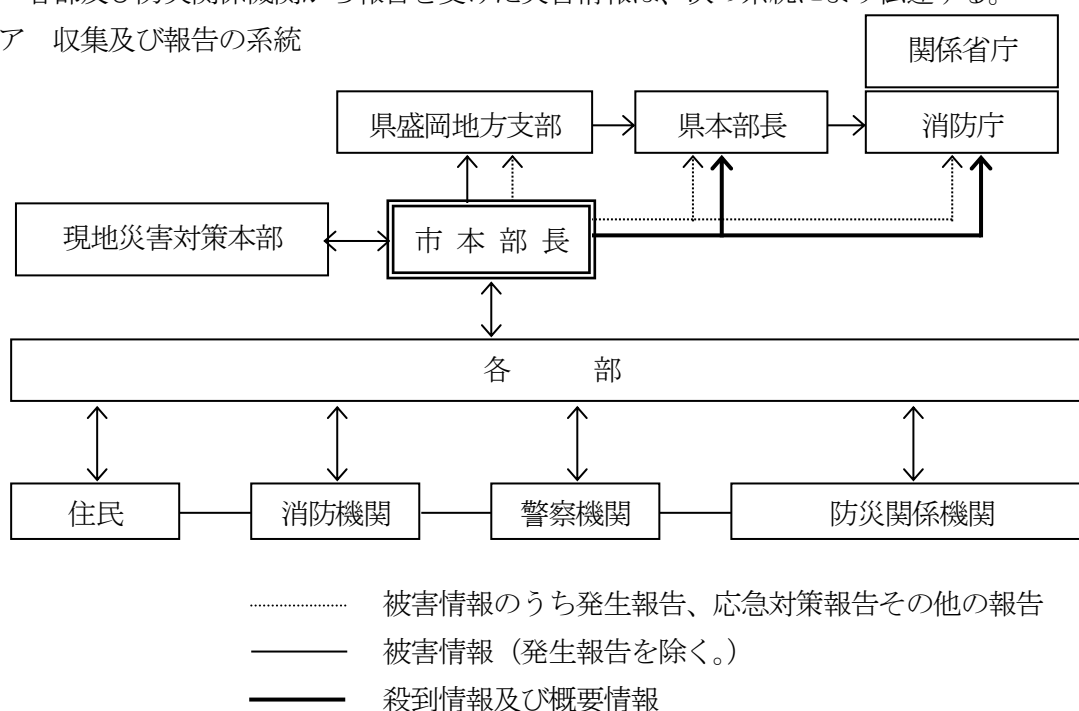
災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報 報告	被害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について逐次報告するもの	様式1～1-1	原則として、電子メール及び県行政情報ネットワークによるものとし、防災行政無線（電話、ファックス）等はバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式A～J及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等 報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～25	
その他の 報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 報告の系統

各部及び防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。

ア 収集及び報告の系統



イ 報告要領

報告は、災害情報事務処理要領実施細目に定める報告種別及び区分による。

【資料編3-4-2 災害情報事務処理要領実施細目】

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

市本部長は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する災害時優先電話を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 災害対策本部並びに県本部及び県盛岡地方支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報及び非常通信

イ 災害対策本部及び他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報及び非常通信

ウ 災害対策本部及び国との場合

インターネット、指定電話、電報及び非常通信

エ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話及びインターネット

(3) 伝達手段の確保

ア 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線及び無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

イ 有線及び無線通信施設が災害により損壊した場合においては、第3節「通信情報計画」

の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。

ウ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして災害情報の収集伝達に努める。

5 消防庁への報告先

区分 回線別	平日（9:30～18:15） 消防庁応急対策室	左記以外 消防庁宿直室
N T T回線	T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	T E L 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	T E L (*2)-048-500-90-43422 F A X (*2)-048-500-90-49033	T E L (*2)-048-500-90-49102 F A X (*2)-048-500-90-49036

※（）・・・盛岡市役所内線電話から発信の場合

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者の人心の安定を図るとともに災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、円滑な災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施する。
- 2 広報活動の実施に当たっては、防災関係機関が密接な連携の下に行うものとし、情報の混乱、誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、防災関係機関からの災害広報の要請に協力するものとし、防災関係機関は、災害報道のための取材活動に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段等に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ被災者が必要とする情報を選定し、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報の選定に配慮する。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
市本部長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 高齢者等避難の発令、避難指示及び緊急安全確保 4 避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 災害予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 13 生活関連情報 14 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
盛岡広域振興局土木部	1 気象予報・警報及び災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示
岩手河川国道事務所	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項

実施機関	広報広聴活動の内容
北上川ダム統合管理事務所	2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急普及の見通し
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく広報
盛岡財務事務所	1 金融機関の営業開始及び休日臨時営業 2 預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置
NTT東日本（株）岩手支店	1 通信の途絶の状況
NTTドコモビジネス（株）	2 災害応急復旧の状況
（株）NTTドコモ	3 利用者に協力要請する事項
KDDI（株）	
ソフトバンク（株）	
楽天モバイル（株）	
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 災害応急対策の実施状況
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況
I G Rいわて銀河鉄道（株）	3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク（株） 盛岡電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
（株）IBC岩手放送	1 気象予報・警報の伝達
（株）テレビ岩手	2 避難情報
（株）エフエム岩手	3 災害の発生状況及び被害状況
（株）岩手めんこいテレビ	4 災害応急対策の実施状況
（株）岩手朝日テレビ	
（株）岩手日報社	1 避難情報 2 災害の発生状況及び被害状況 3 災害応急対策の実施状況
（公社）岩手県バス協会	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
（一社）岩手県高圧ガス保安協会	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況
盛岡ガス（株）	3 利用者へのガス供給等の情報
東日本高速道路（株）東北支	1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況

実施機関	広報広聴活動の内容
社盛岡管理事務所	2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
市長公室部	広聴広報課	1 報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 3 市民相談及び苦情内容に応じた担当部への仕分け 4 人的被害に関する報道発表等の報道機関への対応
総務部	危機管理防災課	1 ヘリコプターによる災害広報等の要請 2 被災地における災害広報 3 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 4 自衛隊の災害派遣要請
市民部	市民協働推進課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2 安否に関する問い合わせへの対応
	健康保険課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
	医療助成年金課	
	都南総合支所課	1 市民相談及び苦情内容に応じた担当部への仕分け 2 災害の広報
交流推進部	観光課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
環境部	環境企画課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
保健福祉部	介護保険課	被災者の生活相談及び苦情の受付窓口の設置
	長寿社会課	
子ども未来部	子ども青少年課	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
	子育てあんしん課	2 被災者の生活相談及び苦情等の受付窓口の設置
	母子健康課	
商工労働部	経済企画課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
建設部	道路管理課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
都市整備部	都市計画課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
玉山総合事務所部	総務課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
出納部	会計課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
医療部	総務課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
上下水道部	総務課	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
	経営企画課	所管業務に係る災害広報
教育部	学務教職員課	1 被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

広報資料は、次の方法によって収集する。

ア 市本部長は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、広報係員を直接現場に派遣して資料の収集に当たらせる。

イ 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過及び推移を知ることのできる写真及びビデオの収集を図る。

ウ ヘリコプター等による被災地の航空写真、ビデオ等の収集を図る。

エ 収集した資料のうち、写真については、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付して迅速かつ確実に災害対策本部に送付する。

なお、付票には「災害資料」と朱書きする。

オ 市本部長は、県本部長に対し災害に係る広報資料を提供するとともに、適宜更新する。

(2) 住民に対する広報

ア 広報の実施

(ア) 市本部長は、関係機関との密接な連携の下、それぞれが収集した広報資料及び情報により被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。

(イ) 報道機関は、市が県災害情報システム等からＬアラートへ送信した情報について、住民等に広報を行うよう努める。

イ 広報の優先順位

(ア) 災害の発生状況

(イ) 災害発生時の注意事項

(ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令状況

(エ) 道路及び交通情報

(オ) 医療機関の被災情報及び活動状況

(カ) 給水及び給食の実施

(キ) 毛布等の生活関連物資の配給

(ク) 安否情報

(ケ) ライフラインの応急復旧の見通し

(コ) 生活相談の受付

(サ) 各災害応急対策の実施状況

(シ) その他生活関連情報

(3) 広報の方法

ア パブリシティ対応として、臨時記者会見室を設置し、報道機関に対して情報及び資料を定期的に提供する。

イ ラジオの市政放送番組を災害情報番組に切り替えるとともに、ラジオ、テレビ、新聞等のマスメディアを活用し、災害対策本部情報を周知する。

ウ インターネット（ホームページ及び携帯端末に配信できるサービス）により情報を提供する。その際、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。

エ 被災者に対しては、次の事項も併せて実施する。

(ア) 広報車で情報を周知する。

(イ) 避難場所等に電話、ファクシミリ等を設置し、災害対策本部からの情報を災害情報掲示板に掲示して周知する。

(ウ) 災害対策本部の職員を必要に応じて現地に派遣し、チラシや回覧等で周知する。

オ 災害対策本部前に災害情報掲示板を設置し、必要な情報を掲示する。

カ 災害対策広報紙を必要に応じて発行し、配布する。

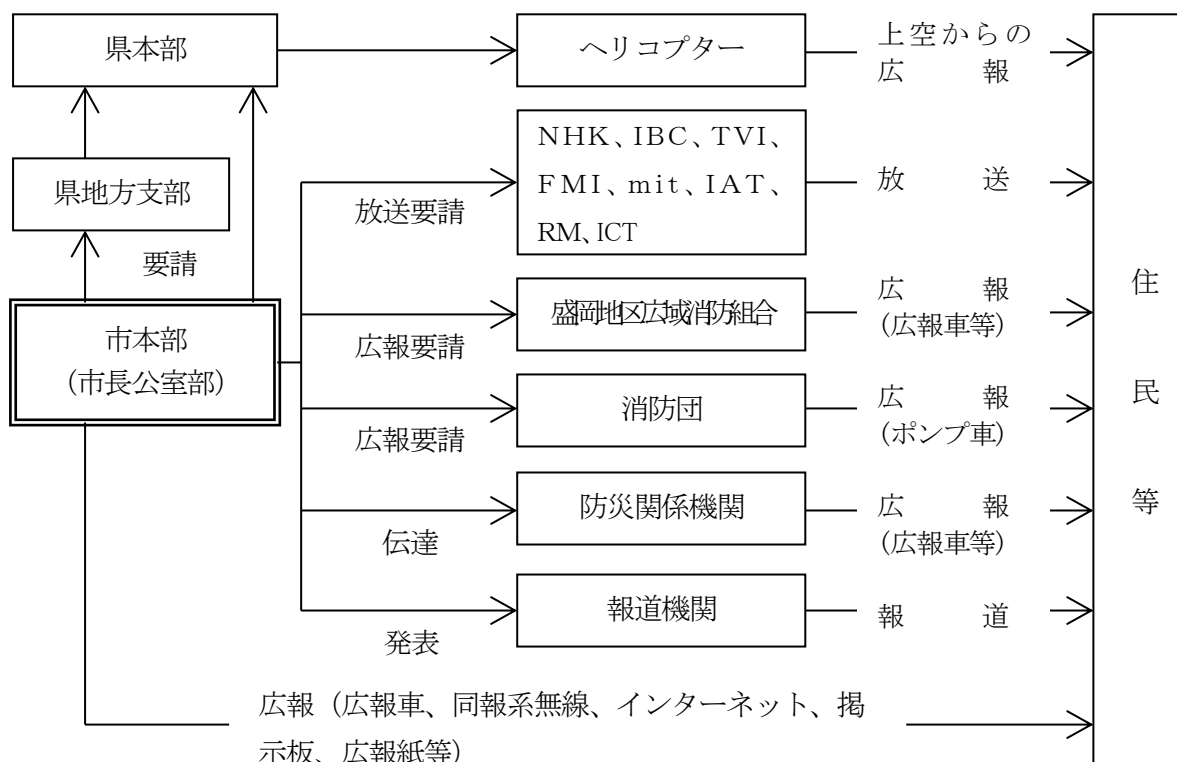
(4) 広報の応援要請

市本部長が、航空機による広報が必要と認める場合の要請手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」又は第32節「岩手県防災ヘリコプター応援要請計画」に定めるところによる。

(5) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。

【災害広報の実施系統】



2 広聴活動等

(1) 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。

(2) 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難場所等に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各道路管理者及び関係機関は、相互に協力して適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員、物資等を迅速に輸送するため、あらかじめその保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。なお、物資の輸送に当たっては、県及び市の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられる緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 県及び市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するために、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

【資料編3-6-13 重要物流道路一覧表】

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 市道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
盛岡広域振興局土木部	所管する道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
盛岡中央郵便局	1 災害救助用物資を内容とする小包郵便料金免除 2 道路、橋りょう等被害情報の協力
岩手河川国道事務所	1 所管する道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市に対する車両の移動に係る区間指定の指示
東日本高速道路（株）東北支社 （盛岡管理事務所）	所管する高速自動車道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
（一社）岩手県建設業協会	災害時における道路啓開及び応急復旧

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	鉄道車両による緊急輸送
日本貨物鉄道（株）東北支社	
I G Rいわて銀河鉄道（株）	
（公社）岩手県トラック協会	トラック、バス等の車両による緊急輸送
（公社）岩手県バス協会	
日本通運（株）Eastカンパニーロジスティクス第二部	

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	管財課	1 自動車の集中管理及び配車 2 被災者及び物資等の輸送 3 自動車の燃料の確保 4 緊急通行車両確認証明書等の申請
	危機管理防災課	航空輸送の要請
市民部	くらしの安全課	交通指導員との連絡調整
建設部	交通政策課	1 緊急通行車両確認証明書等の申請（借上車に限る。） 2 輸送機関との連絡調整 3 飛行場外離着陸場の設置
建設部	道路管理課	1 交通途絶箇所及び交通回路線の公示 2 道路及び橋りょうの被害防止並びに道路及び橋りょうの損壊に係る応急復旧 3 道路及び橋りょうに係る障害物除去 4 災害対策基本法に基づく車両の移動等
各部	各課	所掌する応急対策業務に係る要員及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者（以下この節において「道路管理者等」という。）は、あらかじめ災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者等は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、市本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- (1) 市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重点拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の輸送、集積等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点を定める。
- (2) 市本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

ア 防災拠点

市庁舎、玉山総合事務所、都南総合支所庁舎、支所庁舎、市立病院、市防災センター及び盛岡地区広域消防組合（消防署）

イ 物資集積・輸送拠点

(ア) 義援物資等の集積場所

義援物資等の集積場所は、義援物資等集積場所一覧表による。

【資料編3-6-1 義援物資等集積場所一覧表】

(イ) 航空輸送拠点

飛行場外離着陸場は、ヘリポート等一覧表のとおりとする。

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

ウ 交通拠点

東北自動車道盛岡南IC及び盛岡IC

3 緊急輸送道路の指定

(1) 市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

(2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

ア 高速自動車国道及び一般国道を中心とする幹線道路

イ 防災拠点等へのアクセス道路

ウ 上記の代替道路

【資料編3-6-2 緊急輸送道路一覧表】

(3) 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。

ア 第1次緊急輸送道路

防災拠点（市庁舎、災害拠点病院ほか）、物資集積拠点、輸送拠点を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点（災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署ほか）、交通拠点、広域防災拠点、重要物流道路及び代替・補完路が連結する拠点を連絡する道路

4 応急復旧

(1) 復旧順位

道路管理者は、災害の態様及び緊急度に応じて、相互に連携を図りながら復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ復旧資材、機械等の状況を把握し、災害時における応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 復旧方法

ア 道路上の瓦れき等の障害物を除去する。

イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

【資料編3-27-1 災害時における応急対策業務に関する協定（盛岡市建設業協同組合）】

(4) 迂回路の確保

火山災害等により、被災した道路を直ちに復旧することは不可能な場合もあることから、道路管理者は、道路が被災し更に被害が拡大する危険があると判断した場合には、安全な道路による迂回路の確保に努める。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全及び災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下この節において「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を解除し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域又は区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ 交通規制を行った区域又は区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域又は区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命じる。

なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官が自らその措置を行う。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

イ 標示を設置することが困難又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において標示・誘導に当たる。

ウ 規制標示には、次の事項を表示する。

(ア) 禁止又は制限の対象

(イ) 規制する区域又は区間

(ウ) 規制する期間

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないよう、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

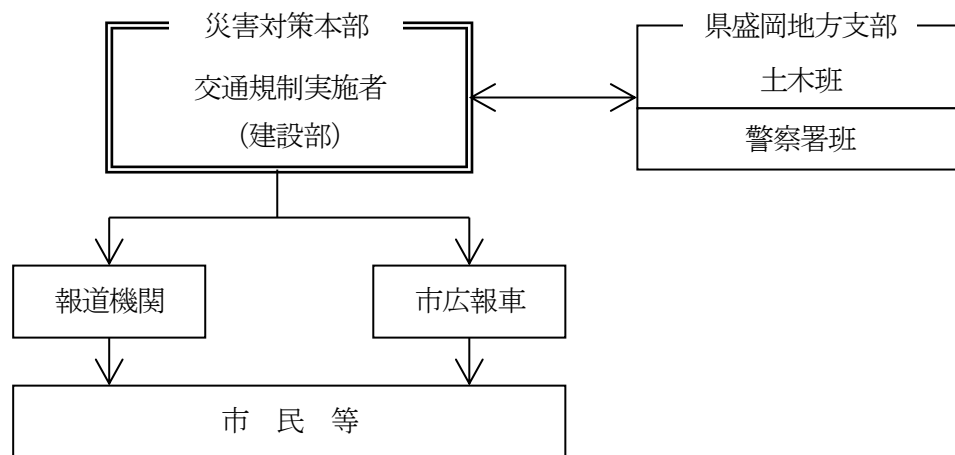
オ 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により規制状況や回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡を取り、交通規制に係る放送を依頼する。

カ 道路管理者及び警察機関による交通規制時の交通指導は、警察官及び警察官の補助として交通指導員が行う。

(4) 報告の系統

交通規制の実施者は、規制を行った場合、次の系統により防災関係機関に速やかに連絡を行う。

【交通規制連絡系統図】



(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。また、緊急輸送のために車両を使用する者は、県本部長（防災課）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申請を行う。

ア 番号標に標示されている番号

イ 輸送人員又は品名

ウ 使用者の住所及び氏名

エ 輸送日時

オ 輸送経路（出発地、経由地、目的地）

6 災害時における車両の移動

(1) 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がいない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

(2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 市は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、県道路管理者、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

7 交通マネジメント

- (1) 東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。
- (2) 市は、「災害時交通マネジメント検討会」による交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等が必要であると認めるときは、県を通じて検討会の開催を要請できる。
- (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、市は協力することとする。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 市及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体との物資輸送に係る災害時応援協定の締結により、緊急輸送体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は次のとおりとする。
 - ア 応急復旧対策に従事する者
 - イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ウ 食料、飲料水その他生活必需品
 - エ 医療品、衛生資材等
 - オ 応急復旧対策用資機材
 - カ その他必要な要員、物資及び資機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- ア 市及び防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- イ 市及び防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあつせんを要請する。

(2) 燃料の確保

市及び防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

(3) 災害対策本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

- (ア) 非常配備体制後は、原則として総務部において、公用車を集中管理する。
- (イ) 各部は、非常配備体制後、直ちに総務部に車両等の管理の移管及び運転技士の配置換えを行う。ただし、各部は、所掌する応急対策業務の遂行上欠くことができないと認め

られる車両等については、移管しないことができる。

(ウ) 各部は、公用車を使用する場合は、総務部長に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

- a 輸送貨物の所在地
- b 輸送貨物の内容及び数量
- c 輸送先
- d 輸送日時
- e 荷送人
- f 荷受人
- g その他参考事項

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

(ア) 総務部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、建設部長に連絡し、その確保を図る。

(イ) 建設部長は、総務部長から連絡を受けた場合は、それぞれ公益社団法人岩手県バス協会会長又は公益社団法人岩手県トラック協会会長に、自動車の供給を要請し、必要に応じて市本部長と協議の上、速やかにその確保を図る。

ウ 事前準備

総務部長及び建設部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、市計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

【資料編3-6-3 災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の一般乗合旅客自動車による移送に関する協定（社団法人岩手県バス協会）】

【資料編3-6-4 協定書（赤帽岩手県軽自動車運送協同組合）】

【資料編3-6-5 災害時における応急対策用燃料等の調達に関する協定書（岩手県石油商業協同組合）】

【資料編3-6-6 災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書（株式会社ヤマト運輸）】

【資料編3-6-7 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（三菱自動車）】

【資料編3-6-8 盛岡市と損害保険ジャパン株式会社岩手支店との災害対応力向上に関する協定書】

【資料編3-6-9 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定（北東北福山通運株式会社）】

【資料編3-6-10 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定（一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク）】

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ア 人命及び身体の保護上緊急を要するとき。
- イ その他輸送又は移送に緊急を要するとき。

(2) 応援要請

市本部長が、航空機による緊急輸送が必要と認める場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」又は第32節「岩手県防災ヘリコプター応援要請計画」に定めるところによる。

(3) 飛行場外離着陸場の設置基準

飛行場外離着陸場の設置は、飛行場外離着陸場の設置基準のとおりである。

【資料編3-6-11 飛行場外離着陸場設置基準】

(4) 飛行場外離着陸場の現況

市における飛行場外離着陸場は、ヘリポート等一覧表のとおりである。

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

4 災害救助法を適用した場合の輸送

災害救助法を適用した場合における輸送については、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第7節 公安警備計画

公安警備計画については、県計画によるほか「岩手県警察災害警備計画」の定めるところによる。

第8節 土砂災害等警戒活動計画

第1 基本方針

- 1 豪雨、暴風雨等によって、土砂災害やライフライン施設に対する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害に備えて警戒活動を行う。
- 2 豪雨、暴風雨等によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集及び伝達するとともに、斜面判定士との連携によって、土砂災害警戒区域等の巡視及び点検を行う。
- 3 豪雨、暴風雨等によって起こる土砂災害に備え、ライフライン、道路・交通機関等の警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 土砂災害警戒区域等の巡視、点検及び警戒 2 土砂災害に対するライフライン及び道路・交通機関等の警戒 3 土砂災害発生時における災害拡大防止等の措置 4 土砂災害対策用資機材の緊急調達 5 ライフライン及び道路・交通機関の応急対策用資機材の緊急調達 6 土砂災害発生箇所並びにライフライン及び道路・交通機関の応急復旧
市消防団	1 土砂災害警戒区域等の巡視及び報告 2 土砂災害警戒区域等の応急崩壊防止作業
盛岡広域振興局土木部	1 所管する土砂災害警戒区域並びに道路等の監視及び警戒 2 所管する土砂災害警戒区域並びに道路等の応急復旧
岩手河川国道事務所	1 所管する公共土木施設の監視及び警戒
北上川ダム統合管理事務所	2 所管する公共土木施設の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく災害防止活動及び災害拡大防止活動
日本放送協会盛岡放送局	放送関係施設の安全確保
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
NTT東日本(株)岩手支店	電気通信関係施設の安全確保
NTTドコモビジネス(株)	
(株)NTTドコモ東北	
KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	電気通信関係施設の安全確保

実施機関	実施内容
楽天モバイル（株）	線路、駅舎など鉄道施設の安全確保
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	
I G Rいわて銀河鉄道（株）	
東北電力ネットワーク（株） 盛岡電力センター	電力関係施設の安全確保
（一社）岩手県高圧ガス保安協会	ガス関係施設の安全確保
盛岡ガス（株）	

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
環境部	環境企画課	飲料水供給施設の監視及び警戒
農林部	農政課	農地・森林及び農林業施設等の監視及び警戒
	林政課	
建設部	道路管理課	道路、橋りょう等の監視及び警戒
	河川課	1 河川管理施設等の監視及び警戒 2 土砂災害警戒区域等（砂防施設等を含む。）の監視及び警戒
都市整備部	都市計画課	住宅開発地等の監視及び警戒
上下水道部	総務課	災害情報の収集及び連絡調整
	水道建設課	水道施設等の監視及び警戒
	水道維持課	
	浄水課	
	下水道整備課	下水道施設等の監視及び警戒
	下水道施設管理課	
	玉山事務所課	
玉山総合事務所部	総務課	消防防災施設等の監視及び警戒
	住民福祉課	飲料水供給施設等の監視及び警戒
	産業振興課	農林業施設等の監視及び警戒
	建設課	道路・河川・公園等施設の監視及び警戒

※ 玉山総合事務所の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 土砂災害警戒活動

(1) 情報収集

土砂災害警戒区域等及び急傾斜地崩壊危険区域指定地において災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、適切な措置を講じるため、情報の収集に努め、速やかに関係各課及び防災関係機関に連絡し、警戒配備に備える。

(2) 警戒活動

各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の早期発見に努める。

(3) 斜面判定士制度の活用

市本部長は、砂防ボランティア岩手県協会との連携によって、土砂災害警戒区域等の巡視及び点検を行う。

(4) 情報交換の徹底

市本部長は、県、他の市町村及び防災関係機関と気象観測情報等の交換に努める。

(5) 土砂災害警戒区域指定に伴い、警戒区域ごとに土砂災害に関する次の事項を定める。(土砂災害防止法第8条関係)

ア 情報の収集及び伝達に関する事項

イ 予報の発表及び伝達に関する事項

ウ 警報の発表及び伝達に関する事項

エ 避難に関する事項

オ 救助に関する事項

カ 区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(6) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する次の事項を定める。(土砂災害防止法第8条関係)

ア 情報の収集及び伝達に関する事項

イ 予報の発表及び伝達に関する事項

ウ 警報の発表及び伝達に関する事項

2 ライフライン、道路・交通機関警戒活動

(1) 上水道施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

ウ 応急給水の準備

(2) 下水道施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) 電力供給施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(4) ガス供給施設

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急資機材の点検、整備及び確保

ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管、浸水の恐れのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(5) 電気通信施設

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置

ウ 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等の実施

- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両及び資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

(6) 放送事業者

気象情報等の収集に努める。

- ア 電源設備及び給排水設備の整備並びに点検
- イ 中継・連絡回線の確保
- ウ 放送設備・空中線の点検
- エ 緊急放送の準備

(7) 鉄道施設・道路管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備・警戒体制をとるとともに、施設・設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

ア 鉄道施設

- (ア) 列車の緊急停止及び速度制限
- (イ) 適切な車内放送及び駅構内放送の実施
- (ウ) 安全な場所への避難誘導等

イ 道路管理者

- (ア) 通行制限又は速度規制の実施
- (イ) 迂回、誘導等適切な措置の実施

第9節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 消防機関は、大規模火災発生時において、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 消防機関は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援協定」、「消防相互応援に関する協定」、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防計画等の定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等 2 消防応援の要請
市消防団	1 消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
盛岡地区広域消防組合	1 消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 火災警戒区域及び消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 消防活動の連絡調整 2 消防応援の要請 3 警戒区域の設定 4 自衛隊の災害派遣要請

第3 実施要領

- 1 市本部長の措置
 - (1) 市本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備又は出動を要請する。
 - (2) 市本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との

情報連絡体制を確保する。

- (3) 市本部長は、消防機関が行う消防活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (4) 市本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

【資料編2-17-2 消防相互応援協定】

【資料編2-17-3 消防相互応援に関する協定】

【資料編3-9-1 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画】

【資料編3-9-2 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱】

【資料編3-9-3 岩手県防災資機材管理貸付要領】

- (5) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、ヘリコプターの派遣を要請した場合においては、飛行場外離着陸場を確保する。

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

2 消防機関の長の措置

- (1) 消防機関の長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により大規模火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、援助物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ地形、建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的かつ効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(2) 応急活動体制の確立

- ア 消防機関の長は、あらかじめ非常招集、部隊編成、資機材の確保、有線電話途絶時における通信の運用等について定める。

- イ 消防機関の長は、市本部長から出動準備の要請を受けたときは、次の措置をとる。

(ア) 消防職員及び消防団員に対する出動準備命令又は待機命令

(イ) 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

- ウ 消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指示を受ける。

(3) 火災防ぎょ活動

ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止及び初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員、消防団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。

(イ) 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

(ウ) 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。

(エ) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保に当たる。

(オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

(カ) 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょを優先する。

(4) 救急及び救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急及び救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

ウ 救急及び救助活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 負傷者に対しては、可能な限り止血その他の応急措置を行った上で、安全な場所に搬送する。

(イ) 負傷者が多数発生した場合は、トリアージ（負傷者選別）を行う。

(ウ) 大規模災害により、救急及び救助能力を上回る場合は、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(5) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等の活動計画を定める。

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達並びに避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全な避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所等の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者の居所の把握及び連絡体制の整備を図る。

(6) 情報収集及び広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめその活動計画を定める。

(7) 消防警戒区域等の設定

ア 消防吏員及び消防団員は、火災の現場において消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

イ 消防機関の長及び消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(8) 措置命令

自衛官及び消防吏員は、通行禁止区域等において警察官がその場にいる場合、自らの緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、車両その他の物件の所有者等に対し移動等の措置を命じ、又は自らその措置をとることができる。

第10節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水、内水氾濫及び火山災害時における河川等の護岸、堤防の損壊、ため池の決壊及び越流等、山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水災を警戒し、又は防御し、これによる被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上必要な施設及び設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 河川等の監視及び警戒 2 洪水発生時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 堤防、水門等の応急復旧
市消防団（市水防団）	1 重要水防箇所の監視及び報告 2 危険箇所の応急水防作業
盛岡広域振興局土木部	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
岩手河川国道事務所	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
市長公室部	広聴広報課	災害広報及び報道機関との連絡
総務部	危機管理防災課	1 消防団（水防団）との連絡調整等 2 水防関係機関との調整 3 ダム放流河川情報の伝達
農林部	農政課	農林道、農業用水路等の被害の防止、応急措置及び復旧
	林政課	
建設部	道路管理課	道路、橋りょう等の応急措置及び復旧
	河川課	市管理河川の被害の防止、応急措置及び復旧
	建築住宅課	市営住宅等の応急措置及び復旧
都市整備部	公園みどり課	公園施設の応急措置及び復旧
上下水道部	総務課	災害情報の収集及び連絡調整
	下水道整備課	下水道施設等の被害の防止、応急措置及び復旧
	下水道施設管理課	

部	課	担当業務
	玉山事務所課	
玉山総合事務所部	産業振興課	農林業施設等の被害の防止、応急措置及び復旧
	建設課	道路・河川・公園等施設の被害の防止、応急措置及び復旧

※ 玉山総合事務所部及び上下水道部玉山事務所課の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

- 1 洪水、内水氾濫及び火山災害時のせき止め、溢流、氾濫、ため池の決壊及び越流等の水災を警戒し、又は防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「盛岡市水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 がけ崩れ等の事態により、住宅被害の発生するおそれのある地域の住民に対する避難誘導等の警戒体制を強化する。
- 3 市本部長及び各施設の管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため、防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。
- 4 災害による警戒区域の設定等については、第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。

第11節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、県内全市町村、東北地区六都市、中核市等による相互応援協定等に基づき、災害時における応援協力をを行う。
- 2 市及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保する等、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
 また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 市は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
 また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整える。
- 4 市、その他防災関係機関は応援計画や受援計画を定めるように努め、また、応援、受援に関する連絡、要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- 5 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。
- 6 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 災害に係る応援要請 2 災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援 3 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	市本部長からの災害派遣要請に基づく人命又は財産保護に係る部隊派遣
盛岡地方気象台	県災害対策本部等での防災気象情報の解説
日本放送協会盛岡放送局	市本部長からの要請に基づく災害報道の実施
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	

(株) エフエム岩手	物資及び被災者の輸送
(株) 岩手日報社	
(公社) 岩手県トラック協会	
(公社) 岩手県バス協会	
東日本旅客鉄道 (株) 盛岡支社	
日本貨物鉄道 (株) 東北支社	
I G Rいわて銀河鉄道 (株)	
日本通運 (株) Eastカンパニーロジスティクス第二部	
(一社) 岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの供給
(一社) 盛岡市医師会	医療及び救護の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 大規模災害時における岩手県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援要請 2 東北地区六都市災害時相互応援に基づく協定市に対する応援要請 3 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に基づく協定市町に対する応援要請 4 中核市災害相互応援協定に基づく協定市に対する応援要請 5 災害時における相互応援に関する協定（うるま市）に基づく応援要請 6 「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定（文京区）に基づく応援要請 7 秋田・岩手横軸連携相互援助に基づく応援要請 8 大規模災害時における相互応援の連絡調整
市民部	健康保険課	義援物資の受入れ等
交流推進部	観光課	応援部隊の宿泊施設の確保
環境部	廃棄物対策課	1 一般廃棄物処理に係る相互応援に関する協定に基づく県内他市町村等への廃棄物処理に係る応援要請 2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定に基づく廃棄物関係団体等への廃棄物処理に係る応援要請 3 廃棄物処理に係る仮設トイレ等のリース業者に対するあつせん要請
保健福祉部	地域福祉課	義援金の募集等に係る関係団体との調整連絡
	企画総務課	1 (一社) 盛岡市医師会への医療班の派遣要請 2 県への医療班の派遣要請 3 医療班の派遣
商工労働部	経済企画課	プロパンガスの調達に係る (一社) 岩手県高圧ガス保安協会に対するあつせん要請
農林部	農政課	米穀の調達に係る県に対するあつせん要請

部	課	担当業務
建設部	道路管理課	道路施設、河川管理施設及び土地改良施設の応急対策業務に係る盛岡市建設業組合に対する斡旋及び応援要請
	交通政策課	物資等の緊急輸送に係る（公社）岩手県トラック協会及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあっせん要請
	用地課	応急仮設住宅の用地の確保
	建築住宅課	確保された用地における応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の資材の調達に係る社団法人プレハブ建築協会に対するあっせん要請
都市整備部	都市計画課	県への被災宅地危険度判定士の派遣要請
	建築指導課	県への被災建築物応急危険度判定士の派遣要請
出納部	会計課	1 義援物資、義援金の受付情報の周知 2 義援金の受付及び出納保管
上下水道部	総務課	給水及び応急復旧の応援要請
教育部	学校教育課	学用品の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請
応援部	議事総務課	応援部隊の集結場所の開設及び連絡調整
	選挙管理委員課	
	監査課	

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

(1) 相互応援協定の締結

ア 大規模な災害が発生した場合は、「相互応援協定」に基づき、相互に応援協力する。

【資料編3-11-1 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定】

【資料編3-11-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定】

【資料編3-11-3 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定】

【資料編3-11-4 中核市災害相互応援協定】

【資料編3-11-5 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定】

【資料編3-11-6 災害時における相互応援に関する協定（うるま市）】

【資料編3-11-7 「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定（文京区）】

イ 相互応援協定には、次の事項を定める。

(ア) 連絡の窓口

(イ) 応援調整市町村の設置

(ウ) 応援の種類

(エ) 応援要請の手続

(オ) 応援の自主出動

(カ) 応援経費の負担

(キ) 資料の交換

(ク) その他協定の実施に必要な施行細目

ウ 大規模な災害が発生した場合は、次の応援調整市を通じて応援要請を行う。

(ア) 岩手県内

応援調整市名		担当課	電話番号		FAX番号
			防災関係無線	有線電話	
正	北上市	危機管理課	X-20-502-1	0197-64-2111	0197-65-5170
副	宮古市	危機管理課	X-466-1	0193-62-2111	0193-71-2103

(イ) 東北地区6都市

応援調整市名		担当課	有線電話	FAX番号
正	秋田市	総務部防災安全対策課	018-888-5434	018-888-5435
副	青森市	総務部危機管理課	017-734-5059	017-734-5061

エ 応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (イ) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (ウ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (エ) 災害応急活動に必要な車両等の派遣
- (オ) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (カ) 被災者の一時受入れのための施設の提供
- (キ) その他特に要請のあった事項

オ 被災した場合は、次の事項を明らかにして、電話又はFAXにより要請し、後日文書を提出する。

- (ア) 被害の種類及び状況
- (イ) 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- (ウ) 応援を希望する職種別人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他参考事項

(2) 県に対する応援要請

ア 市本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、県盛岡地方支部長を通して、県本部長に応援を求める。

イ 応援要請は、次の事項を明らかにして口頭又は電話により要請し、後日、災害応援要請書を提出する。

- (ア) 被害の種類及び状況
- (イ) 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- (ウ) 応援を希望する職種別人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他参考事項

【資料編3-11-8 災害応援要請書】

2 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、市本部長に対して応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は他の防災関係機関等に応援を依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして災害対策本部に対して口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況

イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合に限る。）

ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等

エ 応援場所及び応援場所への経路

オ 応援の期間

カ その他参考事項

(2) 防災関係機関相互間の協力

ア 防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。

イ 防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じて事前協議を行う。

3 団体等との協力

市及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定を締結するなど、災害時において団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

4 消防活動に係る相互協力

大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村等における消防の相互応援については、第9節「消防活動計画」に定めるところによる。

5 応援部隊の受入体制

市本部長は、応援部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

(1) 作業実施期間中の現場責任者の選定

(2) 応援部隊の作業に必要な資機材の準備

(3) 応援部隊の宿泊施設の準備

(4) 応援部隊の駐車場の選定

(5) 応援部隊の集結は、応援部隊の集結場所による。

【資料編3-11-9 応援部隊の集結場所】

6 経費の負担方法

(1) 派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。

(2) 防災関係機関等が市に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に協議して定める。

7 国内外からの義援物資及び義援金の受入れ

(1) 義援物資

ア 義援物資の受付

(ア) 市本部長は大規模な災害が発生し、物資の不足が見込まれる場合は、義援物資の募集

を行う。

(イ) 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資及び希望しない物資を把握の上、その内容を県に報告するとともに、報道機関を通じて公表する。

(ウ) 市本部長は、義援物資の仕分け及び配布作業の人員確保のため、ボランティア等の活用を検討する。

(エ) 市本部長は、報道機関及びインターネットを通じた情報提供体制を整備し、次のような情報提供又は呼びかけができるようにする。

ア 他市町村及び企業に対しては、被災地が必要としている物資の情報を提供する。

イ 個人に対しては、できるだけ義援金による支援の協力を呼びかける。

(オ) 市本部長は、送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまで適切に保管する。

イ 配分

県本部等から送付された義援物資については、市本部長が被災者に配分する。なお、県本部等からの義援物資の配分を受けるに当たっては、引渡しを受ける場所を指定する。

ウ 受付の停止

市本部長は、必要物資の十分な調達に見通しが立った時点において、義援物資の募集の停止をし、それを周知する。

(2) 義援金

ア 義援金の受付

(ア) 市本部長は、大規模な災害等が発生した場合は、速やかに日本赤十字社岩手県支部等と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。

(イ) 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付を開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。

(ウ) 実施機関はそれぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間適切に保管する。

イ 配分

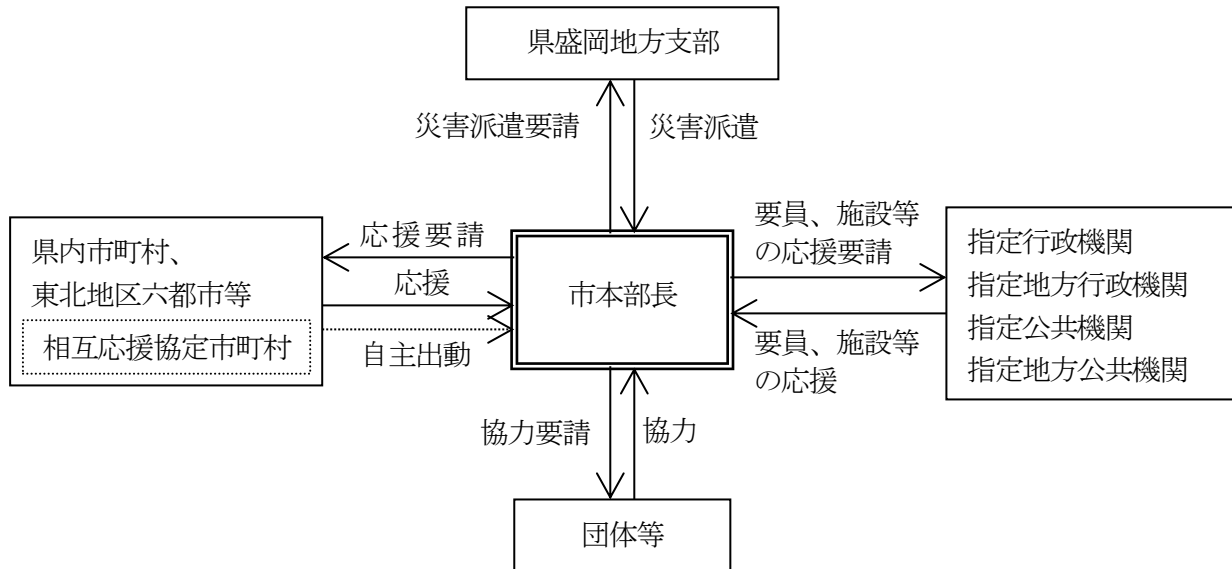
受け付けた義援金及び義援金収集体から送付された義援金は、すべて被災者に配分し、その配分割合は義援金配分委員会において決定し、市本部長が配分する。

(3) 海外からの支援の受入れ

ア 市本部長は、県本部長等から海外からの義援物資受入れの連絡があった場合は、県本部長と連絡、調整を図りその受入体制を整備する。

イ 受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定時刻、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

【災害時における応援要請系統図】



第12節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、災害発生時において自衛隊の人員、装備、資機材等が必要と判断した場合は、県本部長を通じて災害派遣要請をする。
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、市本部長等からの災害派遣要請を受けて、又は一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行うなど、組織的な救援活動を行う。
- 3 市本部長は自衛隊の災害派遣に当たり、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整を実施する。また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	県本部長に対する自衛隊の災害派遣の要請の要求
県本部長	自衛隊に対する災害派遣の要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	要請に基づく災害派遣

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 災害派遣部隊に対する支援

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、市本部長等が人命又は財産の保護のため、必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、市本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から特に緊急を要し、市本部長等の災害派遣要請を待っている時期を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

市本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢（019）688-4311 内線230	駐屯地当直司令 滝沢（019）688-4311 内線490

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する作業等は、災害の態様、他の救援機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	市計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難情報が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	第3章第15節
遭難者等の捜索救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。	第3章第23節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第10節
消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第9節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第22節
応急医療、救護及び感染症予防	被災者に対して応急医療、救護及び感染症予防を行うが、薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第16節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
給水及び給食	被災者に対する給水及び給食を実施する。	第3章第18節・第19節
入浴支援	被災者に対して入浴支援を実施する。	—
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第12節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第29節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第12節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

ア 市本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員、装備及び機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で自衛隊の災害派遣要請を求め、後日、自衛隊災害派遣要請書を提出する。この場合において、市本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

(ア) 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等）

【資料編3-12-1 自衛隊災害派遣要請書】

イ 市本部長及び防災関係機関の長は、県本部長に対する災害派遣要請の要求後において、ア(ア)から(エ)までに掲げる事項に変更を生じた場合は、派遣要請の要求手続に準じて、変更の手続をする。

ウ 市本部長は、通信の途絶等により県本部長に対する自衛隊の災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

エ 市本部長は、ア又はウに掲げる通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

(2) 自衛隊の能力

陸上自衛隊東北方面特科連隊の主要装備は、陸上自衛隊東北方面特科連隊主要装備等一覧表による。

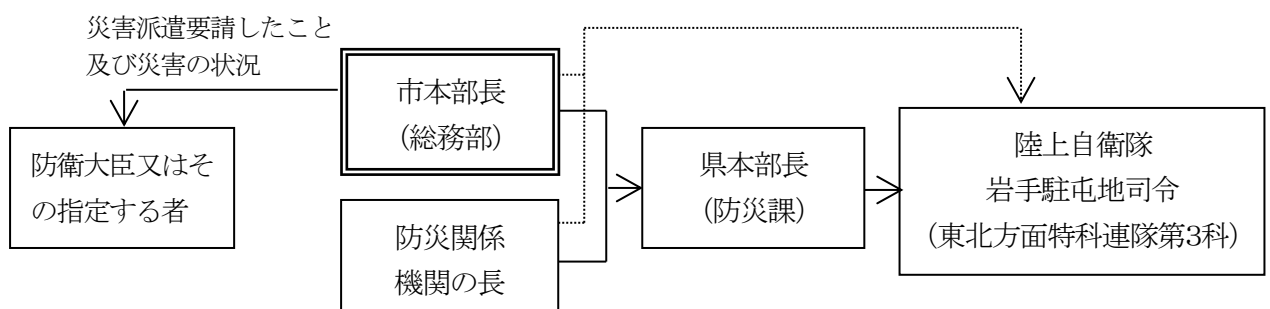
【資料編3-12-2 陸上自衛隊東北方面特科連隊主要装備等一覧表】

(3) 撤収の要請

市本部長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した自衛隊災害派遣撤収要請書により県本部長に撤収要請を依頼する。

【資料編3-12-3 自衛隊災害派遣撤収要請書】

〔要請系統〕



5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

ア 市本部長及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

- (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- (イ) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
- (ウ) 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保についての計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。
- (エ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について連絡調整を図る。
 - ア 災害情報の収集及び交換
 - イ 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
 - ウ 市等の保有する資機材等の準備状況
 - エ 自衛隊の能力及び作業状況
 - オ 他の災害復旧機関等との競合防止
 - カ 関係市町村相互間における作業の優先順位
 - キ 宿泊及び経費分担
 - ク 撤収の時期及び方法
- (オ) 集結場所は、派遣部隊の集結場所のとおりとする。

【資料編3-12-4 自衛隊派遣部隊の集結場所】

イ 市本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

(ア) 事前の準備

- ア 飛行場外離着陸場として使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- イ 飛行場外離着陸場の位置の確認のため、飛行場外離着陸場及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ウ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度及び経度（岩手県災害対策用地図）により飛行場外離着陸場位置を明らかにする。
- エ 自衛隊があらかじめ行う各飛行場外離着陸場への離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

- ア 離着陸地点には、必要に応じてH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、飛行場外離着陸場の近くに上空からの風向及び風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- イ 飛行場外離着陸場内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行い、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- エ 飛行場外離着陸場付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

- e 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離発着時においては、飛行場外離着陸場には関係者以外の者は立ち入らせない。

【資料編3-6-11 飛行場外離着陸場設置基準】

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等をいう。以下同じ。）は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、市本部長等の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。
- (2) この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に市本部長等に連絡し、緊密な連携の下に、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に市本部長等から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (3) 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。
 - ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - イ 市本部長等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき。
 - ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - エ その他上記に準じて特に緊急を要し、市本部長等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

7 災害派遣に伴う経費の負担

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市及び防災関係機関が負担する。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備等を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬及び修理費
 - エ 有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第13節 ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
- 3 ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 ボランティア活動に対するニーズの把握 2 ボランティア活動に関する情報の提供 3 盛岡市災害ボランティアセンター※の設置要請及び支援 4 ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下本節中「日赤県支部」という。）及び盛岡市社会福祉協議会との連絡調整 5 自主防災組織、関係団体等との連絡調整
日赤県支部	1 ボランティア活動に係る日赤県支部の地区及び分区との連絡調整 2 ボランティア活動に係る県との連絡調整
盛岡市社会福祉協議会	1 盛岡市災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア受入場所の開設調整 2 ボランティア活動に対するニーズの総括 3 ボランティア活動に係る岩手県社会福祉協議会及び他市町村の社会福祉協議会との連絡調整

※ 盛岡市災害ボランティアセンターは、関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整を行うものであり、その設置及び運営は盛岡市社会福祉協議会が中心となる。

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自主防災組織との連絡調整
市民部	市民協働推進課	町内会、自治会等の地縁団体との連絡調整
	都南総合支所課	
保健福祉部	地域福祉課	1 盛岡市社会福祉協議会及び日赤県支部との連絡調整 2 盛岡市災害ボランティアセンターとの連絡調整及び同センターに対する運営支援
玉山総合事務所	総務課	自治会等の地縁団体との連絡調整
教育部	学務教職員課	学生及び生徒に対する連絡
	生涯学習課	社会教育団体に対する連絡

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

【資料編3-13-2 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書】

第3 実施要領

1 ボランティアに対する協力要請

(1) 市本部長は、被災地におけるボランティアニーズの把握に努め、ボランティアの協力が必要と認める場合は、盛岡市社会福祉協議会に対して盛岡市災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに、日赤県支部とも連携して、ボランティアへの協力を要請する。

(2) 市本部長は、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行う。

ア ボランティアの活動内容及び人数等

イ ボランティアの集合日時及び場所

ウ ボランティアの活動拠点

エ ボランティア活動に必要な装備及び資機材の準備状況

オ その他必要な事項

(3) 市本部長は、ボランティア活動に関する情報を住民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。

また、日赤県支部、社会福祉協議会等に対し、ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ、県に対しても情報の提供を行う。

2 ボランティアの受入れ

(1) 市は、盛岡市社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援や異なる組織の活動調整を行う組織）と一体となった体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。

【資料編3-13-1 奉仕団宿泊施設一覧表】

(2) ボランティアの受入れは盛岡市社会福祉協議会が中心となって設置・運営を行う盛岡市災害ボランティアセンターが行うものとし、ボランティアに対しては盛岡市災害ボランティアセンターの運営マニュアルに従ってオリエンテーションを行う。

また、専門ボランティアの受入れ・要請は所管部署が行うものとする。

(3) 県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、盛岡市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(4) 盛岡市災害ボランティアセンターの本部事務所は、盛岡市総合福祉センター内に設置する。ただし、予定していた場所が利用できない場合、協議の上、これに代わる場所を提供する。

また、著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であ

る場合は、協議の上、設置場所を確保する。

【資料編3-13-2 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書】

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- (1) 炊き出し
- (2) 募金活動
- (3) 話相手
- (4) シート張り
- (5) 清掃
- (6) 介助
- (7) 引っ越し
- (8) 負傷者の移送
- (9) 後片付け
- (10) 避難場所等の運営支援
- (11) 物資の仕分け
- (12) 物資の搬送
- (13) 安否確認及び調査活動
- (14) 給食サービス
- (15) 洗濯サービス
- (16) 移送サービス
- (17) 入浴サービス
- (18) 理容サービス
- (19) その他応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識又は技術を活かした活動

4 ボランティア等に対する補償制度

市本部長の指示に基づき、災害応急対策奉仕作業に従事し、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは扶養者がこれらの原因によって受ける損害を災害対策基本法第84条に規定する損害補償の例に準じて、市が補償の措置を講ずるものとする。

[illegible]

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下本節中「法」という。）の適用を県本部長に要請する。
- 2 市本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて実施する。
- 3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 避難場所等の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 死体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に流入した土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	法の適用の事務手続
保健福祉部	地域福祉課	1 法が適用される被害情報の報告 2 法の適用に基づく救助

第3 実施要領

1 法適用の基準

法による救助は、原則として同一原因による災害によって市の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

(1) 全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

ア 市内の滅失世帯数が 100世帯以上である場合

イ 県内の滅失世帯数が 1,500世帯以上であって、市内の滅失世帯数が50世帯以上である場合

ウ 県内の滅失世帯数が 7,000世帯以上である場合

【資料編3-14-1 災害に係る住家の被害認定基準】

(2) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

ア 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1滅失世帯とする。

イ 家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1滅失世帯とする。

ウ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。

(3) 災害が隔絶した地域において発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、滅失世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。

2 法適用の手続

(1) 市本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について県盛岡地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。

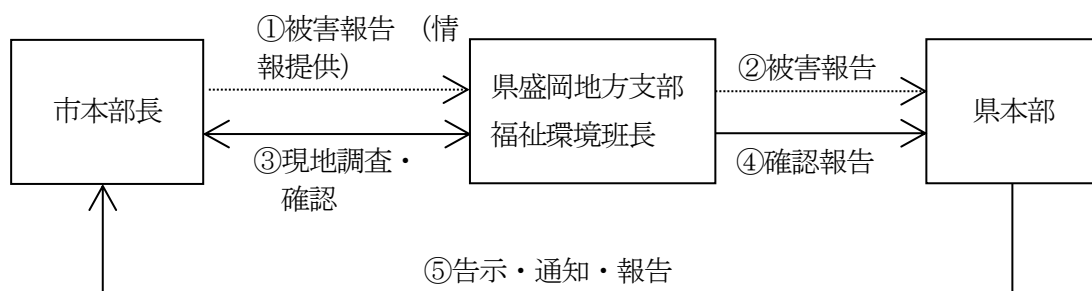
(2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、市本部長は被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」(様式2)により、県本部長に情報提供する。

【資料編3-4-1 災害の被害認定基準・災害報告取扱要領】

【資料編3-4-2 災害情報事務処理要領実施細目】

(3) 市本部長は、災害による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告する。

【法適用の手続】



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第15節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第20節「応急仮設住宅の建設及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の 給与	第19節「食料・生活必需品供給計画」
飲料水の供給	第18節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	第19節「食料・生活必需品供給計画」
医療	第16節「医療・保健計画」
助産	第16節「医療・保健計画」
被災者の救出	第15節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第20節「応急仮設住宅の建設及び応急修理計画」
学用品の給与	第25節「文教対策計画」
埋葬	第23節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画」
死体の捜索及び処理	
障害物の除去	第22節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第24節「応急対策要員確保計画」

4 救助の種類、程度、期間等

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の 設置 (法第 4条第1 項)	災害により現に 被害を受け、又は受 けるおそれのある 者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円 以内 高齢者等の要援護者等 を収容する指定福祉避難 所を設置した場合は、当該 地域における通常の実費 を支出でき、上記を超える 額を加算できる。	災害発生 の日から7 日以内とす る。	(1) 費用は、避難所の設 置、維持及び管理のた めの賃金職員雇上費、 消耗器材費、建物等の 使用謝金、借上費又は 購入費、光熱水費並び に仮設便所等の設置 費を含む。 (2) 避難に当たっての 輸送費は別途計上す る。 (3) 避難所での避難生 活が長期にわたる場 合等においては、避難 所で避難生活してい る者への健康上の配 慮等により、ホテル・ 旅館など宿泊施設を 借上げて実施するこ とが可能。(ホテル・

救助の 種 類	対象	費用の限度額	期間	備考
				旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の 設置 (法第4 条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する指定福祉避難所を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	(1) 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 (2) 避難に当たっての輸送費は別途計上する。
応急仮設 住宅の供 与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型応急住宅 (1) 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (2) 基本額1戸当たり6,775,000円以内 (3) 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実	災害発生の日から20日以内に着工する。	(1) 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 (2) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模

救助の 種 類	対象	費用の限度額	期間	備考
		費		な施設を設置できる) (3) 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置できる。 (4) 供与期間は2年以内とする。
		2 賃貸型応急住宅 (1) 規模 建設型応急住宅に準じる (2) 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生 の日から速やかに借上げ、提供	(1) 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 (2) 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊出しその他による食品の給与	(1) 避難所に収容された者 (2) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内とする。	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内とする。	輸送費、人件費は別途計上する。
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	(1) 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 (2) 下記金額の範囲内とする。	災害発生の日から10日以内とする。	(1) 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額とする。 (2) 現物給付に限ること。

救助の 種 類	対 象		費用の限度額				期 間	備 考
	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す 毎に加 算
	全壊 全焼	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	流失	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
	半壊 半焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	床上浸水	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医療	医療の途を失った者(応急的処置)		(1) 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費とする。 (2) 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内とする。 (3) 施術者 協定料金の額以内とする。			災害発生の日から14日以内とする。	患者等の移送費は、別途計上する。	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)		(1) 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とする。 (2) 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。			分べんした日から7日以内とする。	妊婦等の移送費は、別途計上する。	
被災者の救出	(1) 現に生命又は身体が危険な状態にある者 (2) 生死不明な状態にある者		当該地域における通常の実費とする。			災害発生の日から3日以内とする。	輸送費及び人件費は別途計上する。	
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者		住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内			災害発生の日から10日以内とする。		

救助の 種 類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活 に必要な 最小限度 の部分の 修理	(1) 住宅が半壊(焼) 又はこれらに準 ずる程度の損傷 を受け、自らの資 力により応急修 理をすることが できない者 (2) 大規模な補修 を行わなければ 居住することが 困難である程度 に住家が半壊(焼) した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度 の部分とし、1世帯当たり 次の金額とする。 (1) 大規模半壊、中規模 半壊又は半壊若しくは 半焼の被害を受けた世 帯 706,000円以内 (2) 半壊又は半焼に準ず る程度の損傷により被 害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生 の日から3 ヶ月以内（ 災害対策基 本法第23 条の3第 1項に規定 する特定災 害対策本部 、同法第24 条第1項に 規定する非 常災害対策 本部又は同 法第28条の 2第1項に 規定する緊 急災害対策 本部が設置 された災害 にあつては 、6ヵ月以 内）とする 。	
学用品の 給与	住宅の全壊（焼） 、流失、半壊（焼） 又は床上浸水によ り学用品を喪失又 は毀損等により使 用できず、就学上支 障のある小学校児 童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及 び高等学校等生徒 に対して行う。	(1) 教科書及び教科書以 外の教材で教育委員会 に届出又はその承認を 受けて使用している教 材又は正規の授業で使 用している教材実費と する。 (2) 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額 以内。 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生 の日から（ 教科書）1 ヵ月以内（ 文房具及び 通学用品） 15日以内と する。	(1) 備蓄物資は評価額 とする。 (2) 入進学時の場合は、 個々の実情に応じて 支給する。
埋葬	災害の際死亡し た者を対象に実際 に埋葬を実施する 者に支給	1体当たり大人（12歳以 上）は219,100円以内、小 人（12歳未満）は175,200 円以内	災害発生 の日から10 日以内とす る。	災害発生の日以前に 死亡した者であっても 対象となる。
死体の捜	行方不明の状態	当該地域における通常	災害発生	輸送費及び人件費は、

救助の種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
索	にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	の実費とする。	の日から10日以内とする。	別途計上する。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内とする。 (一時保存) 既存建物借上費は、通常の実費とする。 既存建物以外は、1 体当たり 5,400円以内とする。 検案、救護班以外は慣行料金とする。	災害発生の日から10日以内とする。	(1) 検案は原則として救護班とする。 (2) 輸送費、人件費は別途計上する。 (3) 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300円以内とする。	災害発生の日から10日以内とする。	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産費 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費とする。	救助の実施が認められる期間以内とする。	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・ 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・ 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職

救助の 種 類	対象	費用の限度額	期間	備考
				員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内とする。	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額とする。
救助の事務を行うのに必要な費用	(1) 時間外勤務手当 (2) 賃金職員等雇上費 (3) 旅費 (4) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) (5) 使用料及び賃借料 (6) 通信運搬費 (7) 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額に	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の 種 類	対象	費用の限度額	期間	備考
		ついては 100分の8 ニ 1億円を超え2億円 以下の部分の金額につ いては 100分の7 ホ 2億円を超え3億円 以下の部分の金額につ いては 100分の6 ヘ 3億円を超え5億円 以下の部分の金額につ いては 100分の5 ト 5億円を超える部分 の金額については 100分 の4		

※ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、市民等の生命及び身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難情報を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 市は、避難情報の発令を円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。
- 5 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

第2 実施機関（責任者）

1 避難情報

実施機関	実施内容
市本部長	必要と認める地域の必要と認める市民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)
盛岡広域振興局土木部	必要と認める地域の必要と認める市民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条、災害対策基本法第61条)
警察署	
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) その場に居合わせた者、事物の管理者その他の者に対する避難のための警告又は避難のための措置 (自衛隊法第94条) (2) 災害派遣要請に基づく避難の援助

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 避難情報の発令 (2) 自衛隊の災害派遣要請

		(3) 避難場所等の開設の指導
子ども未来部	子育てあんしん課	避難者数の総括
建設部	河川課	避難のための立退きの指示
上下水道部	下水道整備課	

2 警戒区域の設定

実施機関	実施内容
市本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限若しくは禁止又は退去の命令 (災害対策基本法第63条)
警察署	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限若しくは禁止又は退去の命令 (災害対策基本法第63条、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条)
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限若しくは禁止又は退去の命令 (市長(市長の委任を受けてその職務を行う市の職員を含む。)及び警察官がいない場合) (災害対策基本法第63条)

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 警戒区域の設定 (2) 自衛隊の災害派遣要請

3 救出

実施機関	実施内容
市本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
盛岡地区広域消防組合	災害により生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
警察署	災害により生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく救出

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 行方不明者の捜索 (2) 自衛隊の災害派遣要請 (3) 災害救助法の適用事務手続
保健福祉部	地域福祉課	災害救助法の適用時における救出の事後事務

4 避難場所等の開設及び運営

実施機関	実施内容
市本部長	(1) 避難場所の開放 (2) 避難所の開設及び運営

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 避難場所の開放の指導 (2) 避難所の開設の指導
子ども未来部	子育てあんしん課	避難者数の総括

※「避難場所の開放」及び「避難所の開設及び運営」に関する実施担当部（課）は、盛岡市災害対策本部規程に記載の分掌事務を基本とし、避難所運営の長期化等を考慮し、必要に応じて全庁的な対応を行う。

【資料編 2-5-5 水害時に優先的に開設する避難所一覧】

【資料編 2-5-6 自主避難所の開設及び運営基準】

【資料編 3-1-3 盛岡市災害対策本部規程】

第3 実施要領

1 避難情報

(1) 避難情報の発令

ア 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時機を失することなく、避難情報の発令を行う。

イ 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、市民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

ウ 実施責任者は、避難時の周囲の状況等により、避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。

エ 市は、避難情報の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。

オ 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難情報の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難情報の発令の対象となる市町村及び助言内容を検討する。

カ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難情報の発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。

キ 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。

- ク 実施責任者は、避難情報の発令を行った場合、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- ケ 実施責任者は、避難情報の解除に当たっては、十分な安全性の確認に努める。
- コ 市本部長は、避難情報の対象地域及び避難情報の解除について、県その他の防災関係機関に助言を求めることができる。

(2) 避難情報の内容

実施責任者は、次の内容を明示して避難情報の発令を行う。

- ア 発令者
- イ 避難情報発令の日時
- ウ 避難情報発令の理由
- エ 避難対象地域
- オ 避難対象者及びとるべき行動
- カ 避難先
- キ 避難経路
- ク その他必要な事項

(3) 避難情報発令の判断基準

- ア 洪水予報河川（北上川、雫石川及び中津川）

次の(ア)から(ウ)の基準のほか、降雨や雨域の変化の状況、北上川上流（雫石川・中津川を含む）・雫石川洪水予報、四十四田、御所、綱取各ダムの放流状況、地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の洪水浸水想定区域、北上川上流重要水防箇所調書等から検討する。必要に応じて、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所に助言を求める。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

次のaからeのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 洪水予報基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、北上川上流（雫石川・中津川を含む）・雫石川洪水予報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
- b 洪水予報基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- c 洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
- d 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- e 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示の発令

次のaからgのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 洪水予報基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合
- b 北上川上流（雫石川・中津川を含む）・雫石川洪水予報において、洪水予報基準水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- c 洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に

相当（紫）」になった場合

- d 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
 - e 四十四田ダム、御所ダム又は綱取ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始（緊急放流）予定の通知があった場合
 - f 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
 - g 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
- (ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令
- 次のaからeのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。
- a 洪水予報基準水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達した場合
 - b 洪水予報河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合
 - c 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
 - d 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
 - e 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報（洪水））、消防団等からの報告等により把握できた場合）

【参考：洪水予報基準水位観測所一覧】

予報 区域名	河川名	観測 所名	観測所 所在地	水防団待機 水位（m）	氾濫注意 水位（m）	避難判断 水位（m）	氾濫危険 水位（m）
北上川 上流	北上川	館坂橋	盛岡市北夕顔 瀬町	1.40	2.00	2.50	2.80
	北上川 雫石川	明治橋	盛岡市仙北一 丁目	0.80	1.40	2.60	3.00
	中津川	山岸	盛岡市浅岸字 大塚	1.80	2.20	2.40	2.70
雫石川	雫石川	太田橋	盛岡市中屋敷 1	3.00	4.00	4.50	5.20

イ 水位周知河川（築川、松川、北上川、諸葛川及び米内川）

次の(ア)から(ウ)の基準のほか、降雨や雨域の変化の状況及び地形条件その他の情報を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の洪水浸水想定区域、岩手県重要水防箇所調書等から検討する。必要に応じて、県に助言を求める。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

次のaからdのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 水位周知を行う基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合
- b 水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の(a)～

- (c) のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
- (a) 水位周知を行う基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
- (b) 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合
- (c) 水位周知を行う基準水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
- c 堤防に漏水・侵食等が発見された場合
- d 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- (イ) 【警戒レベル4】避難指示の発令
次のaからfのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。
 - a 水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合
 - b 水位周知を行う基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(a)～(c)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - (a) 水位周知を行う基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
 - (b) 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合
 - (c) 水位周知を行う基準水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合
 - c 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
 - d 築川ダムの管理者から、貯水池の水位がサーチャージ水位を超えると予想される旨の通知があった場合
 - e 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
 - f 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
- (ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令
次のaからeのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。
 - a 水位周知を行う基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）を越えた状態で、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達した場合
 - b 水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）
 - c 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
 - d 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
 - e 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（河川管理者・消防団等からの報告により把握できた場合）

【参考：水位周知を行う基準水位観測所一覧】

河川名	観測所名	観測所所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
築川	葛西橋	盛岡市東中野字柳下 96	1.70	2.20	2.30	2.50
松川	古川橋	盛岡市好摩字小袋 38-5	1.50	2.50	2.70	3.10
北上川	船田橋	盛岡市下田字船綱 41-12	2.00	2.60	2.80	3.20
諸葛川	諸葛橋	盛岡市上厨川字杉原 114 地先	1.20	1.90	2.40	2.80
米内川	米内川	盛岡市下米内字伊勢沢地内	0.70	1.10	1.20	1.60

ウ その他河川（ア及びイ以外の河川）

次の(ア)から(ウ)の基準のほか、降雨や雨域の変化の状況、地形条件、消防団等からの避難の必要性に関する通報及び市民等からの浸水の発生に関する通報等を含めて総合的に判断する。

発令対象範囲は、各河川の特性や過去の浸水実績等から検討する。必要に応じて、岩手河川国道事務所及び県に助言を求める。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合

(ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）

エ 土砂災害

降雨や雨域の変化の状況、地形条件、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報及び岩手県土砂災害警戒情報システムの土砂災害警戒判定情報をいう。以下同じ。）その他の情報を含めて総合的に判断する。ただし、土砂災害警戒情報は、雨量に基づいて土砂災害発生の危険度を判定したもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないので、可能な限り現地確認を行って判断する。

発令対象範囲は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域等及び土砂災害が発生する可能性のある箇所とする。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令

次のa又はbのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

a 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合

- b 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

(イ) 【警戒レベル4】避難指示の発令

次のaからeまでのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- b 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
- c 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- d 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
- e 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

(ウ) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令

次のaからcまでのいずれかに該当する場合を発令の目安とする。

- a 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合
- b 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合
- c 土砂災害の発生が確認された場合

(4) 避難情報の周知

ア 地域住民等への周知

- (ア) 市は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難情報発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- (イ) 市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (ウ) 実施責任者は、避難情報の内容を防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等に周知徹底を図る。
また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに来訪者に周知徹底を図る。
- (エ) 実施責任者は、災害の種別に応じた避難情報の伝言分をあらかじめ作成しておく。
- (オ) 避難情報の周知に当たっては、必要に応じ、障がい者、高齢者、外国人等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- (カ) 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難情報の周知に当たっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

- (キ) 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、地域住民等に避難のための準備をさせる。
- (ク) 避難情報の発令に当たっては、日没等避難完了までの時間帯に考慮する。
- (ケ) 市本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。
- (コ) 避難情報に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	サイレン	備考
火災	3秒 △ 2秒 3秒 △ 2秒 3秒 △ 連続	近火信号をもって避難信号とする。
水災	3秒 △ 2秒 3秒 △ 2秒 3秒 △ 連続	水防法に基づく避難信号

【資料編3-15-1 災害時における緊急割込み放送に関する協定（ラヂオもりおか）】

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難情報の発令を行った場合は、法令に基づく報告又は周知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(ア) 報告又は通知事項

- a 避難情報の発令を行った者
- b 避難情報の発令理由
- c 避難情報の発令時刻
- d 避難対象地域
- e 避難先
- f 避難者数

(イ) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市長	知事	災害対策基本法第60条第4項
知事又はその指示を受けた者	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者及び知事又はその指示を受けた者		水防法第29条
警察官	市長	災害対策基本法第61条第3項
自衛官	長官の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(5) 避難の方法

ア 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。

イ 避難は、できるだけ事業所、学校又は自主防災組織を中心とした、一定の地域、事業所単位ごとに災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(6) 避難の誘導

ア 市本部長は、あらかじめ避難行動要支援者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。

イ 地域住民を安全かつ迅速に避難場所等に誘導するため、消防団が自主防災組織等と協力して各分団区域の誘導に当たる。

【資料編3-15-2 消防分団担当区域一覧表】

ウ 避難誘導に当たっては、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、傷病者、子供等）の避難を優先する。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

（ア）幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

（イ）在宅の高齢者、障がい者等の避難

オ 避難行動要支援者の避難にあたっては、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

カ 避難誘導に当たっては、避難支援従事者は自らの安全を確保した上で行う。

キ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

（7）避難者の確認等

市職員、消防団員、民生委員等は、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所等

（ア）避難した住民等の確認

（イ）特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

（ア）避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

（イ）避難が遅れた者等の避難誘導及び救出

（8）避難経路の確保

ア 警察官は、避難路を確保するために必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

イ 市本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

（9）避難支援等関係者の安全確保

市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

（1）警戒区域の設定

ア 実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して警戒区域を設定する。

（ア）発令者

（イ）警戒区域設定の日時

（ウ）警戒区域設定の理由

（エ）警戒区域設定の地域

（オ）その他必要な事項

イ 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を防災行政無線を始め、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段を複合的に活用し、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(ア) 報告又は通知事項

- a 警戒区域設定を行った者
- b 警戒区域設定の理由
- c 警戒区域設定の発令時刻
- d 警戒区域設定の地域

(イ) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
知事	市長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

ア 市本部長は、災害発生直後において、緊急に救出・救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域住民等により、救出・救護体制を整え、救出活動を実施する。

イ 市本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員及び消防団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

(2) 救出の実施

ア 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

【資料編3-15-3 災害時における船舶等の貸与に関する協定書（北上川に舟っこを運航する盛岡の会）】

イ 搜索の実施に当たっては、地域住民、旅行者、滞在者等の協力を得て、居住者及び同行者の把握を行う。

ウ 本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープ等の救出用資機材及び工事中用重機等を確保できない場合は、県盛岡地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て調達する。

エ 本部長は、孤立化した地域における救出・救助、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認める場合は、県本部長に要請する。

オ 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

ア 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

イ 救出班は、遺体を発見した場合は、第23節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋火葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難場所の開放

(1) 市本部長は、避難情報を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。

(2) 市本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。

(3) 市本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。

【資料編3-15-9 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（東北財務局盛岡財務事務所）】

【資料編3-15-10 災害時における相互協力に関する協定書（株式会社モナカ）】

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

ア 市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を開設した場合は、飲料水、毛布、医療品、仮設トイレ、テレビ等避難生活に必要な物資等を調達する。

イ 市本部長は、避難所の開設に当たっては、避難所の管理者の協力を得るとともに、指定福祉避難所を開設する等、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。

【資料編3-15-4 災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての施設利用に関する協定（社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団）】

ウ 市本部長は、市が設置する避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定した避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所の確保に努める。

(ア) あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

【資料編3-15-5 災害時における相互協力に関する協定書（盛岡少年刑務所）】

【資料編3-15-6 災害時における相互協定に関する協定書（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部管理本部東北管理部）】

【資料編3-15-7 災害時における相互協定に関する協定書（岩手県同胞援護会）】

【資料編3-15-8 災害時における相互協定に関する協定書（盛岡少年院）】

- (イ) 隣接市町村長と協議し、当該市町村に避難所の開設及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借り上げて避難所を開設する。
- (ウ) 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。
- (エ) 隣接市町村及び県の施設を避難所として指定した場合は、市本部長は、所属職員の中から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。
- エ 市本部長は避難所を開設した場合、次の事項を市民等に周知するとともに、県に報告する。
- (ア) 開設日時及び場所
- (イ) 開設箇所数及び各避難所の避難者数
- (ウ) 開設期間の見込み
- オ 避難所での受入れの対象となる者は、次のとおりとする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	(ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 (イ) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等、現実被害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	(ア) 避難情報を発令した場合の避難者 (イ) 避難情報は発令しないが、緊急に避難することが必要である者

- カ 市本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- キ 市は、避難所の開設を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な開設に努める。
- ク 市本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。
- ケ 市本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。
- (2) 避難所の運営
- ア 市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市本部長は避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
- イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。
- ウ 市本部長は、避難所の管理者と連携を図り、安否情報及び食料、生活必需品等の配給及び生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるように、活用する媒体に配慮する。
- エ 市本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- オ 市本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得

ながら、次の措置をとる。

(ア) 避難者、住民組織、支援ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成及び被災者自らによる避難所運営の支援

(イ) 物資の需要把握の体制整備

(ウ) 生活相談、メンタルケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

(エ) ホームヘルパー等による介護の実施

(オ) 保健衛生の確保

(カ) 避難所のパトロールの実施等による安全の確保

(キ) 可能な限りのプライバシー確保及び性別、性的マイノリティ（LGBTQ等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮

(ク) 応急仮設住宅や公営住宅の斡旋に努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

カ 市本部長は、学校を避難所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう学校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

キ 避難所の管理者は、市本部長から連絡が途絶し、指示を受け取ることができない場合は、指示を受け取れる状況になるまで、管理者の判断により避難所を運営する。

ク 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意するとともに、受入れに当たっては、次の措置をとるよう努める。

(ア) 避難所内又はその近隣に、動物の飼育が可能な場所を確保するよう努める。

(イ) 飼育者の氏名及び住所並びに動物の種類、数及び特徴を確認する。

(ウ) 動物に関する情報収集及び情報発信を行う。

ケ 市本部長は、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市本部長は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

コ 市本部長は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。

サ 市本部長は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じる。

シ 市本部長は、避難所における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ス 市本部長は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等

による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

(3) 災害救助法を適用した場合の避難所

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

- (1) 市本部長は、災害の発生に伴い、通勤、通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。
- (2) 市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要となった者又は避難所での受入れが必要になった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。
- (3) 市本部長、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

市本部長は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市本部長は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄、警察等と連携した防犯対策に努める。

(1) 在宅避難者の把握

ア 市本部長は、自宅、車中その他避難所以外にいる者で電気・ガス・上水道の供給停止、下水道の使用中止及び流通の途絶が継続することにより、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ 市本部長は、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得ながら、要配慮者の安否等の確認に努める。

(2) 在宅避難者に対する支援

ア 市本部長は、市役所（支所、出張所等）における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により、物資の支給を行う。

イ 市本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスが容易かつ確実に受け取ることのできる体制の

整備を図る。

ウ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

エ 市本部長は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

オ 市本部長は、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 県内広域避難の要請

(ア) 市本部長は、災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた場合、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入を協議する。

(イ) 市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

(ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 2 項
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 6 項、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 2 条の 3 第 2 項
県内広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先市町村長 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 4 第 7 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 2 項

	政機関の長その他の防災関係機関等の長	
	3 公示	
	4 県本部長	

イ 県内広域避難の受入れ

- (ア) 市本部長は、他の市町村長からの県内広域避難の受入れの要請があったときは、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- (イ) 市本部長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下「受入施設」という。）を決定し提供する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
	協議元市町村長	災害対策基本法第61条の4第5項
県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の要請

- (ア) 市本部長は、県外広域避難の必要があると認めた場合は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- (イ) 市本部長は、県本部長から受入施設が決定した旨の通知を受ける。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
県外広域避難の必要	1 県本部長	災害対策基本法第61条

がなくなったと認めるとき	2 公示 3 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
--------------	--	----------------------------

イ 他都道府県からの広域避難の受入れ

- (ア) 市本部長は、県本部長から他都道府県の被災者の受け入れについて協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- (イ) 市本部長は、受入施設を決定し提供する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく通知又は報告を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項
	県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 県内広域一時滞在の要請

- (ア) 市本部長は、災害の規模、避難者の受入状況等に鑑み県内の他市町村へ一時滞在の必要があると認めた場合、応援協定を締結した他の市町村長、又は適当と認める他市町村長に対し避難者の受入れの協議をする。
- (イ) 市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県内広域一時滞在を協議しようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項

受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 協議先市町村長 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項

イ 県内広域一時滞在の受入れ

- (ア) 市本部長は、他の市町村長からの広域一時滞在の受入れの要請があったときは、正当な理由がない限りこれを受け入れる。
- (イ) 市本部長は、被災者の一時滞在の用に供するための施設（以下本節中「受入施設」という。）を決定し提供する。
- (ウ) 市本部長は、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
	協議元市町村長	災害対策基本法第86条の8第5項
県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

ア 県外広域一時滞在の要請

- (ア) 市本部長は、県外広域一時滞在の必要があると認めた場合は、県本部長と協議し、本

県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議するよう求める。

(イ) 市本部長は、県本部長から受入施設が決定した旨の通知を受ける。

(ウ) 市本部長は、受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、法令に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けたときに現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

イ 他都道府県からの広域一時滞在の受入れ

(ア) 市本部長は、県本部長から他都道府県の被災者の受け入れについて協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除きこれを受け入れる。

(イ) 市本部長は、受入施設を決定し提供する。

(ウ) 市本部長は、法令に基づく通知又は報告を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
	県本部長	災害対策基本法第86条の9第7項
他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受	受入施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施

報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
けたとき		行規則第8条の2 第4項の規定により 準用する同条第 1項

10 市民等に対する情報等の提供体制

- ア 市は被災者の安否について、住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- イ 市は、安否情報の適切な提供のため、必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- ウ 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受けるなど危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- エ 市本部長は、広域避難等をした者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受ける取ることができる体制の整備を図る。
- オ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、救急救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下「岩手DMAT」という。）、災害医療コーディネーター、医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
 - ※ DMAT 災害急性期（おおむね発災後48時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。被災地での広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動などを主な活動とする。
 - ※ 災害医療コーディネーター 医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整後、活動支援等、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱される者
- 2 上下水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害時における地域医療の拠点となる病院を確保する。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速かつ正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 市立病院に係る医療救護班の編成及び派遣 4 他の医療機関に対する応援要請
県環境生活部	被災した愛玩動物の救護対策
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る岩手DMAT及び医療救護班の編成及び派遣

(一社) 盛岡市医師会	病院等に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社) 岩手県歯科医師会	歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
(一社) 岩手県歯科衛生士会	避難場所等における口腔ケア及び歯科医師の補助
(一社) 岩手県獣医師会	避難場所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援
(一社) 岩手県薬剤師会	医療救護活動における薬剤師の派遣、医薬品の供給・管理
(公社) 岩手県栄養士会	栄養・食生活支援活動における管理栄養士等の派遣
(公社) 岩手県看護協会	医療救護活動及び保健衛生活動における看護師等の派遣
全国健康保険協会岩手支部	各種保険金の給付及び被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	企画総務課	医療救護班の派遣要請及び連絡調整
	生活衛生課	被災した愛玩動物の救護対策
医療部	総務課	1 市立病院に係る医療救護班の派遣
		2 市立病院での医療活動

第3 実施要領

1 初動医療体制

(1) 医療機関等の被災状況の把握

ア 市本部長は、災害発生後、直ちに市内の医療機関に対し、被災状況等を調査する。調査項目は、次のとおりである。

(ア) 施設の被災状況

(イ) 入院患者等の有無及び入院患者の転院の必要性の有無

(ウ) 医療行為の継続の可否

(エ) 新規入院患者の受入可能病床数

(オ) 被災者の来訪状況

イ 市本部長は、調査の結果、入院患者の転院等が必要な場合は、市内の医療機関に緊急入院の手配を行う。

ウ 市本部長は、被災者の発生状況及び医療機関への被災者の来訪状況から医療需要を把握する。

(2) 医療救護班の編成

ア 市本部長は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

【資料編2-22-1 災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人盛岡市医師会）】

イ 災害時における医療、助産の救護を実施するため、次の各機関にあらかじめ医療救護班を編成しておく。

(ア) 災害対策本部……………市立病院班で編成する。

- (イ) 県盛岡地方支部……県立病院班（岩手DMATを含む。）で編成する。
- (ウ) 医療機関……市医師会班で編成する。
- ウ 医療救護班（1班）の編成基準
 - 医師1～3名、看護師3名、事務職員兼運転手1名
- (3) 現場医療救護所及び救護所の設置
 - 市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害の現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。
 - ア 指定避難所
 - イ 指定緊急避難場所
 - ウ 医療施設
- (4) 医療救護班及び岩手DMATの活動
 - ア 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難場所等を巡回して医療救護活動を行う。
 - イ 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
 - (ア) 傷病者に対する応急措置
 - (イ) 後方医療施設への傷病者の搬送の可否及び搬送順位の決定
 - (ウ) 救護所及び避難場所等における巡回医療の支援
 - (エ) 被災地の病院の医療支援
 - (オ) 助産救護
 - (カ) 死亡の確認
 - (キ) 遺体の検案及びその後の措置
 - ウ 医療活動の実施に当たっては、岩手DMAT及び保健活動班と連携を図る。
 - エ 医療班は、関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。
- (5) 岩手DMATの活動
 - ア 岩手DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。
 - イ 岩手DMATは、おおむね次の業務を行う。
 - (ア) 傷病者の治療優先度の評価（トリアージ）
 - (イ) 傷病者の救命処置
 - (ウ) 後方医療施設への傷病者の搬送の統括及び実施
 - (エ) 広域搬送医療拠点に設置する臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）の運営
 - (オ) 広域医療搬送の際に必要な観察及び処置
 - (カ) 被災した病院の医療支援
 - ウ 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、搜索班及び現地災害対策本部と密接な連携を図り、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。
 - エ 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、関係機関と連絡を図る。
 - オ 岩手DMATは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとする。

(6) 岩手DPATの活動

ア 岩手DPATは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。

イ 岩手DPATは、次の業務を行う。

- (ア) 情報収集とアセスメント
- (イ) 精神科医療機能に対する支援
- (ウ) 住民及び支援者に対する支援
- (エ) 精神保健に係る普及啓発
- (オ) 活動実績の登録
- (カ) 活動情報の引継ぎ

ウ 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

エ 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。

(7) 岩手県災害医療コーディネーターの活動

ア 種類及び活動

種類	招集・指揮者	主な活動場所	活動範囲
本部災害医療コーディネーター	知事（県保健福祉部医療政策室長）	県災害対策本部支援室（≡県災害医療支援ネットワーク会議）	県全体
地域災害医療コーディネーター	知事（保健所長）	市、地方支部又は地域災害拠点病院（≡地域災害医療支援ネットワーク会議）	各保健医療圏

イ 本部災害医療コーディネーターの活動内容

(ア) 役割

- ① 県保健福祉部と連携して被災地の医療ニーズを把握し、医療救護班その他の医療救護チーム等（DMATを除く。）の派遣調整、医療資源の配分及び傷病者や入院患者の広域搬送等の医療救護活動に関する統括的な調整及び専門的な助言を行う。
- ② 県保健福祉部が主催する関係機関連絡調整会議（災害医療支援ネットワーク会議）に参画し、関係機関との連絡体制の構築に関する専門的な助言を行う。
- ③ 平時から県の災害医療対策に対して専門的な助言を行う。

(イ) 具体的な職務

- ① 統括DMATとの連携（急性期における連携及び統括DMAT活動終了時における所要事項の引継を含む。）に関すること。
- ② 被災地の医療ニーズの把握に関すること。
- ③ 医療救護班その他の医療救護チーム等（DMATを除く。）の効果的派遣に関すること。
- ④ 傷病者や入院患者の広域搬送等に関すること。

⑤ 地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。

ウ 地域災害医療コーディネーターの活動内容

(ア) 役割

- ① 市（保健所）と連携して被災地域の医療ニーズを把握し、圏域内の医療救護活動の調整（DMATを除く。）を行うほか、その他の支援チーム等の活動との統括的調整及び専門的な助言を行う。
- ② 市（保健所）が主催する地域災害医療ネットワーク会議等に参画し、関係機関との連携体制の構築に関する専門的な助言を行う。
- ③ 地方支部保健医療班（県央保健所）が必要に応じ主催する地域関係機関広域連絡調整会議等に参画する。
- ④ 平時から、圏域内の医療連携体制に対する専門的な助言を行う。

(イ) 具体的な職務

災害等の発生時においては、圏域内における次の職務に関する統括・調整を行う。

- ① DMATとの連携に関すること。
- ② 医療ニーズの把握に関すること。
- ③ 医療救護班その他の医療救護チーム等（DMATを除く。）効果的派遣、活動調整及び撤収に関すること。
- ④ 各種支援チームと医療救護班等の活動連携に関すること。
- ⑤ 収容先医療機関の確保に関すること（機能不全となった医療機関から患者等を搬送する場合等）
- ⑥ 本部災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- ⑦ 地域災害医療コーディネーター活動終了時における県央保健所長への所要事項の引継ぎに関すること。

エ 災害医療コーディネート活動情報連絡体制

(ア) 発災直後から超急性期

市（保健所）は、地域災害医療コーディネーター及び市医師会等と連携して、市内の病院、診療所、歯科診療所及び薬局等の被災上場や活動状況（以下「医療情報」という。）について情報収集を行うほか、必要に応じて地域災害拠点病院から情報収集を行う。

(イ) 急性期から慢性期

必要に応じて市保健所に医療救護活動拠点を設置し、地域災害医療支援ネットワーク会議等を開催して、地域災害医療コーディネーターや市医師会等と連携しながら市内の医療救護所や在宅療養支援等の医療情報を収集し、必要となる医療救護活動についての検討・調整を行う。

また、被害状況や支援体制等の状況を地方支部保健医療班長（県央保健所長）に報告する。

(8) 歯科医療救護班の活動

ア 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難場所等を巡回して歯科医療活動を行う。

イ 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

(ア) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

- (イ) 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) その他必要とされる措置

(9) 県薬剤師会班の活動

県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

- ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- ウ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

(10) 医薬品及び医療資機材の調達

- ア 市本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- イ 医薬品等は、岩手DMATが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、市本部長が調達する。
- ウ 市本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、地震災害の規模により大量の医薬品を早急に必要とするときは、直接県本部長に対して調達又はあつせんを要請する。

【資料編2-22-2 災害時における医薬品等の確保に関する協定書（岩手県医療薬品卸業協会）】

【資料編2-22-3 災害時における医療資器材の確保に関する協定書（東北医療機器協会岩手県支部）】

(11) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）

関係機関は、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS）により、各都道府県における下記の情報の収集及び提供のほか、DMATの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

- ア 発災直後情報（傷病者の受入可否）
- イ 医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）
- ウ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- エ 受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）
- オ 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）

※ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約提供することを目的としたシステム。

2 医療機関の防災能力の向上

- (1) 医療機関は、地震災害時においても、医療施設の機能を維持し、空病床の利用や収容能力の臨時拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。
- (2) 医療機関は、上下水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- (3) 医療機関は、地震災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

3 災害拠点病院（県立病院）以外の医療機関の活動

- (1) 被災地内の医療機関は、患者及び職員の安全を確保し、二次災害の防止を図る。
- (2) 被災地内の医療機関は、傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続をとり、又は自ら収容等の対応を図る。
- (3) 被災地内の医療機関は、当該保健医療圏の地域防災拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術、処置等の治療、入院措置等に努める。
- (4) 被災し診療不能となった医療機関については、地区医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- (5) 被災地外の医療機関は、当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ及び治療に努める。
- (6) 被災地外の医療機関は、地区医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

4 傷病者の搬送体制

(1) 傷病者の搬送の手続

- ア 被災地内の災害拠点病院、DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- イ 傷病者の搬送は、原則として医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市本部長に対して搬送車両の手配を要請する。
- ウ 傷病者搬送の要請を受けた市本部長は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

(2) 傷病者の搬送体制の整備

- ア 市本部長は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から、搬送先病院の順位を定める。
- イ 市本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所、離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- ウ 市本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

5 個別疾患体制

(1) 人工透析

ア 情報収集及び連絡

- (ア) 市本部長は、透析施設等から収集した透析患者の受診状況及び透析施設の稼働状況について、県盛岡地方支部保健医療班に情報提供する。
- (イ) 透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を市本部長に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

イ 透析に必要な水及び医薬品等の確保

市本部長は、地震災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県本部長と連携し、透析に必要な水及び医薬品を確保する。

(2) 難病等

ア 情報収集及び連絡

市本部長は、難病患者等の受診状況、医療機関の稼働状況等について、県盛岡地方支部保健医療班に情報提供する。

イ 医薬品等の確保

市本部長は、難病患者等に使用する医薬品を調達する場合は、第3の1(6)「医薬品及び医療資機材の調達」に定めるところにより行う。

6 健康管理活動の実施

(1) 市本部長は、被災者の精神的・身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、保健師（1名以上）及び管理栄養士等（1名以上）による「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

(2) 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて避難場所等及び仮設住宅等を巡回して健康管理活動を行う。

(3) 健康管理活動班は、おおむね次の業務を行う。

ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動及びこころのケア

イ 避難場所等に避難している被災者や在宅避難者等に対する健康教育

ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

7 応援の要請

市本部長は、応急医療、救護及び保健活動のため、必要があると認める場合は、第11節「相互応援協力計画」又は第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。

8 災害救助法を適用した場合の医療及び助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

9 愛玩動物等の救護対策

市本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物等の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。

(1) 被災地における動物の保護

ア 被災地の巡回や、住民から協力を得る等により、被災地の残された動物の把握を行う。

イ 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体の協力の下、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。

ウ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

(2) 避難場所等における愛玩動物の適正な飼養管理

飼い主とともに避難した愛玩動物について、避難場所等の管理者等や関係機関の協力を得ながら動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

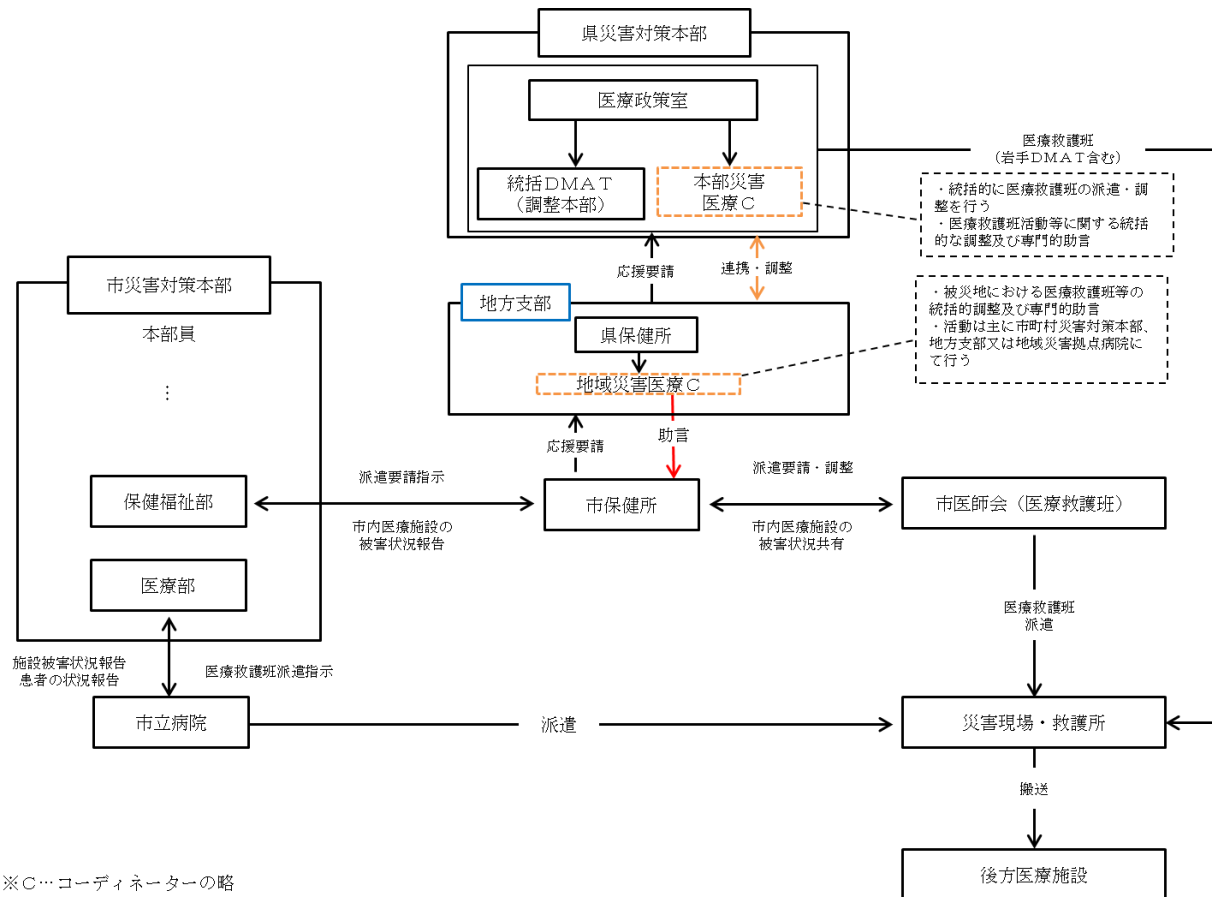
- 【資料編 3-16-1 岩手県災害時動物救護本部設置要綱】

```
graph LR
    A[現場医療救護所  
岩手DMAT] -- 重傷者 --> D[救護所]
    A -- 傷病者 --> D
    B[被災現場] -- 傷病者 --> D
    C[避難所  
自宅  
車中その他  
(自主避難)] -- 傷病者 --> D
    D -- 重症者 --> E[後方医療施設  
(基幹災害拠点病院、  
地域災害拠点病院)]
    F[被災医療施設] -- 医療制約を受ける者 --> E
    G[医療救護班  
(応急措置)  
健康管理活動班  
口腔ケア活動班] -- 巡回医療 --> C
    H[応急措置  
保健指導  
精神医療措置  
在宅避難者等の把握] -- 巡回医療 --> C
    I[医薬品等の供給及び人員の派遣] --> H
    I --> J[収容治療]
```

The flowchart illustrates the medical response system for disasters. It shows the flow of patients from disaster sites and shelters to medical facilities, and the provision of medical supplies and personnel.

- 現場医療救護所 岩手DMAT** (On-site Medical Support Center Iwate DMAT) and **被災現場** (Disaster Site) send **重傷者** (Severely injured) and **傷病者** (Injured/Patients) to the **救護所** (First Aid Station).
- 避難所 自宅 車中その他 (自主避難)** (Shelter Home Car etc. (Self-evacuation)) send **傷病者** (Injured/Patients) to the **救護所** (First Aid Station).
- The **救護所** (First Aid Station) sends **重症者** (Severely ill) to the **後方医療施設 (基幹災害拠点病院, 地域災害拠点病院)** (Rear Medical Facility (Core Disaster Base Hospital, Regional Disaster Base Hospital)).
- 被災医療施設** (Disaster Medical Facility) sends **医療制約を受ける者** (Persons affected by medical constraints) to the **後方医療施設** (Rear Medical Facility).
- The **救護所** (First Aid Station) provides **巡回医療** (Itinerant Medical Care) to the **避難所 自宅 車中その他 (自主避難)** (Shelter Home Car etc. (Self-evacuation)).
- The **救護所** (First Aid Station) provides **巡回医療** (Itinerant Medical Care) to the **応急措置 保健指導 精神医療措置 在宅避難者等の把握** (Emergency Measures Health Guidance Mental Medical Measures Management of Home Evacuees, etc.).
- 医薬品等の供給及び人員の派遣** (Supply of Medical Supplies and Dispatch of Personnel) supports the **応急措置 保健指導 精神医療措置 在宅避難者等の把握** (Emergency Measures Health Guidance Mental Medical Measures Management of Home Evacuees, etc.) and **収容治療** (Inpatient Treatment).

【災害時における医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図】



※C…コーディネーターの略

第17節 要配慮者の対応計画

第1 基本方針

被災した乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦及び傷病者、外国人等の要配慮者に対し、被災状況及び福祉要望の把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 要配慮者の安否及び被災状況の確認 2 要保護園児・児童の早期発見及び保護 3 在宅福祉サービスの継続的提供又は施設の緊急入所 4 福祉サービスの情報提供 5 被災した要配慮者への支援

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
交流推進部	文化国際課	1 外国人の被災状況の把握 2 被災した外国人への支援
保健福祉部	障がい福祉課	1 要配慮者（障がい者に限る。）の被災状況の把握 2 被災した要配慮者（障がい者に限る。）への支援
	長寿社会課	1 要配慮者（高齢者に限る。）の被災状況の把握 2 被災した要配慮者（高齢者に限る。）への支援
子ども未来部	子育てあんしん課	1 保育園児の被災状況 2 被災した保護園児の支援
玉山総合事務所部	住民福祉課	1 要配慮者の被災状況の把握 2 被災した要配慮者への支援
教育部	学務教職員課	1 幼稚園児及び児童の被災状況の確認 2 被災した幼稚園児及び児童の保護

※ 玉山総合事務所の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 要配慮者の被災状況の把握

(1) 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

民生委員、児童委員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見及び保護に努めるとともに、避難場所等の調査を実施し、要配慮者の所在の確認を行う。

(2) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、避難場所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の措置を講ずる。

(3) 福祉要望の把握

被災した要配慮者の福祉要望の把握に努める。

2 被災した要配慮者への支援活動

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 被災した要配慮者に対し、居宅、避難場所、応急仮設住宅などにおいて、補装具及び日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 要配慮者の施設への緊急入所

居宅、避難場所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設への緊急入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

(3) 情報提供

関係団体、ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

3 被災した要配慮者の対策

(1) 高齢者に係る対策

ア 高齢者の生活に必要な物資及びサービスに関する要望を把握するため、災害ボランティア等の協力を得て、避難場所等における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

イ 高齢者の要望に応じた物資の迅速な調達及び提供に努める。

ウ 市内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち移動が可能で希望する者については、市内又は近隣市町村若しくは県内又は近隣県の老人福祉施設等への入所等を勧める。この場合、市町村間及び他県との調整を県に要請する。

エ 高齢者の健康管理には特に留意することとし、第16節「医療・保健計画」により対策を講ずる。

オ 避難場所及び仮設住宅等の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮した仕様の施設を検討する。

(2) 障がい者に係る対策

ア 避難場所等設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器並びに視覚障がい者及び聴覚障がい者のための情報伝達機器(ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など)を確保し、必要に応じ、速やかに避難場所等に提供する。

イ 手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者及び聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。

ウ 避難場所及び在宅障がい者等の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスの要望を把握し、県の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。

エ 市内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、障がい者のうち移動が可能で希望する者については、市内又は近隣市町村、県内

及び近隣県福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他県との調整を県に要請する。

オ 障がい者の健康管理には特に留意することとし、第16節「医療・保健計画」により対策を講ずる。

カ 避難場所及び仮設住宅等の設置に当たっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮した仕様の施設を検討する。

(3) 幼児・児童に係る対策

ア 哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、県に協力を要請する。

イ 避難場所等の責任者からの通報体制の確立などにより、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設での受入れ、里親への委託等の保護を行う。

また、状況に応じ県に協力を要請する。

ウ 児童相談所を中心に、保健所と連携し、被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

(4) 妊産婦及び傷病者等に係る対策

要配慮者の状況に応じて、高齢者、障がい者及び幼児・児童に係る対策に準じて対策を講ずる。

(5) 外国人に対する対策

必要に応じて通訳を手配した上で、高齢者、障がい者及び幼児・児童に係る対策に準じて対策を講じる。

第18節 給水計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水拠点の確保を図るとともに、関係業者等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 水道水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
環境部	環境企画課	飲料水供給施設の被害状況の調査及び応急復旧
玉山総合事務部	住民福祉課	飲料水供給施設の被害調査並びに応急処置及び復旧対策
上下水道部	総務課	1 応援要請等の手配 2 職員の安全管理 3 無線、携帯電話等情報通信手段の確保及び統制
	経営企画課	1 市民からの電話応対及びその情報内容の整理 2 広報車による市民への情報の周知
	給排水課	応急給水
	水道建設課	配水管の被害状況の調査及び応急復旧
	水道維持課	
	浄水課	1 水源及び浄配水場施設の被害状況の調査及び応急復旧 2 水道水の水質検査

※ 玉山総合事務部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 給水

(1) 水道水及び水道施設の確保

市本部長は、災害時において応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努める。

(2) 給水班の編成

市本部長は、職員を主体として給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務

イ 水道水の水質検査

ウ 汚濁水の使用禁止、停止、制限等の措置

(3) 応援の要請

ア 市本部長は、給水のため必要があると認める場合は、第11節「相互応援協力計画」又は第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県等に対し、応援を要請する。

イ 被災地に対する給水

(ア) 被災地に対する給水は、給水対策計画のとおりとする。

【資料編3-18-1 給水対策計画】

(イ) 応急給水量の基準

応急給水の目標水量を次のように定める。

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離
3日まで	3リットル／人・日	おおむね1km以内
4日から10日まで	20リットル／人・日	おおむね250m以内
11日から21日まで	100リットル／人・日	おおむね100m以内
22日から28日まで	被災前給水量	おおむね10m以内

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

ア 市本部長は、あらかじめ地域内の水道関係業者及び団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の調達を図る。

イ 市本部長は、業者等から調達した器具及び機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

市本部長は、応急給水用資機材を確保できない場合は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、応援を要請する。

【資料編3-18-2 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定】

【資料編3-18-3 公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画】

【資料編3-18-4 災害応急復旧工事等に関する協定書】

【資料編3-18-5 上下水道施設の災害に伴う応援協定書（第一環境株式会社）】

【資料編3-18-6 水道施設の災害に伴う応援協定書（財団法人岩手防災保安協会）】

【資料編3-18-7 八戸圏域水道企業団・盛岡市上下水道局パートナーシップに関する覚書】

【資料編3-18-8 盛岡市上下水道局・岩手中部水道局企業団パートナーシップに関する覚書】

3 給水の方法

(1) 水質の保全

災害時には、衛生環境が悪化するおそれがあるので、応急給水に際して、その水質保全に万全を期するものとする。

ア 給水作業中は、適宜残留塩素の測定を行う（残留塩素濃度 0.2mg／リットル以上を確保する。）。

イ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行って使用する。

(2) 拠点給水（給水車等による運搬給水が対応可能な地域への給水）

断水の状況に応じて、避難場所等に応急給水拠点を設けて、減断水の影響を受けない浄水場系統の配水幹線に設置されている消火栓から水道水を給水車等へ補給し、応急給水拠点において給水する。

なお、容器を持参しない市民へは、非常用給水ポリ袋を配布する。

(3) 臨時給水所における給水（拠点給水の範囲外地域への給水）

飲料水を応急給水する移動基地として臨時給水所を設け、断水地域に近接する消火栓に仮設給水栓を設置し、給水する。

なお、容器を持参しない市民へは、非常用給水ポリ袋を配布する。

(4) 移動給水

断水の程度が部分的な場合は、必要とする地域に広報車とともに給水車を巡回させて給水する。

(5) 医療施設等への優先的供給

医療施設、福祉施設、避難場所等に対しては、優先的に給水を行う。

ア 補給拠点（取水箇所）の設置は、被災しない水道施設の位置に配慮し、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

イ 医療施設、福祉施設、重要施設等の受水槽設置施設への給水は、揚水ポンプ付給水車により戸別に給水する。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者の措置

ア 水道事業者は、災害による配給水施設の破損又は汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 必要な技術要員を待機させ、必要な資機材の整備を図る。

(イ) 緊急修理用資機材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

(ウ) 施設を巡回して事故発生の有無及び被害の状況を確認する。

イ 水道事業者は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講ずる。

(ア) 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

(イ) 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより、目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

(ウ) 水道水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、市本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 市本部の措置

市本部長は、水道事業者の応急措置だけでは、水道水の供給ができないと認める場合は、第11節「相互応援協力計画」の定めるところにより応援を要請する。

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法等を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第19節 食料・生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等に対する食料や被服、寝具等の生活必需品（以下本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に支給できるよう、関係業者等の協力が得られる体制を整備し、物資の調達を図る。
- 2 災害発生時等における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報、調達及び配分の窓口の一元化を図る。
- 3 県、市町村その他の防災機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	炊き出しの実施及び物資の調達及び供与
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・支給に関する情報収集・連絡
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの調達及び支給

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
財政部	契約検査課	物資等の調達
市民部	健康保険課	物資支給計画の総括
保健福祉部	地域福祉課	災害救助法による物資供給事務の総括
	指導予防課	要配慮者等の食料支援・栄養指導
商工労働部	ものづくり推進課	プロパンガスの調達及びあっせんの連絡調整
農林部	農政課	米穀等主要食料の確保及び支給
	業務課	青果及び水産物の調達の連絡調整

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
 - (1) 物資の支給は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 避難場所等に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
 - イ 住家が、全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者

- ウ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
 エ 物資が無い又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
 オ 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

2 支給物資の種類等

(1) 食料の種類等

ア 支給食料及び支給数量は、おおむね次のとおりとする。

なお、市本部長は、被災状況及び食料調達の状況に応じて品目及び数量を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給することができる。

(ア) 支給食料の種類

区分	支給食料
主食用	米穀、炊き出しによる米飯、弁当、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等 ※ 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

(イ) 1人当たりの支給数量

区分	支給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米 200グラム以内
	応急供給受配者 1日当たり 精米 400グラム以内
	災害救助従事者 1食当たり 精米 300グラム以内

イ 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べることができる食料を支給する。

ウ 避難が長期化する場合にあっては、避難場所等で自炊するための食材、調味料、燃料、調理器具等を支給する。

エ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。

なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図ることとする。

(2) 食料以外の物資の種類等

食料以外の支給する物資の種類は、おおむね次のとおりとする。

なお、被災状況や物資の調達の状況に応じ、品目を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBTQ等）の視点にも配慮する。

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等
寝具	タオルケット、毛布、布団等

区分	支給物資
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、かさ等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料費	マッチ、ろうそく、木炭、灯油、プロパンガス等
その他	新聞

3 物資の確保

- (1) 市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認められる場合は、各避難場所等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時算出する。
- (2) 市本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。

【資料編2-5-9 災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定（株式会社レンタルのニッケン）】

【資料編2-5-10 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書（イオン）】

【資料編2-5-11 災害時における防災活動の協力に関する協定書（イオンスーパーセンター株式会社）】

【資料編2-5-12 災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定書（東北シート工業株式会社）】

【資料編2-5-13 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）】

【資料編2-5-14 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）】

【資料編2-5-15 災害時における量の提供に関する協定書（「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会）】

【資料編2-5-16 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社ダスキン盛岡）】

【資料編2-5-17 災害時におけるペットフード等の供給に関する協定書（株式会社レティシアン）】

【資料編2-5-18 災害時における衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に関する協定書（株式会社川徳）】

【資料編2-5-19 災害時における物資供給等に関する協定書（株式会社ベルジョイス）】

【資料編2-5-20 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ユニバース）】

【資料編2-11-1 災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定（盛岡卸センター）】

【資料編2-11-2 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定（岩手県高圧ガス保安協会）】

【資料編3-15-10 災害時における相互協力に関する協定書（株式会社モナカ）】

【資料編3-19-1 災害救助用米穀等に関する協定書】

【資料編3-19-2 災害時における相互応援に関する協定（中央卸売市場）】

【資料編3-19-3 大規模災害発生時における支援協定書（生活衛生同業組合）】

【資料編3-19-4 大規模災害発生時における支援協定書（盛岡ホテル協議会）】

【資料編3-19-5 災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書（みちのくコカ・コーラボトリング）】

【資料編3-19-6 災害時における飲料の確保に関する協定（みちのくコカ・コーラボトリング）】

【資料編3-19-7 災害時における飲料の確保に関する協定書（株式会社ミチノク）】

【資料編3-19-8 盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書】

【資料編3-19-9 地方創生に関する包括連携協定書（大塚製薬株式会社）】

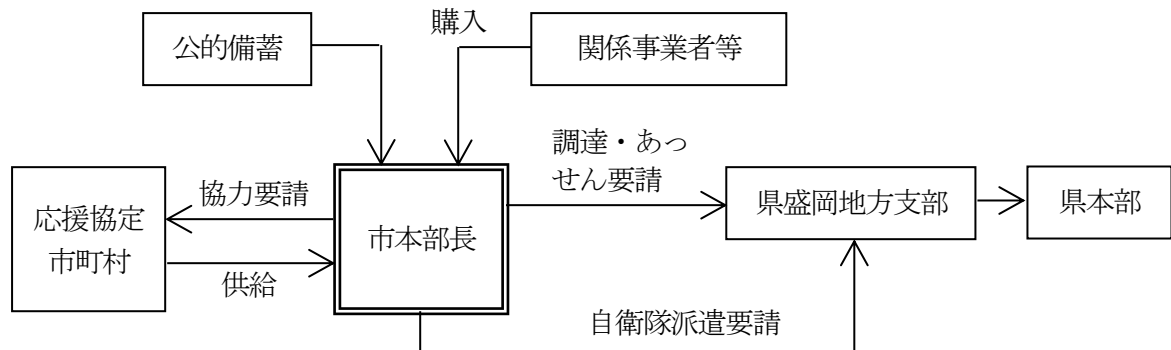
【資料編3-19-10 災害支援に関する協定書（株式会社盛岡スクールランチパートナーズ）】

【資料編3-19-11 災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書（一般社団法人岩手

県キッチンカー協会)】

- (3) 市本部長は、必要な物資の確保ができない場合は、県盛岡地方支部総務班長を通じて県本部長に対し物資の調達又はあつせんを要請する。
- (4) 自衛隊の保有する物資の無償貸付又は譲渡を要請する場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- (5) 市本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結など、関係業者等の協力が得られる体制を整備する。

【物資の調達・供給系統図】



4 物資の輸送及び保管

- (1) 市本部長は、あらかじめ公共施設等の中から物資の集積場所を選定する。

【資料編3-6-1 義援物資等集積場所一覧表】

- (2) 県本部長があつせんした物資の輸送は、県本部長が行う。
- (3) 市本部長は、避難場所等に物資を引き渡す場合は、「物資引渡書」により授受を明確にする。

【資料編3-19-12 物資引渡書】

- (4) 市本部長は、物資等の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給

- ア 原則として物資は支給することとし、市本部長が指定したものに限り、貸与する。
- イ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市役所(支所、出張所等)、物資集積・輸送拠点における配布や、個々の世帯又は避難場所を巡回して実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

- ア 市本部長は、あらかじめ食料供給の順位、範囲、炊き出し方法等について定める。
- イ 炊き出しによる支給は、既設の給食施設等又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。

【資料編3-19-10 災害支援に関する協定書(株式会社盛岡スクールランチパートナーズ)】

- ウ 炊き出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

- エ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、

市本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

(1) 市本部長は、必要な物資の品目及び数量を地域別及び避難場所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難場所等にある物資の在庫量の把握に努める。

(2) 市本部長は、集積場所にある物資の在庫量を常時把握する。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第20節 応急仮設住宅の建設及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住家が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。
- 5 応急仮設建築物を建築しようとする者、被災住宅の応急修理を行おうとする者等に対して、相談及び助言を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あっせん
盛岡広域振興局土木部	応急仮設住宅の供与及び公営住宅等の入居あっせん

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
財政部	契約検査課	応急修理資材の調達
保健福祉部	地域福祉課	1 災害救助法適用による応急修理等の事務の総括 2 応急修理対象世帯の選定
建設部	用地課	応急仮設住宅の用地の確保
	建築住宅課	1 応急修理の設計及び施工監督 2 応急仮設住宅の設置
都市整備部	都市計画課	被災宅地の危険度判定
	建築指導課	1 被災住宅の応急修理の要不要調査 2 仮設建築物の建築相談及び助言

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流出した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査及び報告

市本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に次の事項を明記し、県盛岡地方支部福祉

班長を経由して県本部長に報告する。

ア 被害状況

イ 被災地における住民の動向及び市の住宅に関する要望事項

ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 供給対象者における要配慮者の有無及びニーズ

オ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

ア 市本部長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

【資料編3-20-1 応急仮設住宅の建設候補地一覧表】

イ 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

ウ 敷地は、水道水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

エ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

オ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 資材の調達

ア 市本部長は、あらかじめ、建築関係機関と災害時における応援協定を締結するなど関係業者、団体との協力体制を整備する。

イ 市本部長は、災害救助法が適用されない規模においては、資材を調達し、応急仮設住宅を設置する。

なお、資材の調達に当たっては、寒冷地であることを十分に考慮する。

【資料編3-20-2 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書】

(5) 応急仮設住宅の入居

ア 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任して選定することができる。

イ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

ウ 市本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に十分配慮する。

エ 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任することができる。

2 住宅の応急修理

(1) 供与対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

ア 住家が半壊し、半焼し、又は一部流失したため、当面の日常生活を営むことができない世帯

イ 自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯

ウ 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住宅が半壊した世帯

(2) 供与対象者の調査及び選考

市本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査及び選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居所、炊事場、便所等の当面の日常生活に欠くことができない部分とする。

(4) 修理期間

ア 修理期間は、災害発生の日から1か月以内とする。

イ 市本部長は、1か月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の承認を得たときは、期間を延長する。

3 公営住宅への入居のあっせん

(1) 市本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を認めた被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等を含めて入居のあっせんを行う。

(2) 市本部長は、要配慮者の入居を優先する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

市本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

ア 市本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

イ 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する場合の手続は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところによる。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又は県防災行政無線により申し出ることができる。この場合においては、事後速やかに文書を提出する。

ウ 前記アによる派遣要請後において、災害の状況により派遣を必要とする期間、派遣を必要とする区域及び派遣を希望する人員に変更が生じた場合は、前記アの手続に準じて県本部長に変更の手続をする。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査表に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。

区分	表示方法
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(3) 市本部長の措置

市本部長は、被災宅地危険度判定を実施するため、次の措置を行う。

- ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。
- イ 実施本部は、次の業務に当たる。
 - (ア) 宅地に係る被害情報の収集
 - (イ) 判定実施計画の作成
 - (ウ) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
 - (エ) 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
 - (オ) 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - (カ) その他判定資機材の配布

6 被災建築物の応急危険度判定

市本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 市本部長の措置

市本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、次の措置を行う。

- ア 市本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。
- イ 実施本部は、次の業務に当たる。
 - (ア) 被災状況の把握
 - (イ) 判定実施計画の策定
 - (ウ) 県本部長への支援要請
 - (エ) 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
 - (オ) 判定の実施及び判定結果の集計、報告
 - (カ) 住民への広報
 - (キ) その他判定資機材の配布

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、判定を実施し、判定結果を表示する。

【資料編3-20-3 応急危険度判定士等宿泊場所一覧表】

7 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与及び応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

【資料編3-20-4 災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書（一般社団法人日本ムービングハウス協会）】

第21節 感染症予防計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、感染症予防上必要な措置を実施する。
- 2 災害により被害が発生し、生活環境の悪化、り病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、県本部長の協力を得て、感染症予防上必要な措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	県本部長の指導及び指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県央保健所	市本部長に対する感染症予防上必要な指示及び指導
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	指導予防課	感染症予防全般（感染症予防用資機材の調達及びあっせんを含む。）

第3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

市本部長は、防疫業務を円滑に実施するため、あらかじめ「消毒班」を編成しておく。

消毒班（1班）の編成基準

区分	人員
衛生技術者	1名
事務職員	1名
作業員	3名

(2) 疫学調査協力班

市本部長は、検病調査を円滑に実施するため、あらかじめ「疫学調査協力班」を編成しておく。

疫学調査協力班（1班）の編成基準

区分	人員
看護師又は保健師	1名
助手	1名

(3) 感染症予防班

市本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成する。

2 感染症予防用資機材の調達

(1) 市本部長は、あらかじめ関係業者及び団体と協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

(2) 市本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量

イ 送付先

ウ 調達希望日時

エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

(1) 市本部長は、感染症予防班、各地区の衛生組織その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2) 市本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

ア 疫学調査、健康診断、消毒の実施など、被災者と接する機会を通じての広報

イ 避難場所、仮設住宅等の巡回を通じて、被災者個々に行う広報

4 実施方法

疫学調査協力班は、おおむね次の方法により疫学調査を実施する。

(1) 疫学調査

ア 下痢患者又は有熱患者が現に発生している地域、避難場所等、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ 浸水し、又は滞水している地域にあっては、通常週1回以上実施し、大規模な避難場所等に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に実施する。

(2) 携行資材

資材名	背負式動力噴霧器	薬品		
		クレゾール	石灰	オーヤラックス
数量	10台	500 g 入	50g入	500 g 入

(3) 衛生の保持

市本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び第22節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ及びし尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の衛生の保持に努める。

(4) 消毒方法

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条の規定に基づき、同法施行規則（平成11年厚生省令第99号）第14条の定めると

ころにより、県本部長が指示した場所について消毒を実施する。

ア 実施回数は、原則として床上浸水地域にあつては3回以上、床下浸水地域にあつては2回以上とする。

イ 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に町内会等を通じてクレゾール、ロール石灰等を配布し、床及び壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び生野菜の消毒等を行わせる。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定により、第18節「給水計画」に定めるところによって、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水及び水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

市本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(8) 患者等に対する措置

市本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の措置をとる。

ア 消毒班により、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。

イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。

ウ やむを得ない理由により、感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であつて、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(9) 避難場所等の感染症予防指導等

避難場所等における感染症予防指導は、次の方法により行う。

なお、避難場所等における過密抑制に配慮する。

ア 1日1回以上の疫学調査を行う。

イ 避難場所等の自治組織を通じ、感染症予防についての指導の徹底を図る。

ウ 給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ 飲料水等については、消毒班又は県盛岡地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

第22節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物については、「盛岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適切に処理し、被災地域における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理については、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物関係団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物については、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去ができるよう連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	実施内容
市本部長	廃棄物の処理及び清掃全般

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
環境部	廃棄物対策課	ごみの処理及び清掃並びにし尿の処理

2 障害物除去

実施機関	実施内容
市本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
盛岡広域振興局土木部	1 市本部長が行う障害物の除去に対する応援及び協力 2 所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
岩手河川国道事務所	所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 防災上支障のある物件の除去 2 自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	地域福祉課	社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整
建設部	道路管理課	道路関係の障害物の除去

部	課	担当業務
	河川課	河川関係の障害物の除去
玉山総合事務部	建設課	道路関係及び河川関係の障害物の除去
都市整備部	都市計画課	宅地関係の堆積土砂の除去

※ 玉山総合事務部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

ア 市本部長は、廃棄物処理施設の被災状況を迅速に把握するとともに、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による廃棄物等の種類（大きさ、性状等）及び発生量を把握する。

イ 市本部長は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省）及び岩手県災害廃棄物対応方針と連携を図りつつ、盛岡市災害廃棄物処理計画に基づき廃棄物の処理を進める。

ウ 廃棄物の収集運搬は、次の施設を優先して行うものとし、被災状況及び仮置場の設置状況に応じて収集運搬体制を検討する。

(ア) 医療施設

(イ) 社会福祉施設

(ウ) 避難場所等

エ 市本部長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
第1次対策	(ア) 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ等の排出方法について、市民に周知する。また、腐敗性廃棄物及び感染性廃棄物は、環境衛生確保の観点から、収集運搬体制が整い次第、優先的に収集を行う。 (イ) 被災状況に応じて、一次仮置場を設置する。また、災害廃棄物の発生量及び処理可能量を推計し、全体の処理スケジュール等を検討する。
第2次対策	(ア) 一次仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、粗選別等の中間処理を行い、速やかに廃棄物処理施設等へ搬入する。 (イ) 大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合には、二次仮置場を設置し、廃棄物の保管及び破碎・選別等の中間処理を行う。
第3次対策	(ア) 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 (イ) 搬入された倒壊建築物等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

※ 市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

※ 事業者は、事業活動に伴う廃棄物等について、原則として、事業者の自己責任において自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理するものであるが、災害の規模、

災害廃棄物等の発生量に応じて、災害廃棄物の処理に関する市の方針に従いながら、適切な分別等に努める。

※ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

※ 市本部長は、大量の廃棄物が発生し、市内における処理が困難であると認めるときは、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、県内全市町村、東北地区六都市、中核市、岩手県等に対し、廃棄物処理に係る応援を要請する。

【資料編3-22-1 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（盛岡市廃棄物業協会）】

【資料編3-22-2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（岩手県産業資源循環協会）】

【資料編3-22-3 災害時におけるし尿等の収集及び運搬に関する協定書（岩手県環境整備事業協同組合）】

【資料編3-22-4 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書（県内市町村等）】

(2) 処理班の編成

市本部長は、被災地における清掃業務を円滑に行うため、次の班を編成する。

- | | | | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| ア 廃棄物対策課長 | ————— | 連絡調整班 | ————— | 連絡調整係 |
| イ 資源循環推進課長 | ————— | ごみ収集班 | ————— | 収集運搬係 |
| ウ 収集センター所長 | ————— | ごみ収集班 | ————— | 収集運搬係 |
| エ リサイクルセンター所長 | ————— | ごみ処理班 | ————— | 処理係 |
| オ クリーンセンター所長 | ————— | ごみ処理班 | ————— | 処理係 |

(3) 処理施設

- ア 盛岡市クリーンセンター（焼却）
- イ 盛岡市リサイクルセンター（破砕・埋立）
- ウ 盛岡・紫波地区環境施設組合（焼却・破砕・埋立）
- エ 岩手・玉山環境組合（焼却・破砕）
- オ 盛岡市玉山廃棄物処分場（埋立）

※ 市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったことなどにより、廃棄物処理ができない場合においては、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他市町村等の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

(4) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

市本部長は、被災状況等の必要に応じて、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他市町村等及び廃棄物関係団体に対し、応援を要請する。

(5) 仮置場の確保

ア 市本部長は、災害廃棄物（障害物）を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して一次仮置場を確保するものとし、あらかじめ所有者、管理者等と調整する。

イ 市本部長は、被災状況に応じて、災害廃棄物や処理困難物等を選別・保管するために、二次仮置場を確保するものとし、災害廃棄物の発生量に応じて、破砕等の中間処理を行うための仮設処理施設を設置するものとする。

(6) 仮置場の衛生保持

ア 市本部長は、必要に応じて薬剤散布等の消毒を実施し、仮置場の衛生保持及び土壌汚染防止等の環境対策に努める。

イ 消毒方法については、第21節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(7) 住民等への協力要請

ア 市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して廃棄物の分別・運搬及び仮置場での作業等について協力を求める。

イ 市本部長は、盛岡市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

ア 市本部長は、被災地域における建築物の倒壊又はライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより衛生環境上著しく支障を生ずるおそれのある世帯数等を把握する。

イ 市本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針と連携を図りつつ、盛岡市災害廃棄物処理計画に基づきながら、し尿及び浄化槽汚泥の処理を進める。

ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。

また、倒壊家屋、消失家屋等のくみ取式便槽のし尿については、早急に処理を行う。

(ア) 医療施設

(イ) 社会福祉施設

(ウ) 避難場所等

エ 市本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関と連携し、次によりし尿処理を行う。

区分	し尿処理の方法
医療施設、社会福祉施設及び避難場所等	(ア) 施設内のトイレが使用不可能となった場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。
地域	(ア) 住宅での生活確保及び地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。
一般家庭	(ア) ライフラインの損壊により水洗トイレの使用が不可能となった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 (イ) 地域内に設置された仮設トイレを利用する。 (ウ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (エ) バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。
事業所	(ア) 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 (イ) 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 (ウ) バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。

(2) 処理施設

- ア 盛岡地区衛生処理組合
- イ 盛岡北部行政事務組合

(3) し尿処理資機材の確保

ア 市本部長は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

イ 市本部長は、一般廃棄物（し尿）収集運搬業者等に対し、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を要請する。

なお、処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったなどにより、し尿処理ができない場合は、一部事務組合の管理者より指示を受け、指定された処理施設に搬入する。

ウ 市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、災害派遣を要請する。

3 障害物除去

(1) 処理方法

ア 市本部長及び道路等の管理者は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

(ア) 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路にある障害物

(イ) 被災住民の日常生活の直接的な障害となっている障害物

(ウ) 放置することにより、災害を拡大するおそれのある障害物

ウ 市本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

(ア) 住居関係障害物の除去

a 市本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

b 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法適用時に準じて障害物の除去を行う。

(イ) 道路関係障害物の除去

a 市本部長及び道路の管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

b 市本部長及び道路の管理者は、道路上の障害物の状況を、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより県本部長に報告する。

(ウ) 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材を適正に配置及び保管するとともに、あらかじめ関係業者等と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確

保を図る。

【資料編2-9-3 障害物除去機械一覧表】

(3) 応援の要請

ア 市本部長は、障害物を処理できない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村あるいは地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部に対して応援を要請する。

- (ア) 障害物除去に必要な職種及び人員
- (イ) 障害物所教養資機材の種類、数量
- (ウ) 応援を要する期間
- (エ) 障害物除去地域、区間
- (オ) その他参考事項

イ 障害物除去のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

ア 本市部長は、除去した障害物について、市本部長が災害発生の状況に応じて指定する場所に集積して処理する。

イ 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して選定する。

- (ア) 障害物の搬入に便利であり、地域住民の衛生上や日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
- (イ) 公有地を選定できないときは、(ア)に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

ウ 市本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

ア 市本部長は、土砂及び瓦れきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所で処理する。

- (ア) 臨時集積場所
- (イ) 住民の日常生活又は農林水産業等の生産活動に支障がない場所
- (ウ) 埋立予定地

イ 市本部長は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者が不明である 竹木、家具、家財等で、加工又は修理しても使用できないと認めるものについては、次の廃棄物処理施設で処理を行う。

- (ア) 盛岡市クリーンセンター
(焼却)
- (イ) 盛岡市リサイクルセンター
(破碎・埋立)
- (ウ) 盛岡・紫波地区環境施設組合
(焼却・破碎・埋立)
- (エ) 岩手・玉山環境組合
(焼却・破碎)
- (オ) 盛岡市玉山廃棄物処分場

(埋立)

※ 市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったことなどにより、廃棄物処理ができない場合においては、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他市町村等の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

ウ 加工又は修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項まで及び同施行令第25条から第27条までの定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官・自衛官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同施行令第25条から第27条までの定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、市又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第23節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋火葬計画

第1 基本方針

災害による行方不明者の搜索並びに遺体の処理及び埋火葬は、各実施機関相互の協力体制により、迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 行方不明者の搜索及び遺体の収容 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋火葬
市消防団	行方不明者の搜索及び遺体の収容
警察署	行方不明者の搜索及び遺体の検視
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における遺体の処理及び埋葬に関する協力
（一社）盛岡市医師会	遺体の検視及び処理の協力
（一社）岩手県歯科医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 行方不明者、遺体の搜索 2 自衛隊の災害派遣要請
市民部	市民登録課	遺体の埋火葬の手続
	都南総合支所課	
保健福祉部	生活福祉第一課 生活福祉第二課	遺体の処理 （行旅病人及び行旅死亡取扱法（明治32年法律第93号）に係る遺体の処理とする。）
	企画総務課	遺体の検案及び検視
	生活衛生課	1 遺体の埋火葬の総括 2 遺体収容所の開設指導及び総括 3 遺体収容所に収容された遺体の管理 4 遺体の処理 （墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に係る遺体の処理とする。）

第3 実施要領

- 1 行方不明者の搜索及び遺体の収容
 - (1) 搜索の手配

市本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、次の事項を明らかにして、県盛岡地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県盛岡地方支部総務班長を通じて県本部長に報告する。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

(2) 捜索の実施

ア 市本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により捜索班等を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

区別	遺体収容所	捜索班	収容班	処理班
所要人員	3名	20名	20名	20名
摘要		(警察官2名を含む。)		(医師1名を含む。)

イ 市本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対し、捜索班への協力を要請する。

ウ 市本部長は、必要に応じて県盛岡地方支部総務班長及び県盛岡地方支部警察署班長に対し、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。

エ 市本部長は、捜索班が不足と認める場合は、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

オ 捜索班員は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

(ア) 発見時において生存している場合は、医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

(イ) 遺体を発見し、その状態について犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

(ウ) 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官又は遺体処理班に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

カ 市本部長は、行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

キ 市本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

ク 県本部長は、行方不明者として把握したものが外国人であった場合には、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡する。

2 遺体の収容

(1) 市本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

(2) 遺体は、遺体収容所に収容する。

(3) 遺体の収容所への搬送は、捜索班等が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後とする。

ア 異常遺体に関する検視

イ 医師の検案

ウ 遺体請書の徴収

3 遺体の管理

- (1) 市本部長は、遺体収容所に収容された遺体が発見された経過を記載した文書を作成し、必要に応じて遺族等に閲覧させる。
- (2) 市本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の遺族が判明し、遺体の引取りを希望する場合は速やかに引き渡す。
- (3) 市本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の引取り者が判明せず、衛生上収容の継続が困難であると認められる場合は火葬の手続をとる。
- (4) 市本部長は、引取者が判明しない遺体を火葬した場合は、当該遺体の発見された経過を記載した文書とともに、焼骨を保管する。

【資料編3-23-1 遺体収容所】

4 遺体の処理

- (1) 市本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 遺体処理用資機材は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、市本部長が調達する。
- (3) 市本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、要請する。

5 遺体の埋火葬

市が実施する遺体の埋火葬は、身元不明又は身元が判明しているが引取者のない遺体を対象とする。

- (1) 埋火葬は、火葬場の従業員又は搜索班員等で行う。
- (2) 遺体は、原則として火葬にする。
- (3) 一時安置した多数の死者を埋火葬するときは、原則として、安置の際に付した遺体番号の順により埋火葬する。
- (4) 市本部長は、遺体の埋葬量が市の火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合においては、県地方支部福祉医療班長を通じて、県本部長に広域火葬を要請する。

6 遺体搬送車の調達

全国霊柩自動車協会岩手県支部、いわて生活協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会との災害協定により、調達する。

【資料編3-23-2 災害時における遺体の搬送に関する協定（社団法人全国霊柩自動車協会）】

【資料編3-23-3 災害時における遺体の搬送に関する協定（生活協同組合）】

【資料編3-23-4 災害時における棺等葬祭用品等の供給に関する協定（岩手県葬祭業協同組合）】

【資料編3-23-5 災害時における棺等葬祭用品等の供給に関する協定（生活協同組合）】

【資料編3-23-6 災害時における協力に関する協定（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）】

7 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋火葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法

の適用計画」に定めるところによる。

第24節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
防災関係機関	要員の確保

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
商工労働部	経済企画課	労働力確保に係る連絡調整

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及びボランティア等によっても、要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

- (1) 防災関係機関は、次の事項を明示して、盛岡公共職業安定所長に要員の確保を申し込む。

- ア 目的
- イ 作業内容
- ウ 必要技能及び人員
- エ 期間
- オ 災害応急対策の実施場所
- カ その他参考事項

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

- (1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
市本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
消防団長又は消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による市本部長の従事命令）	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官又はとび職 オ 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 カ 地方鉄道業者及びその従事者 キ 軌道経営者及びその従事者 ク 自動車運送業者及びその従事者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害対策基本法による市長又は警察官の従事命令）	市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業（従事命令又は協力命令）	火災の現場付近にある者
水防作業（従事命令）	区域内に居住する者、水防の現場にある者又は災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市本部長	従事命令	ア 命令を発するとき。 イ 発した命令を変更するとき。 ウ 発した命令を取り消すとき。	災害対策基本法第81条第1項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、市本部長に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、警察官その他公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第25節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下この節において「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童・生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう学用品等の供与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	応急教育の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
交流推進部	スポーツ推進課	体育施設の応急対策の実施
保健福祉部	地域福祉課	災害救助法の事務手続
教育部	総務課	1 学校施設の被害の調査及び報告 2 避難場所等の開設及び運営 3 教育災害対策予算に係る事務 4 部内活動の記録及び報告
	学務教職員課	応急給食の実施
	生涯学習課	社会教育施設の応急対策の実施
	歴史文化課	文化施設及び文化財に対する応急対策の実施

第3 実施要領

1 学校施設の確保

(1) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合又は学校が避難場所等として使用されている場合の応急教育の場所は、次による。

ア 応急的な修理で利用できる場合は、当該施設の応急修理を行い使用する。

イ 学校の一部校舎（普通校舎）が使用できない場合は、特別教室、屋内体育館等を利用し、なお不足する場合は2部授業を行う。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共施設を利用する。

エ 特定の地域が全体的に被害を受けた場合は、住民が避難した先の最寄りの学校、被災しない公民館等の公共施設を利用する。

(2) 他施設の利用

隣接する学校その他の公共施設を利用して授業を行う場合は、当該施設管理者の応援及び協力を得る。

ア 市内の施設利用の場合

災害対策本部において、関係者が協議の上行う。

イ 県盛岡地方支部教育事務所班管内の他市町村の施設利用の場合

市本部長は、県盛岡地方支部教育事務所班長に対して施設利用のあつせんを求める。

(3) あつせんを求める手続

協力、あつせんを求める場合は、次の事項を明示して行う。

ア あつせんを求める学校名

イ 予定施設名又は施設種別

ウ 授業予定人員及び教室

エ 予定期間

オ その他参考事項

2 教職員の確保

(1) 災害に伴い、教育職員に欠員が生じた場合は、少数のときは学校内において調整して授業に支障のないようにし、学校内で解決できないときは、学校長は、市本部長に教員派遣の応援を求める。この場合、市本部長は、県盛岡地方支部教育事務所班長を通じて県本部長に教職員の派遣を要請する。

(2) 応援要請

教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名

イ 授業予定場所

ウ 教科別（中学校・義務教育学校・高校）派遣要請人員

エ 派遣要請予定期間

オ 派遣要請職員の宿舎その他の条件

カ その他参考事項

3 応急教育の方法

災害に伴う被害の程度によって授業が不可能なときは、休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても、速やかに応急授業の実施に努める。応急教育の実施は、次の事項に留意して行う。

(1) 特に精神的な安定及び保健衛生の確保に努める。

(2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障がないように配慮する。

(3) 教育の場が学校施設以外のときは、授業の方法等に留意する。

(4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他通学に関する事項を考慮する。

(5) 学校が避難場所等に利用される場合は、避難者に対して支障にならないよう配慮する。

(6) 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講ずる。

(7) 授業の不可能な期間が長期にわたるときは、学校と児童・生徒との連絡方法等の整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の調達方法

災害により学用品等を失った場合の調達は、次の方法による。

(1) 調達及び支給の実施者

学用品等の調達は、市本部長が行うものとする。ただし、市本部長が調達できないときは、地方支部教育事務所班長を通じて県本部長に調達及びあつせんを要請するものとし、この場合の輸送は業者と市本部間の通常の方法による。

(2) 支給の種別

ア 災害救助法による支給

災害救助法が適用された世帯の児童・生徒に対しては、災害救助法に定める「学用品の給付」による。

イ 災害救助法適用災害で住宅が被災しなかった場合のあつせん

災害救助法が適用された災害で、教科書を失った児童・生徒の属する世帯の被害が床上浸水以下の場合は、災害救助法適用と併せて調達又はあつせんする。この場合の費用は本人負担とする。

(3) 支給の方法

市本部長は、次の方法により支給する。

ア 市本部長は、学用品等支給基準に基づき、児童・生徒の別に別記様式による学用品等割当台帳により割当てをする。

イ 支給する学用品等は、受領書と引換えに各学校に交付し、学校長が各児童・生徒に支給する。

(4) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 応急給食

学校給食については、次の点に留意して応急給食を実施する。

- (1) 給食施設と原材料等の被害のため、平常の給食ができない場合においては、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
- (2) 原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図る。
- (3) 学校が避難場所等として使用される場合は、学校給食と避難者用炊き出しとの調整に留意する。

6 応急保健安全対策

災害時における児童・生徒の保健衛生については、次の事項に留意する。

- (1) 欠席児童・生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故又は疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、特に感染症又は食中毒等が発生した場合は、校医又は県盛岡地方支部保健環境班長に連絡し、その判断に基づき、給食の停止、休校等の適宜な処置をとるとともに、県本部長に報告する。
- (3) 通学路等の被害状況に応じて、登下校の安全確保に努める。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

7 その他施設等の応急対策

- (1) 公民館、文化会館、体育館等の社会教育施設及び体育施設の対策

被災時において、公民館、文化会館、体育館等の施設は、災害応急対策のための避難場所等、現地対策本部等に利用される場合が多いことから、市本部長は、被害状況の把握に努めるとともに、その応急修理等を速やかに行う。

(2) 文化財等の対策

市本部長は、被災文化財にあつては文化財保護審議会に、被災指定保存建造物、被災保護庭園及び被災保存樹木にあつては自然環境等保全審議会の意見等を参考にし、その価値を可能な限り維持するよう所有者及び管理団体に指示する。

8 授業料の減免及び育英資金の貸与

(1) 市本部長は、必要に応じて被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

(2) 被災生徒が育英資金又は奨学金の措置申請を行う場合は、罹災証明書を添付する。

9 被災児童・生徒の受入れ

市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があつた場合は、可能な限り被災児童・生徒の受入れを行う。

【別記様式】 学用品等割当台帳

被災区分		児童又は生徒名	保護者名	割当物資名
番号	学年			

第26節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限にとどめることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 被災地域における病虫害防除の実施 2 家畜、草地、飼料畑及び畜産施設の被害に対する応急措置
県病虫害防除所	病虫害防除に関する必要な指示及び指導

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
農林部	農政課	1 被災地域における病虫害防除の実施
玉山総合事務所部	産業振興課	2 畜産に関する応急対策

※ 玉山総合事務所部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 防除の対策

(1) 防除の実施

ア 市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

(ア) 防除時期

(イ) 防除資機材（航空機、防除器具、農薬等）の種類及び数量

(ウ) 防除体制（人員、車両等の動員及び配置）

イ 市本部長は、業務を円滑に実施するため、次の班を編成する。

班名	担当業務
調査班	巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除全般について積極的な指導及び普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

ウ 市本部長は、防除措置について必要と認める場合は、県盛岡地方支部農林班長を通じて県本部長に応援を要請する。

(2) 防除資機材の調達

ア 市本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保及び調達を行う。

イ 市本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、県盛岡地方支部農林班長を通じて県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

- (ア) 資機材の種類別数量
- (イ) 送付先
- (ウ) 調達希望日時（期間）
- (エ) その他参考事項

2 畜産対策

(1) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染予防法（昭和26年法律第 116号）及び家畜防疫対策要綱（平成11年 4月12日付け11蓄A第 467号農林水産省畜産局長通達）により実施する。

(2) 家畜の避難

水害による浸水等の災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア 市本部長は、近隣市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。

イ 市本部長は、家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指示する。

(3) 飼料等の確保

避難する家畜の飼料、わら等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 市本部長は、県盛岡地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 要請する飼料の種類及び数量
- (イ) 納品又は引継の場所及び時期
- (ウ) その他必要事項

(4) 青刈飼料等の対策

市本部長は、風水害等により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育を促進するよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保できない場合は、県盛岡地方支部農林班長通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(5) 牛乳の集乳対策

市本部長は、酪農家が生産した牛乳が交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県盛岡地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第27節 公共土木施設・鉄道施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防施設等について速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。
- 2 乗客の安全及び交通の確保を図るため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 公共土木施設

実施機関	実施内容
市本部長	1 道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
盛岡広域振興局土木部	1 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 3 所管する砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地危険区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施
岩手河川国道事務所	1 所管する道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 2 所管する河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 3 所管する砂防指定地及び地すべり防止区域の砂防施設等の被害状況の把握及び応急復旧の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
農林部	農政課	農林道の被害状況の把握及び応急復旧の実施
	林政課	
建設部	道路管理課	道路施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
	河川課	河川管理施設の被害状況の把握及び応急普及の実施
玉山総合事務所	産業振興課	農林道の被害状況の把握及び応急復旧の実施
	建設課	道路施設及び河川管理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施

※ 玉山総合事務所の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

2 鉄道施設

実施機関	実施内容
市本部長	鉄道施設の被害状況の把握及び応急復旧の情報収集
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	鉄道施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
日本貨物鉄道（株）東北支社	
I G Rいわて銀河鉄道（株）	

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
建設部	交通政策課	鉄道施設の被害状況の把握及び応急復旧の情報収集

第3 実施要領

1 公共土木施設

(1) 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、災害対策本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等についても、随時連絡する。

(2) 二次災害の防止対策

ア 実施機関は、クラック発生箇所等の調査を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

イ 県及び市は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第15節「避難・救出計画」に定める避難情報の発令等の措置をとる。

(3) 要員及び資機材の確保

ア 実施機関は、必要な人員及び資機材を確保するため、関係機関相互の調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ災害時における応援協定を締結するなど、関係業者、団体等の協力が得られる体制を整備する。

イ 実施機関相互又は関係業者等に対する協力要請は、次の事項を明示して行う。

(ア) 資機材の種類及び数量

(イ) 職種別人員

(ウ) 場所

(エ) 期間

(オ) 作業内容

(カ) その他参考事項

【資料編 3-27-1 災害時における応急対策業務に関する協定（盛岡市建設業協同組合）】

【資料編 3-27-2 災害時における応急対策業務に関する協定（岩手県測量設計業協会）】

(4) 関係機関との連携強化

ア 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

イ 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(5) 緊急輸送道路の確保

実施機関は、関係機関と速やかに協議及び調整の上、災害の態様と緊急度に応じて緊急輸送道路の重点的な応急復旧を実施する。

(6) 県への支援要請

市は、市が管理する県道又は市道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、市における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、市に代わって県が行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、県に対し

必要に応じて支援を要請する。

2 鉄道施設

(1) 活動体制

ア 実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

イ 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車又は移動用無線機を利用する。

(2) 災害発生時の初動措置

ア 列車の措置

(ア) 乗務員は、災害を感知したときは、高い盛土区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

(イ) 状況に応じ、旅客の避難、救出及び救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

イ 保守担当区の措置

災害により、列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安施設等の巡回又は固定警備を行う。

ウ 駅の措置

(ア) 駅長は、災害に応じて、列車防護及び運転規制を行う。

(イ) 駅長は、災害発生と同時に営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じて救護所の開設及び医療機関の救援を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

(ア) 駅長及び乗務員は、旅客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

(イ) 乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について、駅又は輸送指令に連絡する。

イ 救出救護

(ア) 駅長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときは、直ちに救出救護活動を行う。

(イ) 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに救護班の派遣を指示する。

(ウ) 現地災害対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携して救出救護活動に当たる。

(4) バス事業者との連携強化

旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

(5) 応急復旧

ア 実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。

イ 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずる。

ウ 実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 資機材の種類及び数量
- (イ) 職種別人員
- (ウ) 場所
- (エ) 期間
- (オ) 作業内容
- (カ) その他参考事項

第28節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施してライフライン及び必要な燃料の確保を図る。また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 電力施設

実施機関	実施内容
市本部長	電力施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集
東北電力ネットワーク（株） 盛岡電力センター	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握 2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	電力施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集

2 ガス施設

実施機関	実施内容
市本部長	ガス供給施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集
ガス供給事業者	1 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家等に対する広報の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	ガス供給施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集

3 上下水道施設

実施機関	実施内容
市本部長	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
環境部	環境企画課	飲料水供給施設等の応急復旧の実施
上下水道部	総務課	上下水道施設の被害状況の把握
	経営企画課	広報の実施
	水道建設課	水道施設の応急復旧の実施
	水道維持課	
	浄水課	
	下水道整備課	下水道施設の応急復旧の実施
	下水道施設管理課	
	玉山事務所課	
玉山総合事務部	住民福祉課	飲料水供給施設等の応急復旧の実施

※ 玉山総合事務部の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

4 電気通信施設

実施機関	実施内容
市本部長	電気通信施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集
NTT東日本（株）岩手支店	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
NTTドコモビジネス（株）	
（株）NTTドコモ	
KDDI（株）	
ソフトバンク（株）	
楽天モバイル（株）	

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	電気通信施設に係る被災状況及び応急対策の情報収集

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

(ア) 電気事業者は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

(イ) 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼び出しのほか、交通又は通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。

イ 対策要員の確保

(ア) 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね次の区分により防災体制を確保する。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断される場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合又は大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(イ) 電気事業者は、その体制区分に応じた要員について、出動を指示する。

(ウ) 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。

a 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。

b 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。

なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。

c 非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。

(エ) その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

(イ) 電気事業者は、定時に被災電力施設等から、次の情報を収集する。

a 一般情報等

(a) 気象などに関する情報

(b) 一般被害情報

(c) 停電による主な影響の状況

(d) 国及び地方公共団体の災害対策本部、報道機関及び被災地域への対応状況

b 自社被害情報等

(a) 自社施設等の被害情報及び復旧状況

(b) 他の事業者からの要員及び資機材等の応援状況

(c) 人身災害その他の災害の発生状況

(d) その他の災害に関する情報

(イ) 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達及び輸送

(イ) 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材については、次の方法により確保する。

a 現地調達

b 電気事業者相互間による流用

- c 納入メーカーからの購入
 - d 他の電気事業者からの融通
 - (イ) 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予想される場合においては、非常災害対策本部において復旧資機材の所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。
 - (ウ) 資機材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電気事業者等に対して応援を要請する。
 - (エ) 被災電力施設への資機材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両等により行う。
なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に応援を要請して輸送力の確保を図る。
 - (オ) 電気事業者は、応急対策に関し、広域的な応援体制をとるよう努める。
 - (カ) 市本部長は、電気事業者から応急対策要員、応急対策資機材及び輸送等のあつせん要請があつた場合は、その確保、あつせんに協力するとともに、状況に応じて第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- イ 危険予防措置の実施
- (ア) 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。
 - a 送電を継続することが危険と認められるとき
 - b 警察署、消防機関等の関係機関から送電停止の要請があつたとき
 - (イ) 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小及び時間の短縮に努める。
 - (ウ) 電気事業者は、電気施設保安のため、技術員を派遣し、必要な措置を講ずる。
- ウ 応急工事の実施
- 電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上復旧効果の最も大きい施設から実施する。
- (ア) 災害応急対策実施機関
 - (イ) 医療施設
 - (ウ) 社会福祉施設
 - (エ) 避難場所等
- エ 災害時における電力の融通
- 電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」、「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。
- (3) 復旧対策
- ア 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。
 - イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上復旧効果の大きい施設から、おおむね次に定める復旧順位により実施する。
 - (ア) 水力発電設備

- a 系統に影響の大きい発電所
- b 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所
- c 早期に措置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所
- d その他の発電所

(イ) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(ロ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
- c 重要施設に配電する配電用変電所

(ハ) 配電設備

- a 病院、交通、通信、報道機関、上下水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所その他重要施設への供給回線
- b その他の回線

(ニ) 通信設備

- a 非常災害用通信回線
- b 給電指令回線並びに制ぎょ監視及び系統保護回線
- c 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

ア 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

イ 電気事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

【資料編3-28-1 災害時の協力に関する協定（東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター）】

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

(ア) ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

(イ) 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出しのほか、交通、通信機能の途絶時においても対応出来るよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。

イ 対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね次の区分により非常災害対策本部

を設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が大きい場合

ウ 情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を講ずる。

- (ア) 災害対策本部、報道機関等からの被害情報等の収集
- (イ) 事業所設備等の点検
- (ウ) 整圧所における送出入量の調整又は停止
- (エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理
- (オ) その他状況に応じた措置

イ 応急措置

(ア) ガス事業者は、応急措置として、次の措置を講ずる。

- a 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置に当たるよう指示する。
- b 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- c 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給の再開に努める。
- d その他現場の状況により適切な措置を講ずる。
- (イ) 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。
 - a 災害応急対策実施機関
 - b 医療施設
 - c 社会福祉施設
 - d 避難場所等

ウ 資機材の調達

(ア) ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は次の方法により確保する。

- a 取引先、メーカー等からの調達
- b 各事業所相互間における流用
- c 他のガス事業者からの融通

(イ) 市本部長は、ガス事業者から応急対策要員、応急対策資機材及びその輸送等のあつせん要請があった場合は、その確保、あつせんに協力する。

(3) 復旧対策

ア ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。

(ア) 整圧所の復旧

ガスの受入又は送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検及び補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。

(イ) 中圧導管の復旧

- a 区間遮断
- b 気密試験（漏洩箇所の発見）
- c 漏洩箇所の修理

(ウ) 低圧導管と需要家設備の応急復旧

- a 閉栓確認作業
- b 被災地域の復旧ブロック化
- c 復旧ブロック内巡回点検作業
- d 復旧ブロック内の漏洩検査
- e 本支管の漏洩箇所の修理
- f 本支管混入空気除去
- g 供内管の検査及び修理
- h 点火及び燃焼試験
- i 開栓

イ 再供給時の事故防止措置

ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

(ア) 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等により二次災害を防止するための点検措置を行う。

(イ) 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認して再開する。

(4) 道路管理者等との連携

ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 上下水道局災害対策本部の設置

(ア) 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、上下水道局災害対策本部を設置し、関係機関と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(イ) 上下水道局災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出しのほか、交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。

イ 動員体制の確立

(ア) 市本部長は、災害時における水道水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、担当業務をあらかじめ指定する。

(イ) 指名された職員は、勤務時間外において災害が発生した場合には、被害状況に応じて、所属勤務所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

市本部長は、あらかじめ復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負業者及び指定給水装置工事業業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

【資料編3-18-2 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定】

【資料編3-18-3 公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画】

【資料編3-18-4 災害応急復旧工事等に関する協定書】

【資料編3-18-5 上下水道施設の災害に伴う応援協定書（第一環境株式会社）】

【資料編3-18-6 水道施設の災害に伴う応援協定書（財団法人岩手防災保安協会）】

【資料編3-18-7 八戸圏域水道企業団・盛岡市上下水道局パートナーシップに関する覚書】

(2) 情報連絡活動

ア 市本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等についてあらかじめ定める。

イ 市本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

(ア) 通信手段

一般加入電話が使用できない場合の上下水道局災害対策本部内における連絡は、衛星携帯電話及び水道業務無線を用いて行う。

(イ) 通信時期及び内容

上下水道局災害対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた内容により行う。

(3) 応急措置

市本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置を講ずる。

ア 取水、導水、浄水施設等

取水施設、導水施設、浄水施設等に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水及び導水の停止又は減水を行う。

イ 配水管路等

(ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上危険であると判断される箇所については、断水措置をし、道路管理者等の協力を得て、保安柵等による危険防止措置を講ずる。

(イ) 道路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

ウ 給水措置

倒壊、焼失した家屋又は所有者の不明な家屋の漏水は、仕切弁又は止水栓により閉栓する。

(4) 水道施設の応急復旧

市本部長は、水道施設が被災した場合は、次により応急復旧の措置を講ずる。

ア 浄水場、配水場、ポンプ場等の施設が被災した場合の被害の内容及び程度に応じ、関係業者等に緊急応援を要請する。

イ 配水管及び給水管が被災した場合は、各施設の被災状況に応じた水運用（配水支管の制

限を含む)を図り、系統ごとに応急復旧ブロックを設定し、配水場に近い上流側より順次復旧作業を行う。

(ア) 復旧順位

復旧は、次の順位により進める。

- a 配水本管
- b 配水支管
- c 給水管

なお、消火栓が設置された管路の復旧は、優先的に行う。

(イ) 復旧班の編成

復旧工事は、災害応急復旧工事等に関する協定に基づき、盛岡市上下水道工事業協同組合に要請し、各ブロック別に調査作業班、復旧工事班及び交代班を編成して継続的に復旧作業を行う。

(ウ) 連絡調整

各班に上下水道局職員1名を配置し、上下水道局災害対策本部との連絡調整を行う。

ウ 応急復旧に必要な資機材の調達は、備蓄資機材で対応が困難と判断されるときは、関係業者等に対して資機材の供給又は確保を要請し、集積場所を選定して調達する。

(5) 道路管理者等との連携

市本部長は、各施設の復旧に当たり、道路管理者等と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

ア 上下水道局災害対策本部の設置

(ア) 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、上下水道局災害対策本部を設置し、関係機関と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

(イ) 上下水道局災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出しのほか、交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織を整備する。

イ 動員体制の確立

(ア) 市本部長は、災害時における下水道施設の被害の復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、担当業務をあらかじめ指定する。

(イ) 指名された職員は、勤務時間外において災害が発生した場合には、被害状況に応じて所属勤務所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

市本部長は、あらかじめ復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

【資料編3-18-5 上下水道施設の災害に伴う応援協定（第一環境株式会社）】

【資料編3-28-2 北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール】

【資料編3-28-3 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定】

【資料編3-28-4 災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定】

【資料編3-28-5 災害時における下水道施設等の復旧支援に関する協定】

(2) 情報連絡活動

ア 市本部長は、下水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等についてあらかじめ定める。

イ 市本部長は、下水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

(ア) 通信手段

一般加入電話が使用できない場合の上下水道局災害対策本部における連絡は、衛星携帯電話及び水道業務用無線を用いて行う。

(イ) 通信時期及び内容

上下水道局災害対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた内容により行う。

(3) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

(ア) 市本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

(イ) 市本部長は、必要に応じ、第11節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村に応援を要請する。

(ウ) 下水道施設の被災により、資機材が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。

イ 応急措置

(ア) ポンプ場及び処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合は、非常用発電機によって機能を確保し、排水及び処理不能の事態が起こらないよう対処する。

(イ) 管渠の被害に対しては、被害の箇所及び程度に応じた応急措置を実施する。

(ウ) 施行中の箇所については、請負業者に対して被害を最小限にとどめるよう指示するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

(4) 下水道施設の応急復旧

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の復旧の後に枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場等

処理場及びポンプ場において、停電が発生した場合は、非常用発電機等により排水及び処理機能を確保する。

イ 管渠施設

管渠施設に破損等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(5) 道路管理者との連携

市本部長は、各施設の復旧に当たり、道路管理者と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営及び応急対策に必要な要員を確保するため、あらかじめ必要な措置を講ずる。

ウ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被害状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長及び防災関係機関に連絡する。

(2) 応急措置

ア 資機材の調達

(ア) 電気通信事業者は、自ら保有する災害対策用資機材、器具等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材については、速やかに確保する。

(イ) 電気通信事業者は、応急復旧に関し広域的な応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能の確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

(ア) 通信が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。

(イ) 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

(ウ) 衛星通信等の可搬無線機の活用により、緊急情報連絡用の回線設定に努める。

(エ) 災害救助法が適用され、又はこれに準じた状況の場合は、当該地域に公共電話を特設することができる。

(3) 電気通信施設の応急復旧

電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

(ア) 応急復旧工事

a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

b 現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備等の工事

(イ) 原状回復工事

電気通信設備の機能、形態を被災前の状況に復する工事

(ウ) 本復旧工事

a 被災の再発を防止するための設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

b 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の準備

順位	応急する電気通信設備
第1順位	(ア) 気象機関に設置されているもの (イ) 水防機関に設置されているもの (ウ) 消防機関に設置されているもの (エ) 災害救助機関に設置されているもの (オ) 警察機関に設置されているもの (カ) 防衛機関に設置されているもの (キ) 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ク) 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ケ) 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第2順位	(ア) ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (イ) 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの (ウ) 選挙管理機関に設置されているもの (エ) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの (オ) 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの (カ) 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く。)
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(4) 災害広報

電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対してトーカー装置による案内、広報車、テレビ、ラジオ、窓口掲示等の方法により、応急復旧の措置、復旧見込み時期等の周知を図る。また、電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(5) 道路管理者等との連携

電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第29節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 危険物による災害の発生又は拡大の防止を図るため、危険物施設等に対する災害応急対策を講ずる。
- 2 危険物の保安措置等を図るため、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 実施機関（責任者）

1 石油類等危険物

実施機関	実施内容
市本部長	(1) 被害状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
市消防団	消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
盛岡地区広域消防組合	消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
警察署	交通規制の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく危険物の保安措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達 (3) 負傷者の救出救護 (4) 避難措置及び警戒区域の設定 (5) 自衛隊の災害派遣要請

2 火薬類

実施機関	実施内容
市本部長	(1) 被害状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
市消防団	消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
盛岡地区広域消防組合	消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
警察署	交通規制の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく火薬類の保安措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達

部	課	担当業務
		(3) 負傷者の救出救護 (4) 避難措置及び警戒区域の設定 (5) 自衛隊の災害派遣要請
商工労働部	ものづくり推進課	(1) 火薬施設に係る被害状況調査 (2) 火薬施設に係る応急対策

3 高圧ガス

実施機関	実施内容
市本部長	(1) 被害状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
市消防団	消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
盛岡地区広域消防組合	消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
警察署	交通規制の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく高圧ガスの保安措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 高圧ガス災害の防除活動に係る指導及び連絡 (2) 消火薬剤の調達 (3) 負傷者の救出救護 (4) 避難措置及び警戒区域の設定 (5) 自衛隊の災害派遣要請
商工労働部	ものづくり推進課	(1) 高圧ガス施設に係る被害状況調査 (2) 高圧ガス施設に係る応急対策

4 毒物・劇物及び放射性物質

実施機関	実施内容
市本部長	(1) 被害状況の把握 (2) 災害の発生又は拡大の防止のための応急措置
市消防団	消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
盛岡地区広域消防組合	消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置
警察署	交通規制の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく毒物及び劇物の保安措置

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	(1) 自衛隊の災害派遣要請 (2) 負傷者の救出救護 (3) 避難措置及び警戒区域の設定
保健福祉部	指導予防課	毒物及び劇物災害の防除活動に係る指導及び連絡

部	課	担当業務
環境部	環境企画課	放射性物質に係る関係機関との連絡調整

第3 実施要領

1 石油類等危険物

(1) 危険物施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

危険物施設の責任者は、災害発生後、直ちに災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 要員の確保

危険物施設の責任者は、あらかじめ事業所内の自衛消防組織を編成するとともに、災害時の要員を確保する。

ウ 応急措置

危険物施設の責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

(ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流失又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置を講ずる。

(イ) タンクの破壊等により、漏洩した危険物が流出し、及び拡散しないよう防止措置を講ずる。

(ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置を講ずる。

エ 情報の提供及び広報

危険物施設の責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、危険物施設の管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第9節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

2 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

火薬類保管施設の責任者は、災害発生後、直ちに災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

(ア) 火薬類保管施設の責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

a 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。

b 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他の地域に搬送する。

c 搬送経路が危険である場合又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈めるなどの措置を講ずる。

d 火薬庫の入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。

e 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

- (a) 災害による避難について、住民に周知する。
- (b) 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を講ずる。
- (イ) 吸湿、変質、不発、半爆等のため、著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。
- (ウ) 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員及び消防団員に通報する。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、火薬類保管施設の管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第9節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

3 高圧ガス

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

高圧ガス保管施設の責任者は、災害発生後、直ちに災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

高圧ガス保管施設の責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

- (ア) 火気の使用を停止し、状況に応じて保安関係以外の電源を切断する。
- (イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに充填、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- (ウ) 充填容器等を安全な場所に移動する。
- (エ) 災害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - a 災害による避難について、住民に周知する。
 - b 当該施設の従業員についても、応急対策要員を除き、避難の措置を講ずる。
- (オ) 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (カ) 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員及び消防団員に通報する。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、高圧ガス保管施設の管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第9節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

4 毒物・劇物及び放射性物質

(1) 毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、又は保管する施設の責任者

ア 被害状況の把握及び連絡

毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、又は保管する施設の責任者は、災害発生後、直ちに災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、又は保管する施設の責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

- (ア) タンクの破壊等により漏洩した毒物・劇物及び放射性物質が流出し、及び拡散しないよう防止措置を講ずる。
- (イ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置を講ずる。

ウ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、保管する施設の責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対して災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 市本部長の措置

ア 市本部長は、毒物・劇物保管施設及び放射性物質を利用し、保管する施設の責任者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第9節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物及び放射性物質による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

イ 市本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等を行う。

第30節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 消防機関は、林野火災発生時において、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 消防機関の長は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより、消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 警戒区域の設定及び当該区域への出入りの制限等 2 消防応援の要請
市消防団	1 消火、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
盛岡地区広域消防組合	1 消火、救急、救助その他災害の発生又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 消防警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 消防応援の要請 2 消防応急活動の連絡調整 3 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 4 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限 5 岩手県防災ヘリコプターの派遣要請 6 自衛隊の災害派遣要請
農林部	農政課	1 農業関係機関との連絡調整 2 農業施設被害情報の収集 3 農作物等被害情報の収集 4 農地農業用施設被害情報の収集 5 家畜等被害情報の収集
	林政課	1 林業関係機関との連絡調整 2 農林業施設及び森林等被害情報の収集

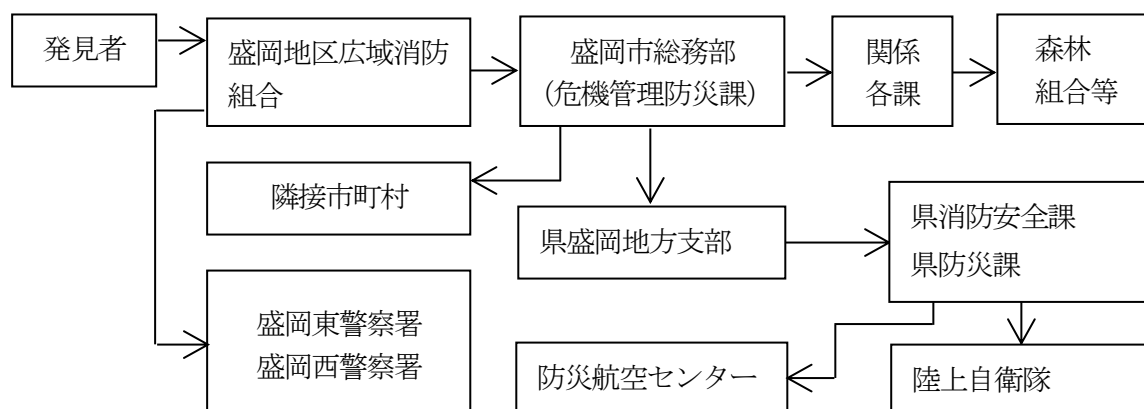
部	課	担当業務
建設部	道路管理課	交通規制の情報の収集
玉山総合事務所	産業振興課	1 農林業関係機関との連絡調整 2 農林業施設及び森林等被害情報の収集
	建設課	交通規制の情報の収集

※ 玉山総合事務所の担当業務は、玉山地域に関するものに限る。

第3 実施要領

1 通報連絡体制

防災関係機関における情報連絡は、次により行う。



2 市本部長の措置

(1) 市本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員及び消防団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

(2) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(3) 市本部長は、単独の消防機関による消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第12節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣を要請する。

【資料編2-17-2 消防相互応援協定】

【資料編3-11-1 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定】

【資料編3-11-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定】

【資料編3-11-3 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定】

【資料編3-11-4 中核市災害相互応援協定】

【資料編3-11-5 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定】

(4) 市本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合におい

ては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第32節「岩手県防災ヘリコプター応援要請計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

【資料編3-32-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定】

【資料編3-32-2 岩手県防災ヘリコプター運行管理要綱】

【資料編3-32-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運行要領】

(5) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート等及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

【資料編3-6-12 ヘリポート等一覧表】

3 消防機関の長の措置

(1) 林野火災防ぎょ計画

消防機関の長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所及び避難路などを調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(2) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常招集、部隊編成、資機材の確保及び有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

(ア) 消防職員及び消防団員に対する出動準備命令

(イ) 出動準備命令時に、必要と認める場合における待機命令

(ウ) 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員及び消防団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ 消防職員及び消防団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防機関の長及び消防職員及び消防団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動が必要と認めるときは、出動命令を待つことなく所属の署所に自

主参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(3) 火災防ぎょ活動

ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員及び消防団員は、消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮の下に円滑な消防活動を実施できるよう、現地指揮本部を設置する。

ウ 現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ活動の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。

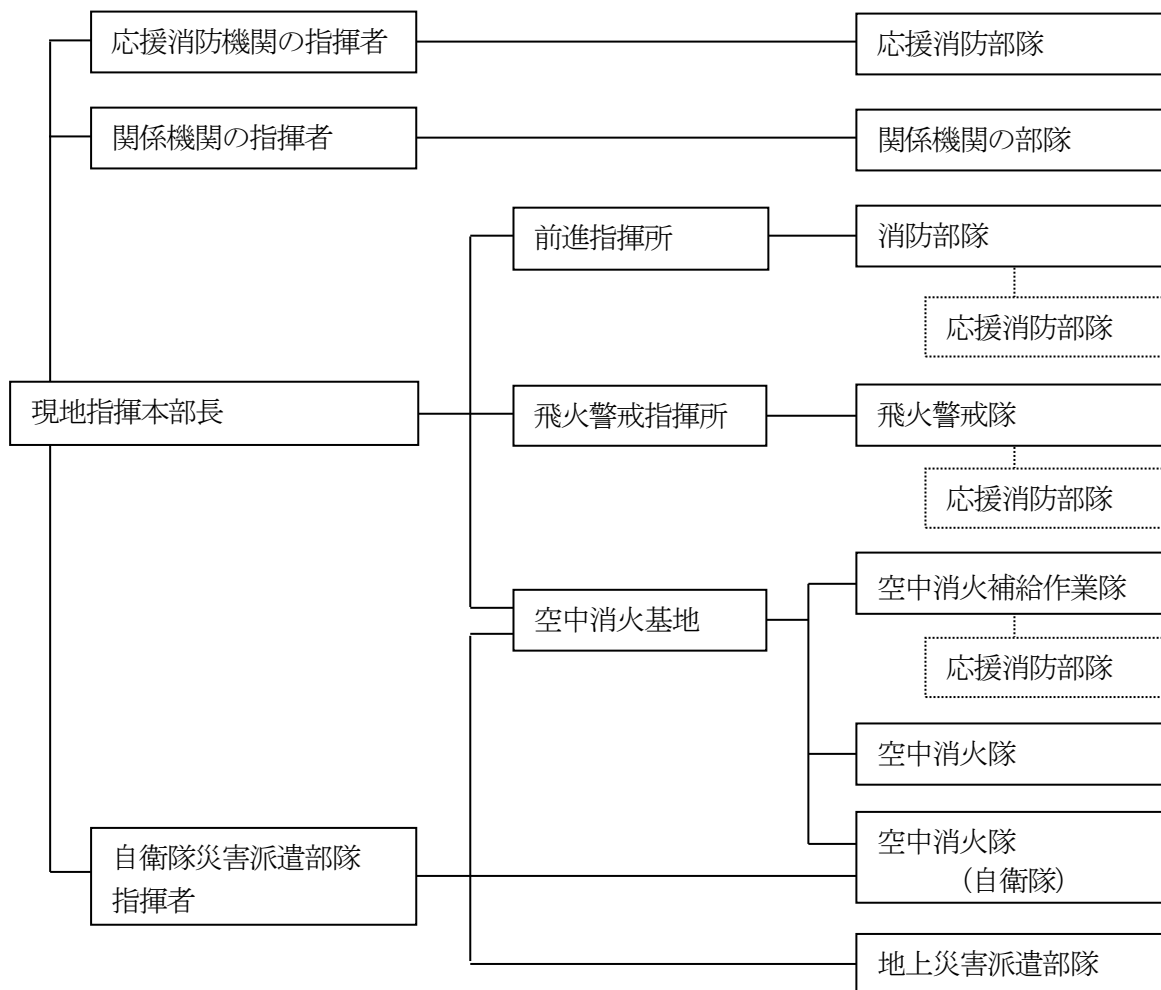
エ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。

オ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。

カ 林野火災の区域が他の消防組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。

キ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ク 現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする。



ケ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 林野火災の発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - (イ) 林野火災の延焼が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - (ウ) 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。
 - (エ) 林野火災が延焼し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
 - (オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - (カ) 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。
- (4) 単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した時には、あらかじめ相互応援協定を締結している消防機関に対して応援要請を行う。

【資料編2-17-3 消防相互応援に関する協定】

【資料編3-9-1 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画】

【資料編3-9-2 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱】

(5) 救急・救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、その活動計画を定める。

イ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
- (イ) 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- (ウ) 大規模林野火災により、救急及び救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命危険のある対象物を優先する。

(6) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達、避難誘導、避難場所等及び避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。

イ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達並びに避難誘導については、消防団、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保が出された場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険区域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所等の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、消防団、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(7) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集及び伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(8) 消防警戒区域等の設定

消防職員及び消防団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第31節 火山災害等継続災害への対応計画

第1 基本方針

- 1 市は、気象庁からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び市民等に伝達するための体制を整備する。
- 2 市は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- 3 市は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難指示対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。
- 4 市は、国、県等の協力の下、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保対策を講ずる。また、火山活動の長期化・反復のおそれがある場合は、安全な場所に仮設住宅・公営住宅、仮設校舎等を建設するとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、住宅の安全確保、道路の迂回等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずる。
- 5 市は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、国、県等の協力の下、生活支援、生業支援等の被災者支援策及び被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を講ずる。
- 6 市は、活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備事業、降灰除去事業、降灰防除施設の整備等により、火山噴火に伴う被害の軽減に努める。
- 7 避難、救出救助活動は噴火警戒レベルに応じて行われるものであるが、突発的な噴火が発生した場合、住民、登山者等の避難に時間的余裕がないことが想定されることから、より迅速な情報伝達や避難誘導等を行うよう努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の周知 2 避難指示 3 県本部長の指導及び指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施 4 避難者の生活支援 5 降灰対応等

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	1 火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の伝達 2 避難指示対象区域・警戒区域の設定、変更又は一時入域の実施
保健福祉部	地域福祉課	災害援護資金等の貸付

部	課	担当業務
	企画総務課	降灰による市民の健康影響評価
	指導予防課	感染症予防活動
子ども未来部	子育てあんしん課	避難場所等の安全確保
建設部	建築住宅課	応急仮設住宅の設置
各部	各課	所掌する施設に係る降灰除去等の対応

第3 実施要領

1 避難対策

(1) 避難誘導

ア 市は、泥流の発生状況を確認後、指定避難所等への避難誘導を行う。

イ 指定避難所等への安全な避難経路が確保できない地区については、住民等に地区内の高台への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかける。

(2) 避難対策

市は、火山災害が長期化した場合、土石流等二次災害の発生から市民等を守るため、次の対策を講ずる。

なお、対策に当たって、県及び市は、必要に応じて、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。

ア 情報伝達体制

(ア) 火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の情報伝達体制の整備

(イ) 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての市民等に対する啓発及び周知

イ 避難体制

(ア) 火山監視体制の強化

(イ) 避難誘導体制の強化

(ウ) 状況に応じた避難指示並びに警戒区域の設定及び変更

(エ) 住民への避難情報の通報体制の整備

ウ 一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、市民等の一時的避難施設の確保に努める。

(3) 避難指示対象区域・警戒区域への一時入域計画

ア 市は、避難指示対象区域・警戒区域への一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮し、入域者の安全対策に万全を期するものとする。

また、一時入域の実施に当たり、市は、必要に応じ、県に助言を求めるものとする。

イ 市は、避難指示対象区域・警戒区域への一時入域について、次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。

(ア) 市民等からの要望の集約方法及び集約体制

(イ) 一時入域の決定等の判断体制

(ウ) 安全確保のための防災関係機関との連携体制

ウ 市は、関係機関と連携し、避難指示対象区域・警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講ずる。

2 安全確保対策

- (1) 市は、火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。

【資料編3-31-1 報道機関への放送協力要請（通知）】

- (2) 市は、市民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため、次の対策を講ずる。

ア 土石流、火山泥流等の安全確保対策

- (ア) 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒及び避難に備えた監視体制の整備
- (イ) 火山に関する予警報・情報及び気象予警報等の伝達体制の整備
- (ウ) 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

イ 応急仮設住宅及び災害公営住宅の確保等

- (ア) 応急仮設住宅及び災害公営住宅の確保及びあっせん
- (イ) 居住性及びプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置
- (ウ) 被災者の家財道具等の保管場所の確保
- (エ) 管内の空き屋情報とその活用に係る検討

ウ 火山灰対応対策

- (ア) 降灰に関わる風向・風速情報の収集伝達
- (イ) 降灰による市民に対する健康影響調査

エ 感染症予防活動

- (ア) 感染症予防計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
- (イ) 廃棄物処理・障害物除去計画に基づく災害廃棄物の処理

- (3) 一時的に多量に出る火山灰が二次災害の原因とならないよう、市、防災関係機関及び施設の管理者は、相互に協力し速やかに火山灰を除去する。

【資料編3-31-2 火山情報の伝達先一覧表】

- (4) 対策にあたって、県及び市は必要に応じて火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。

3 避難者の生活支援

- (1) 生活資金の貸付等生活安定のための支援
- (2) 住宅再建時の助成及び資金の貸付等の支援
- (3) 家屋の応急修理及び火山灰除去作業の支援
- (4) 事業の維持及び再建への支援
- (5) 職業訓練、就業奨励等の再就職と雇用の安定への支援

4 治安確保対策

市は、警察と連携して住民等及び関係機関等へ、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置について周知し、警戒区域や避難対象地域の周辺における警戒活動を

実施する。

なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮の上、行うものとする。

5 風評被害対策

- (1) 県及び市は、観光団体等と連携し、火山災害による風評被害が観光業などの地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。
- (2) 県、市及び防災関係機関は、火山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び火山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段を活用して広報活動を行う。
- (3) 県、市及び防災関係機関は、火山活動の沈静化後においても、火山の現状等について積極的に広報活動を行い、風評被害の軽減に努める。

第32節 岩手県防災ヘリコプター応援要請計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、災害時において広域的かつ機動的な対応を図るため、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリコプター」という。）による災害応急対策を必要と判断した場合は、県本部長に防災ヘリコプターの応援を要請する。
- 2 市本部長は、防災ヘリコプターの応援要請に当たり、その受入体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	防災ヘリコプターの応援要請
建設部	交通政策課	飛行場外離着陸場の設置

第3 実施要領

1 要請の基準

防災ヘリコプターの応援を要請する基準は、次のとおりである。

公共性	災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図る場合
緊急性	差し迫った必要性がある場合
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効である場合

2 活動の内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

活動項目	活動の内容
災害応急対策活動	(1) 被災状況の偵察及び情報収集 (2) 救援物資、人員等の搬送 (3) 災害に関する情報、警報の伝達等の災害広報 (4) その他災害応急対策活動上、特に必要と認められる活動
消火活動	(1) 林野火災における空中消火 (2) 偵察及び情報収集 (3) 消防隊員、資機材等の搬送 (4) その他火災防衛活動上、特に必要と認められる活動
救助活動	(1) 中高層建築物等の火災における救助 (2) 山岳遭難、水難事故等における捜索及び救助 (3) 高速自動車道等の道路上の事故における救助 (4) その他救助活動上、特に必要と認められる活動

活動項目	活動の内容
救急活動	(1) 交通遠隔地からの傷病者の搬送 (2) 傷病者の転院搬送 (3) 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 (4) 臓器搬送 (5) その他救急活動上、特に必要と認められる活動

3 応援の要請

(1) 市本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に電話等により応援要請を依頼し、文書を提出する。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法

オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要な事項

【資料編3-32-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定】

【資料編3-32-2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱】

【資料編3-32-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領】

(2) 応援の要請先は、次のとおりである。

岩手県復興防災部消防安全課 (岩手県防災航空センター)	連絡先	
	昼間	夜間 (17:15～8:30)
	TEL 0198-26-5251 FAX 0198-26-5256	TEL 019-651-3111 FAX 0198-26-5256

4 防災ヘリコプターの受入れ

市本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整備する。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送を行う場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等の搬送手配

(3) その他必要な事項

第33節 応急公用負担計画

第1 基本方針

災害における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、緊急の必要があるとき、一定の区域内の土地、建物又は工作物等を使用し、又は収用し、さらに、区域の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	実施内容
市本部長	1 応急公用負担等の必要性の確認 2 区域内の住民等の土地、建物、工作物及び物件の一時使用、収用又は処分 3 災害応急対策に対する区域内の住民等の従事
市消防団	1 消防対象物及びその土地の使用、処分又は使用の制限
盛岡地区広域消防組合	2 消防活動に対する火災現場付近にいる者の従事
盛岡東警察署	1 区域内の住民等の土地、建物、工作物及び物件の一時使用、収用又は処分
盛岡西警察署	2 災害応急対策に対する区域内の住民等の従事

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課	応急措置を実施するための応急公用負担等に係る連絡調整

第3 実施要領

1 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は、市長が行う。
- (2) 市長若しくは市長の権限を行使する市の職員が現場にいないときに、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長の委任を受けた者は、応急公用負担の権限を行使できる。
- (3) 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、消防職員又は消防団員が行う。
- (4) 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、総務部が行う。

2 応急公用負担等の対象及び内容

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するための応急公用負担等の対象及び内容は次のとおりとする。

(1) 市長

- ア 区域内の住民及び応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。
- イ 区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用すること。

ウ 区域内の他人の土地、竹木、その他の物件を使用し、又は収用し、処分すること。

(2) 消防職員、団員等

ア 消防職員、消防団員

(ア) 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分し、又は使用を制限すること。

(イ) 緊急の必要があるとき、火災現場付近にいる者を、消火、延焼の防止、人命の救助その他の消防活動に従事させること。

イ 水防管理者

(ア) 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又はその障害物を処分すること。

(イ) 水防のため、やむを得ない場合には、水防管理団体の区域内の住民又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させること。

3 応急公用負担等の要請

(1) 人的公用負担は、相手方に次の事項を明示して口頭で要請する。

ア 目的

イ 作業の内容

ウ その他必要事項

(2) 物的公用負担は、次により行う。

ア 区域内の住民等の土地、竹木、建物、工作物その他の物件（以下本節中「工作物等」という。）の使用又は収用を行うときは、対象となる工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対して、公用負担に係る次の事項を通知する。

(ア) 当該工作物等の名称、種類、形状、数量及び所在した場所

(イ) 処分の期間又は期日

(ウ) その他必要事項

イ 通知すべき占有者などの氏名及び住所が不明の場合は、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市役所又は盛岡東警察署、盛岡西警察署及び紫波警察署に掲示し、通知に代える。

ウ 市長及び警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長及び警察署長は、次の方法により当該工作物等の保管等を行う。

(ア) 当該工作物等の権限を有する者に対して返還に必要な事項を公示する。

(イ) 保管工作物等に滅失又は破損のおそれがある場合、若しくは保管に不相応な費用を要する場合は、当該工作物を売却し、その代金を保管する。

(ウ) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

(エ) 工作物等の保管に関する公示の日から起算して、6月を経過しても当該工作物等又は売却した代金を返還する相手方が不明の場合は、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

4 損失補填及び損害補償等

- (1) 区域内において物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- (2) 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合には、実費弁償を行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、条例の定めに従い、損害補償を行う。

第34節 原子力災害応急対策計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、原子力災害が発生し、その影響が本市に及ぶおそれがある場合、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、体制を定め、広報・広聴、避難対策、モニタリング及び医療保健について、それぞれの実施体制を定める。

第2 活動体制

1 市の活動体制

- (1) 市は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合、及び原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、県その他の防災関係機関との連携の下に、緊急事態応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員体制を定める。
- (2) 市対策本部の配備基準は県計画に準ずるが、県配備体制の1号及び2号は市配備体制の警戒配備に該当し、3号は非常配備に該当するものとする。
- (3) 市本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係地方行政機関又は関係地方指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。
- (4) 市は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

2 防災関係機関の活動体制

- (1) 防災関係機関は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、その所管する緊急事態応急対策を実施する。
- (2) 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、緊急事態応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。
- (3) 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第3 特定事象発生情報等の伝達

1 市の措置

- (1) 市長は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、市民等に対して広報を行う。
- (2) 市長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法等を定める。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。

(4) 特定事象発生情報及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね次の方法による。

- ア 同報系防災行政無線
- イ 有線放送
- ウ CATV
- エ コミュニティFM、臨時災害放送局
- オ 電話
- カ 携帯端末等の緊急速報メール
- キ 広報車
- ク 自主防災組織の広報活動

2 防災関係機関の措置

- (1) 放送事業者は、ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕、スーパー等により放送する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じて、関係団体等に通知する。

第4 情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- (1) 災害情報の収集、伝達に当っては、防災関係機関相互に密接に連携を図る。
- (2) 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

2 情報の収集・伝達実施要領

- (1) 市長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県知事から伝達された情報を関係機関に周知する。
- (2) 上記のほか、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

第5 市民等への情報提供・広報広聴

1 市による情報提供

- (1) 市は、県から市民に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、同様の内容により情報提供を行う。なお、県から提供される情報は次に掲げる事項である。

- ア 特定事象発生情報等の概要
- イ 災害の概況
- ウ 緊急時モニタリングの結果等
- エ 県等の防災関係機関の対策状況
- オ 市民がとるべき措置、注意事項
- カ その他必要と認める事項

- (2) 市民への情報提供は、次の方法によるほか多様な手段を活用する。

- ア 同報系防災行政無線
- イ 有線放送
- ウ C A T V
- エ コミュニティFM、臨時災害放送局
- オ 電話
- カ 携帯端末等の緊急速報メール
- キ 広報車
- ク 自主防災組織の広報活動

2 防災関係機関による情報提供

防災関係機関は、県から市民に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、職員及び所管する団体等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

第6 緊急時モニタリング

市は、原子力災害が発生したときに県が行う、市内の環境への影響及び市内で販売される流通食品、市内で生産・収穫される農林水産物等、水道水、その他必要と認められるものの放射性濃度を把握するための緊急モニタリングに協力するほか、必要に応じて市の自主的な調査を実施する。

第7 避難・影響回避

- 1 市長は、原子力災害が発生した場合には、市民が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。
- 2 市長は、原子力災害の発生に伴い、市外からの避難者を受け入れることとした場合は、迅速に指定避難所を開設し、その適正な運営を図るとともに、避難者が必要な情報や支援、サービスを容易に受け取ることができる体制の整備を図る。
- 3 市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内避難指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市長は国と堅密な連携を行うものとする。
- 4 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第8 医療・保健

市長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施するとともに、県外からの避難者等に対する被ばく医療の実施が必要な場合は、県内外の医療機関及び消防との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。また、市民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理及びこころのケアを実施する。

1 避難退域時検査及び簡易除染

- (1) 市長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。
- (2) 市長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。

2 初動医療体制

- (1) 市長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。
- (2) 市長は、県本部長が市長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、原子力災害医療派遣チーム及び専門家、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定した場合、その通知を受ける。
- (3) 市長は、県本部長の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は当該搬送等に協力する。